

### 第3章 対象事業の実施を予定している区域及びその周囲の概況

#### 3.1 事業の実施予定場所

事業の実施予定場所は図 2.4-2 に示すとおり、大正区船町一丁目である。

#### 3.2 事業の実施予定場所の周囲の概況

事業の実施予定場所である大正区と隣接する住之江区及び西成区の概況についてまとめた。

##### 3.2.1 社会経済

###### 1. 人口

大阪市、大正区、住之江区及び西成区の人口及び人口密度等は、表 3.2-1 に示すとおりである。

事業計画地がある大正区の面積は 9.43km<sup>2</sup>、人口は約 59,600 人であり、大阪市全体に占める割合はそれぞれ 4.2%、2.1%であり、人口密度は 6,321 人/km<sup>2</sup>となっている。

世帯数については、大正区は 30,421 世帯であり、大阪市全体に占める割合は 1.9%となっている。

昼間人口は表 3.2-2 に示すとおりであり、大阪市では昼間人口が常住人口を上回っており、大正区においても、昼間人口が常住人口を上回っている。

過去 10 年間の人口の推移は表 3.2-3 及び図 3.2-1 に示すとおりであり、大阪市の人口は平成 27 年から令和 6 年の間に 10 万人程度増加しているが、大正区の人口は 5 千人程度減少している。

表 3.2-1 面積・人口・人口密度・世帯数

令和 6 年 10 月 1 日現在

項目 地区	面積 (km <sup>2</sup> )	人口 (人)	人口密度 (人/ km <sup>2</sup> )	世帯数 (世帯)
大正区	9.43 (4.2%)	59,603 (2.1%)	6,321	30,421 (1.9%)
住之江区	20.68 (9.2%)	116,699 (4.2%)	5,643	61,390 (3.9%)
西成区	7.37 (3.3%)	105,947 (3.8%)	14,375	68,562 (4.4%)
大阪市	225.34 (100%)	2,791,907 (100%)	12,390	1,563,504 (100%)

注：( ) 内は、大阪市全体に占める割合。

出典：大阪府ホームページ「令和 6 年度大阪府統計年鑑」（令和 7 年 10 月閲覧）より作成

表 3.2-2 昼間人口

令和2年10月1日現在

項目 地区	夜間人口 (人)	流入人口 (人)	流出人口 (人)	昼間人口 (人)	昼夜間人口 比率 (%)
大正区	62,083	21,937	18,733	65,287	105.2
住之江区	120,072	59,513	35,052	144,533	120.4
西成区	106,111	25,124	27,072	104,163	98.2
大阪市	2,752,412	1,230,285	336,776	3,645,921	132.5

注：1. 夜間人口とは、常住地による人口である。

2. 昼夜間人口比率：夜間人口=100

出典：大阪府ホームページ「令和6年度大阪府統計年鑑」（令和7年10月閲覧）より作成

表 3.2-3 人口の推移

(単位：人)

年 地区	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
大正区	65,141	64,634	64,280	63,628	62,789
住之江区	122,988	122,297	121,989	121,671	120,994
西成区	111,883	110,524	109,609	108,562	107,122
大阪市	2,691,185	2,702,316	2,713,725	2,725,855	2,741,336

年 地区	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
大正区	62,083	61,356	60,345	59,465	59,603
住之江区	120,072	118,732	117,595	117,159	116,699
西成区	106,111	105,446	106,004	105,782	105,947
大阪市	2,752,412	2,750,835	2,756,807	2,770,520	2,791,907

注：毎年10月1日現在の推計人口であり、令和2年は、国勢調査結果である。

出典：大阪府ホームページ「令和5年度、令和6年度大阪府統計年鑑」（令和7年10月閲覧）より作成

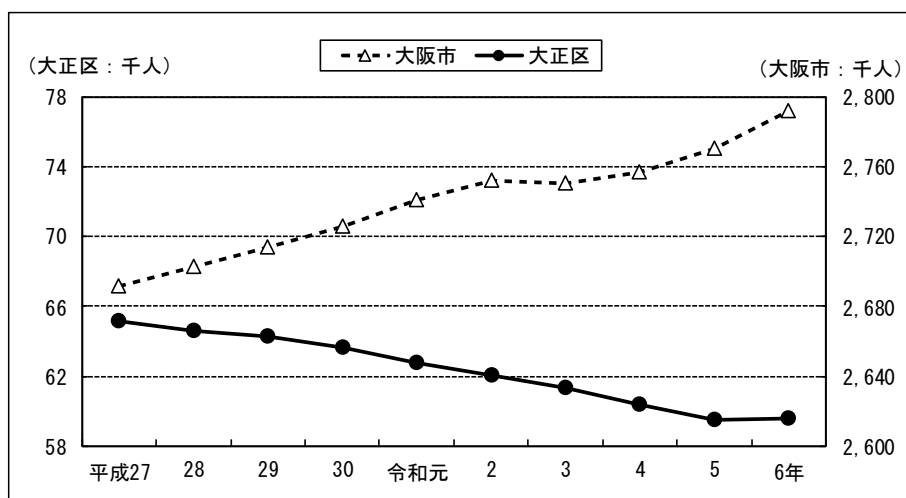


図 3.2-1 人口の推移

## 2. 産業

大阪市、大正区、住之江区及び西成区における産業別事業所数及び従業者数は、表 3.2-4 に示すとおりである。令和 3 年 6 月 1 日現在、事業計画地がある大正区の実業所数及び従業者数は、2,991 事業所及び 29,595 人であり、それぞれ大阪市全体の 1.7%、1.3%を占めている。

大阪市、大正区、住之江区及び西成区における農業、工業及び商業の概要は表 3.2-5～表 3.2-7 に示すとおりである。

また、大阪市における用途別上水道有収水量及び栓数は表 3.2-8 に示すとおりである。

表 3.2-4 産業別事業所数及び従業者数

令和 3 年 6 月 1 日現在

項目	大正区		住之江区		西成区		大阪市	
	事業所数 (所)	従業者数 (人)	事業所数 (所)	従業者数 (人)	事業所数 (所)	従業者数 (人)	事業所数 (所)	従業者数 (人)
全産業	2,991 (1.7%)	29,595 (1.3%)	4,804 (2.7%)	71,996 (3.1%)	4,210 (2.4%)	37,649 (1.6%)	177,184 (100%)	2,308,581 (100%)
農業、林業	1	1	4	82	4	32	57	518
漁業	-	-	-	-	-	-	1	3
鉱業、採石業、 砂利採取業	-	-	-	-	-	-	4	66
建設業	294	2,607	329	2,961	242	1,862	9,619	125,021
製造業	429	6,468	403	9,300	484	5,273	14,860	191,643
電気・ガス・熱供給・ 水道業	4	31	8	1,478	1	94	148	12,837
情報通信業	17	62	39	1,583	10	82	5,489	167,777
運輸業、郵便業	194	3,505	635	16,152	73	2,335	3,860	110,265
卸売業、小売業	704	5,890	1,181	12,942	998	8,226	44,879	527,474
金融業、保険業	16	247	40	569	32	370	3,001	82,455
不動産業、物品賃貸業	214	760	334	1,489	486	1,461	16,744	98,565
学術研究、 専門・技術サービス業	69	844	118	2,733	67	307	14,583	124,940
宿泊業、 飲食サービス業	375	1,936	459	4,007	586	3,263	22,806	186,768
生活関連サービス業、 娯楽業	181	573	295	3,435	315	1,140	10,410	73,610
教育、学習支援業	39	409	92	1,818	49	367	4,020	51,237
医療、福祉	257	4,581	516	8,227	637	9,792	14,577	238,411
複合サービス事業	11	189	16	345	17	256	440	7,334
サービス業（他に分類 されないもの）	186	1,492	335	4,875	209	2,789	11,686	309,657

注：1. ( ) 内は大阪市全体に占める割合。

2. 表中の「-」は、該当するものがないことを示す。

出典：大阪府ホームページ「令和 6 年度大阪府統計年鑑」（令和 7 年 10 月閲覧）より作成

表 3.2-5 農業の概要

令和 2 年 2 月 1 日現在

項目		地区	大正区	住之江区	その他	大阪市
農家数 (戸)	総数		—	4 (1.1%)	10 (2.9%)	348 (100%)
	自給的農家		—	4 (1.6%)	8 (3.2%)	251 (100%)
	販売農家		—	—	2 (2.1%)	97 (100%)
経営耕地面積 (a)	総面積		—	—	—	5,521
	田		—	—	—	3,283
	畑		—	—	—	2,134
	樹園地		—	—	—	104

注：1. ( ) 内は大阪市全体に占める割合。

2. 表中の「—」は、該当するものがないことを示す。

3. 「その他」とは「農家数」については北・中央・西・港・天王寺・西淀川・東成・城東・西成の9区を合計した数値である。「経営耕地面積」については西淀川区・城東区・北区・中央区の4区を合計した数値の為対象外)

出典：大阪市ホームページ「大阪市統計書（令和6年版）」（令和7年10月閲覧）より作成

表 3.2-6 工業の概要

令和 2 年 6 月 1 日現在

項目	地区	大正区	住之江区	西成区	大阪市
事業所数(所)		166(3.4%)	188(3.9%)	204(4.2%)	4,879(100%)
従業者数(人)		5,281(4.7%)	6,978(6.2%)	4,271(3.8%)	112,970(100%)
製造品出荷額等(万円)		28,193,556(7.9%)	30,001,949(8.4%)	11,824,486(3.3%)	357,471,261(100%)

注：1. ( ) 内は大阪市全体に占める割合。

2. 製造品出荷額等は令和元年1年間の数値である。

出典：大阪市ホームページ「大阪市統計書（令和6年版）」（令和7年10月閲覧）より作成

表 3.2-7 商業の概要（卸売業・小売業）

令和 3 年 6 月 1 日現在

項目	地区	大正区	住之江区	西成区	大阪市
事業所数(所)		576(1.7%)	947(2.7%)	838(2.4%)	34,597(100%)
従業者数(人)		4,573(1.1%)	10,736(2.6%)	6,341(1.5%)	415,955(100%)
年間商品販売額(百万円)		177,921(0.4%)	724,177(1.8%)	201,354(0.5%)	39,727,428(100%)

注：1. ( ) 内は大阪市全体に占める割合。

2. 年間商品販売額は、令和2年1年間の数値である。

出典：大阪市ホームページ「大阪市統計書（令和6年版）」（令和7年10月閲覧）より作成

表 3.2-8 用途別上水道有収水量及び栓数（大阪市）

令和 5 年度末現在

項目	総数	事業用	生活用
有収水量（千 m <sup>3</sup> ）	362,607（100%）	106,260（29.3%）	256,347（70.7%）
栓数（件）	1,236,390（100%）	109,343（8.8%）	1,127,047（91.2%）

注：（ ）内は総数に占める割合。

出典：大阪府ホームページ「令和 6 年度大阪府統計年鑑」（令和 7 年 10 月閲覧）より作成

### 3. 交通

#### (1) 道路

事業計画地周辺の主要道路は図 3.2-2 に、主要道路における平日 24 時間の交通量は表 3.2-9 に示すとおりである。

事業計画地周辺においては、北側を一般府道大阪港八尾線が東西に通っており、一般府道大阪港八尾線の北側を一般府道大阪八尾線が南北に、また、一般府道大阪八尾線と交差して一般国道 43 号が東西に通っている。

事業計画地の南側には一般府道住吉八尾線が東西に、東側には一般府道大阪臨海線が南北に通っており、一般府道大阪臨海線の東側を高速大阪堺線が南北に通っている。

これらの主要道路における自動車交通量は約 7,700~62,000 台となっており、高速大阪堺線の交通量が最も多くなっている。

表 3.2-9 事業計画地周辺の主要道路の交通量

番号	路線名	観測地点（上り・下り）	自動車類 12 時間交通量(台)			自動車類 24 時間 交通量 (台)	大型車 混入率 (%)
			小型車	大型車	合計		
①	高速大阪堺線	大阪市西成区北津守 1 丁目	35,032	4,847	39,879	51,503	12.2
②	高速大阪堺線	大阪市西成区長橋 3 丁目	40,342	5,612	45,954	59,299	12.2
③	高速大阪堺線	大阪市西成区千本中 2 丁目	42,308	5,865	48,173	62,122	12.2
④	高速大阪堺線	大阪市住之江区浜口西 1 丁目	34,662	3,732	38,394	49,304	9.7
⑤	高速道路西大阪線	上り：大阪市西成区南開 2 丁目 下り：大阪市西成区北津守 2 丁目	5,250	820	6,070	7,689	13.5
⑥	高速道路西大阪線	大阪市大正区三軒家東 3 丁目	13,990	2,939	16,929	22,301	17.4
⑦	高速道路西大阪線	大阪市大正区泉尾 3 丁目	12,729	2,658	15,387	20,385	17.3
⑧	高速道路西大阪線	大阪市港区南市岡 3 丁目	15,224	3,499	18,723	24,427	18.7
⑨	一般国道 43 号	大阪市西成区北開 2 丁目	18,942	3,528	22,470	30,335	15.7
⑩	一般国道 43 号	大阪市西成区北津守 2 丁目	22,695	6,438	29,133	39,330	22.1
⑪	一般府道大阪港八尾線	-	4,430	3,156	7,586	9,710	41.6
⑫	一般府道大阪港八尾線	大阪市大正区鶴町 2 丁目	7,703	3,829	11,532	14,876	33.2
⑬	一般府道大阪港八尾線	大阪市大正区鶴町 1 丁目	8,408	4,588	12,996	17,025	35.3
⑭	一般府道大阪港八尾線	大阪市西成区南津守 2 丁目	8,853	2,765	11,618	15,219	23.8
⑮	一般府道大阪港八尾線	大阪市住之江区東加賀屋 1 丁目	15,758	5,652	21,410	28,904	26.4
⑯	一般府道大阪港八尾線	-	16,887	2,703	19,590	26,251	13.8
⑰	一般府道大阪臨海線	-	19,307	8,314	27,621	37,565	30.1
⑱	一般府道大阪臨海線	大阪市住之江区緑木 1 丁目	19,670	7,055	26,725	37,950	26.4
⑲	一般府道大阪臨海線	-	16,249	7,576	23,825	32,164	31.8
⑳	一般府道住吉八尾線	大阪市住之江区緑木 1 丁目	10,337	6,862	17,199	22,875	39.9
㉑	一般府道住吉八尾線	大阪市住吉区遠里小野 1 丁目	6,233	647	6,880	8,737	9.4
㉒	一般府道住吉八尾線	-	5,573	710	6,283	7,979	11.3
㉓	一般府道大阪八尾線	大阪市大正区小林西 1 丁目	12,494	4,883	17,377	23,112	28.1
㉔	一般府道大阪八尾線	-	16,363	4,832	21,195	28,613	22.8

注：1. 表中の番号は、図 3.2-2 の交通量調査地点に対応している。

2. 数値の斜体は、非観測地点の推定値を示す。

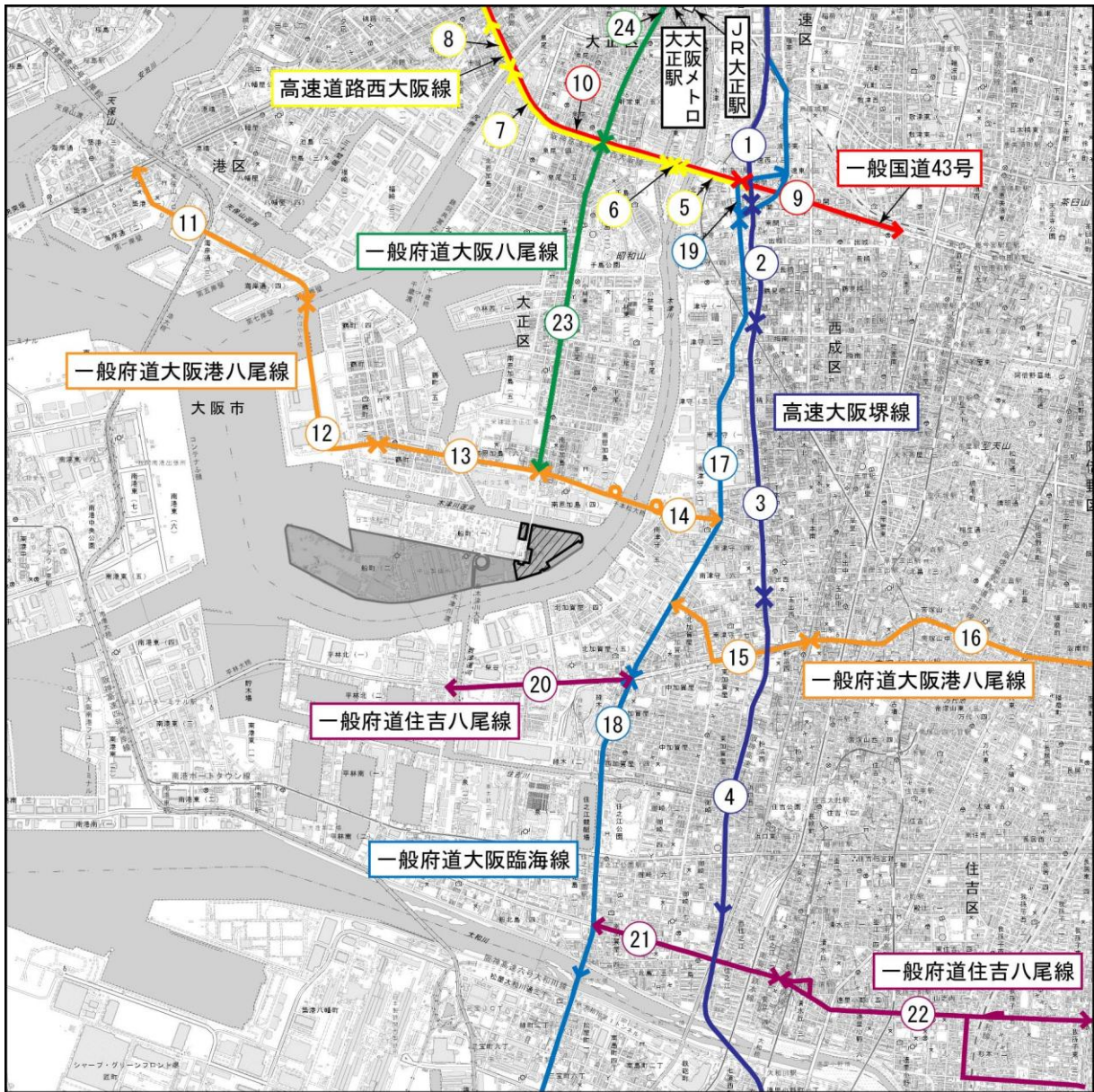
3. 「-」は、観測地点の記載がないことを示す。

出典：国土交通省ホームページ「令和 3 年度 全国道路・街路交通情勢調査（道路交通センサス）」  
（令和 7 年 10 月閲覧）より作成

## (2) 鉄道

事業計画地のある大正区内には、J R大阪環状線及び地下鉄長堀鶴見緑地線がある。

事業計画地の最寄りとなる各線大正駅の乗車数は、大阪府ホームページ「令和6年度大阪府統計年鑑」（令和7年10月閲覧）によると、J R大阪環状線が23,473人、地下鉄長堀鶴見緑地線が5,942人となっている。



この地図は、国土地理院の電子地形図25000をもとに作成した。

凡例

 事業計画地  中山製鋼所船町工場

①～②④ 交通量調査地点

↔ 調査区間



1:50,000



出典：国土交通省ホームページ「令和3年度 全国道路・街路交通情勢調査（道路交通センサス）」  
（令和7年10月閲覧）より作成

図 3. 2-2 事業計画地周辺の主要道路及び鉄道の主要駅

#### 4. 土地利用

大阪市、大正区、住之江区及び西成区における地目別面積は、表 3.2-10 に示すとおりであり、事業計画地がある大正区では総面積の 55.8%が工業地区として利用されており、次いで住宅地区が 38.7%となっている。

また、事業計画地周辺の用途地域の指定状況は、図 3.2-3 に示すとおりである。事業計画地は工業専用地域となっている。

事業計画地周辺は工業専用地域や準工業地域が多いが、事業計画地の北側には第 1 種住居地域、東側には第 1 種住居地域及び第 2 種中高層住居専用地域、南側には第 1 種・第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域及び商業地域がある。

また、事業計画地周辺の建物用途別土地利用現況図は図 3.2-4 に示すとおりである。

大正区、住之江区及び西成区における学校及び病院等の分布は図 3.2-5 に示すとおりである。

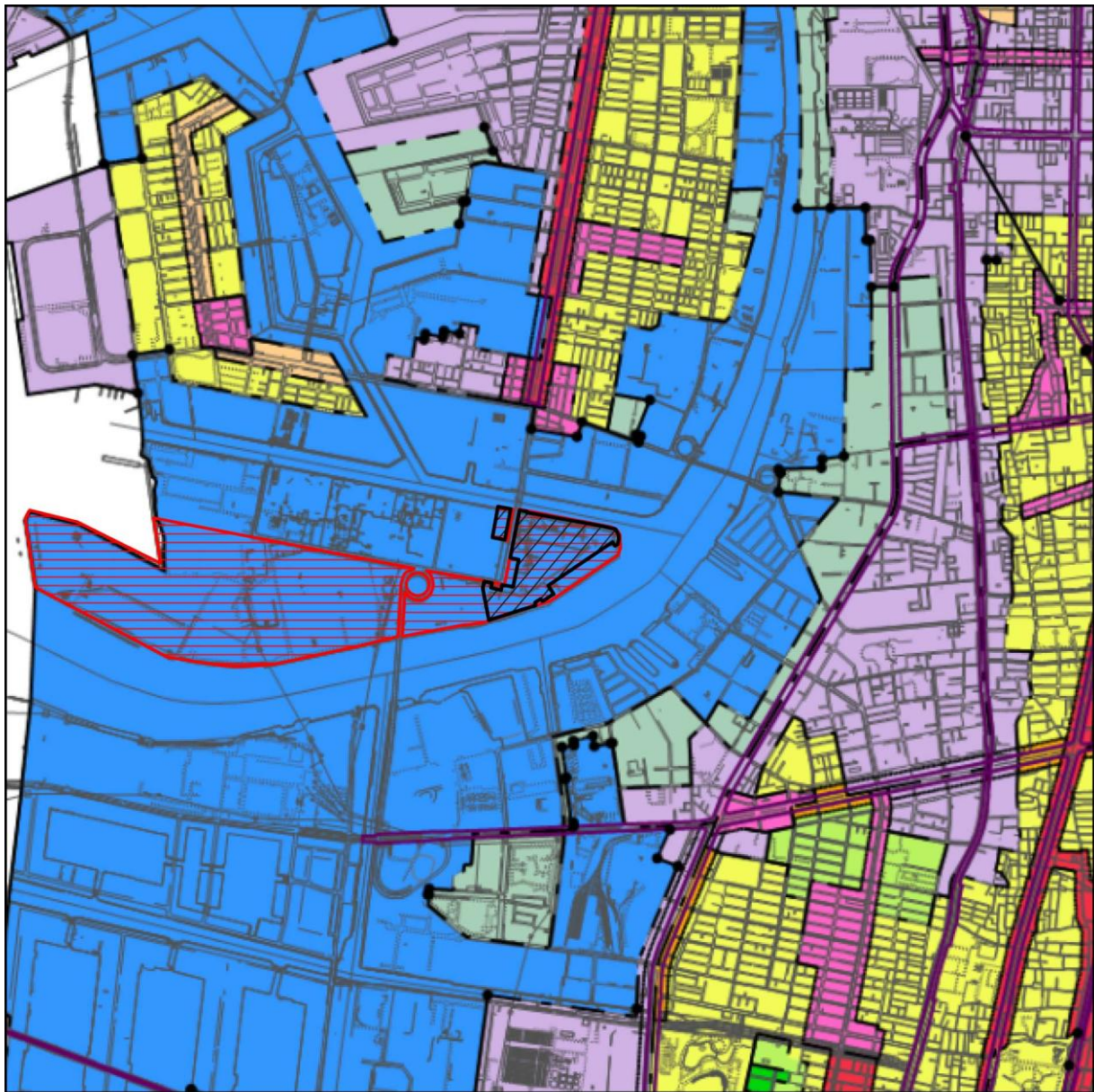
表 3.2-10 地目別（有租地）面積

令和 6 年 1 月 1 日現在


地区 地目	大正区		住之江区		西成区		大阪市		
	面積 (m <sup>2</sup> )	構成比 (%)	面積 (m <sup>2</sup> )	構成比 (%)	面積 (m <sup>2</sup> )	構成比 (%)	面積 (m <sup>2</sup> )	構成比 (%)	
宅地	商業地区	196,469	4.8	709,327	6.7	458,811	10.6	14,421,543	12.9
	工業地区	2,275,912	55.8	6,244,934	58.7	974,076	22.6	23,707,921	21.2
	住宅地区	1,578,053	38.7	2,957,317	27.8	2,710,106	62.8	67,869,293	60.8
	総面積	4,050,434	99.2	9,911,578	93.1	4,142,993	96.1	105,998,757	95.0
田畑	-	-	17,675	0.2	528	0.0	678,742	0.6	
雑種地	31,871	0.8	711,701	6.7	168,545	3.9	4,913,619	4.4	
総面積	4,082,305	100	10,640,954	100	4,312,066	100	111,591,118	100	

注：表中の「-」は、該当するものがないことを示す。

出典：大阪市ホームページ「大阪市統計書（令和 6 年版）」（令和 7 年 10 月閲覧）より作成

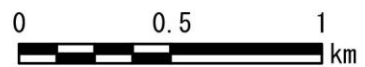


凡 例

- |   |              |   |           |
|---|--------------|---|-----------|
|  | 事業計画地        |  | 中山製鋼所船町工場 |
|  | 第1種中高層住居専用地域 |  | 近隣商業地域    |
|  | 第2種中高層住居専用地域 |  | 商業地域      |
|  | 第1種住居地域      |  | 準工業地域     |
|  | 第2種住居地域      |  | 工業地域      |
|  | 準住居地域        |  | 工業専用地域    |

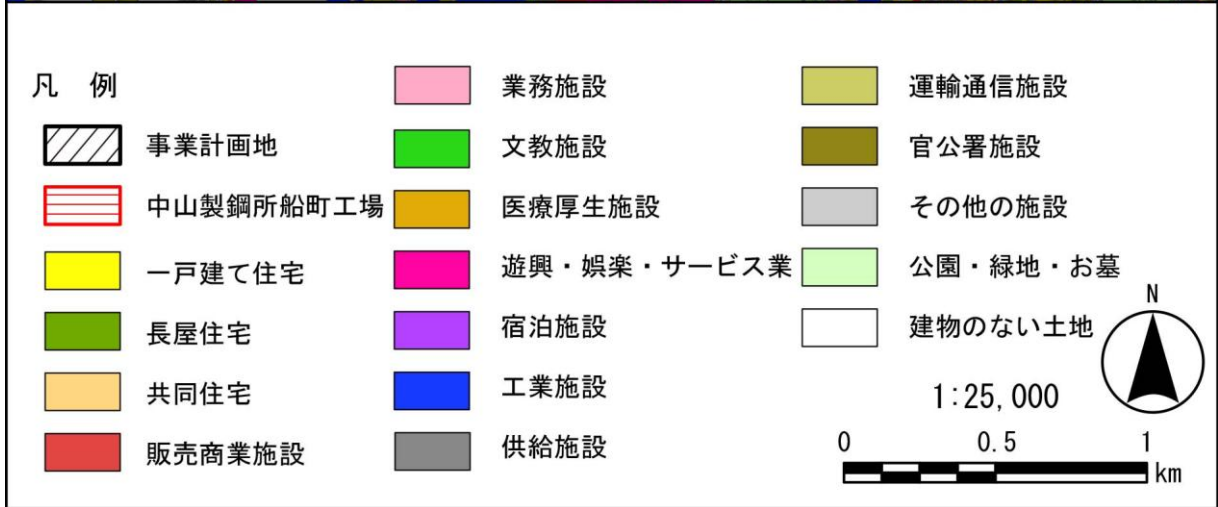
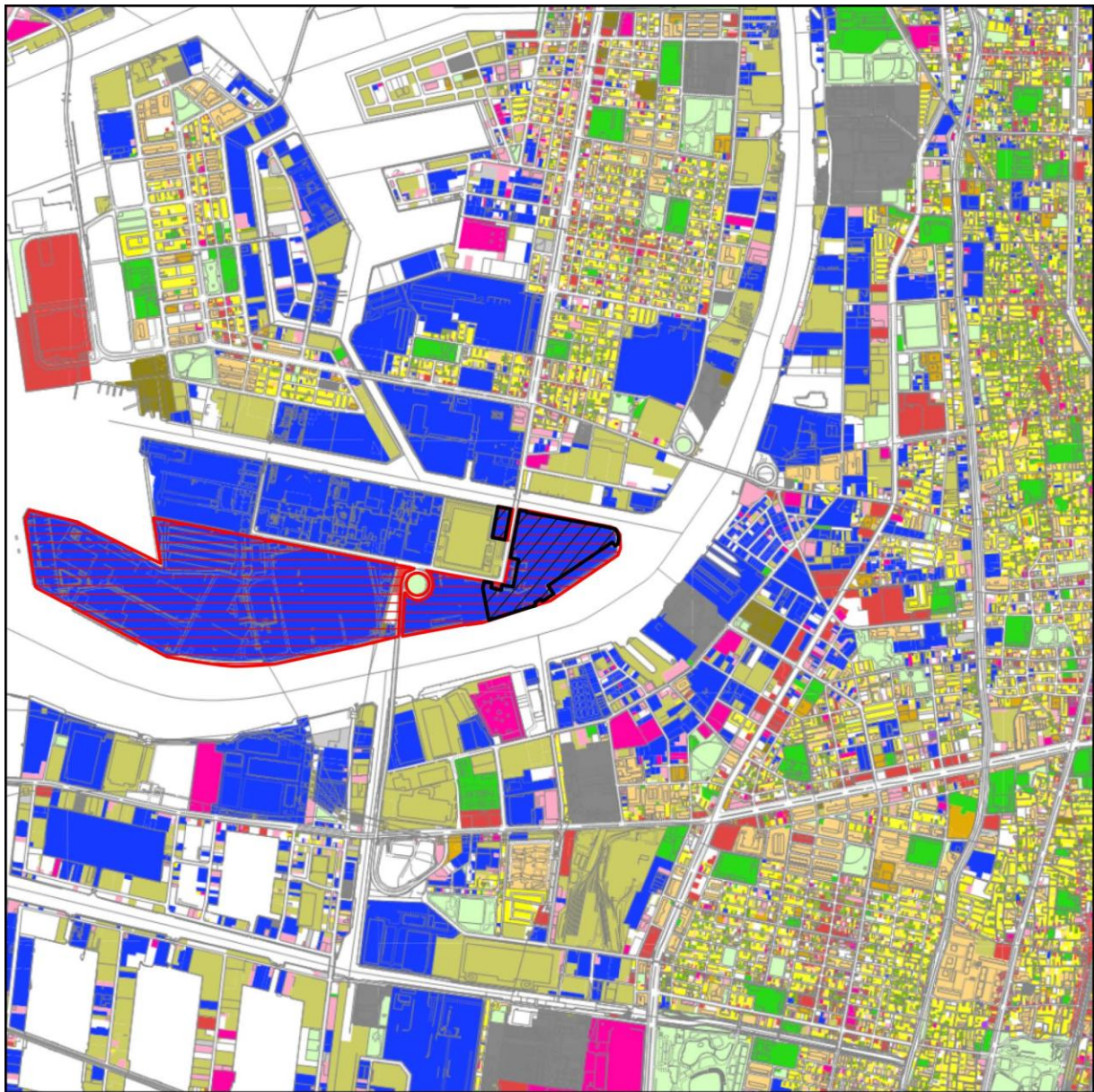


1:25,000



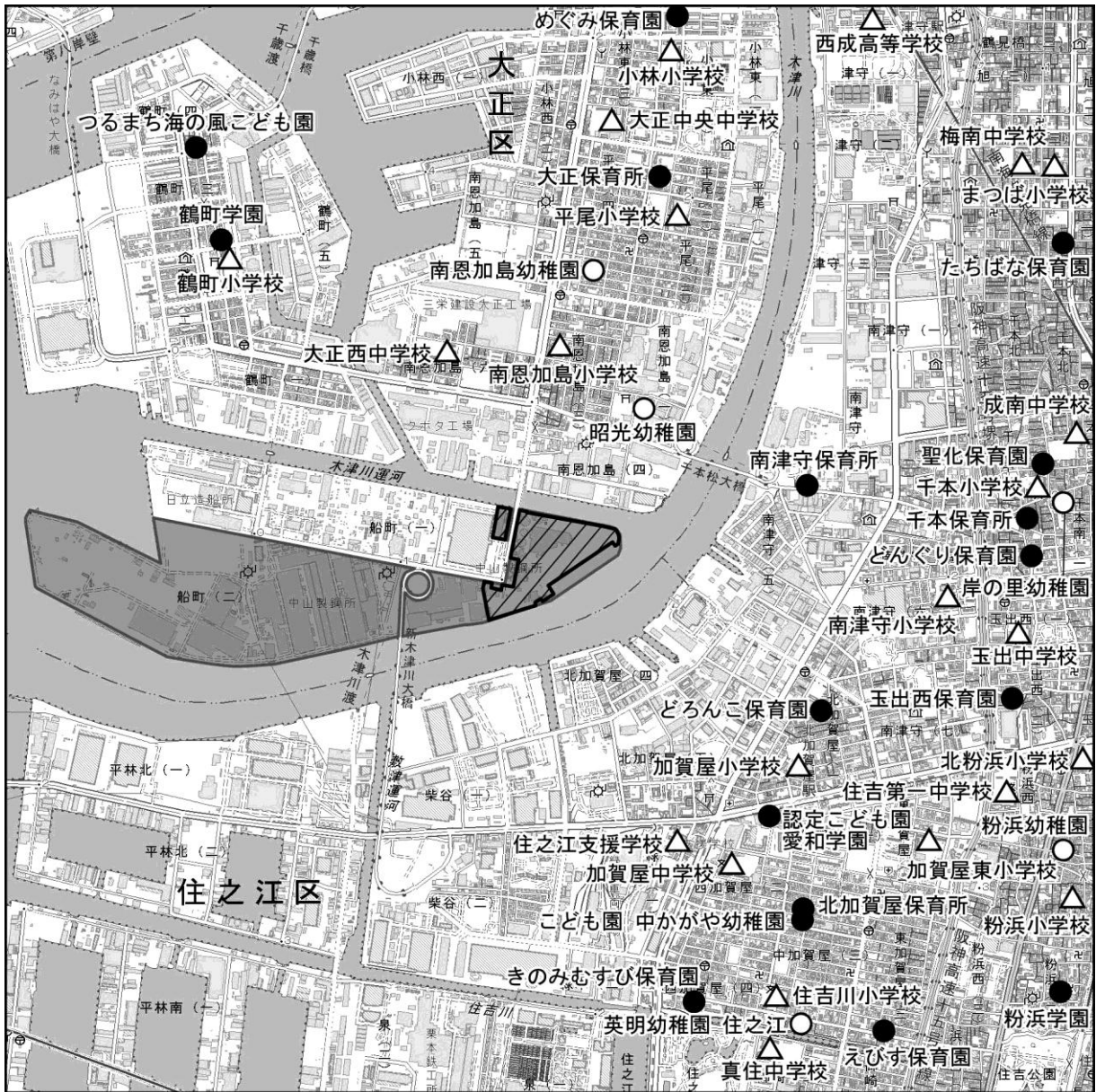
出典：大阪市ホームページ「地図情報サイト マップナビおおさか」（令和7年10月閲覧）より作成

図 3.2-3 用途地域の指定状況



出典：大阪市ホームページ「地図情報サイト マップナビおおさか」（令和7年10月閲覧）より作成

図 3.2-4 建物用途別土地利用現況図



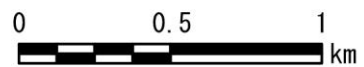
この地図は、国土地理院の電子地形図25000をもとに作成した。

凡例

-  事業計画地
-  中山製鋼所船町工場
-  幼稚園
-  保育園
-  学校

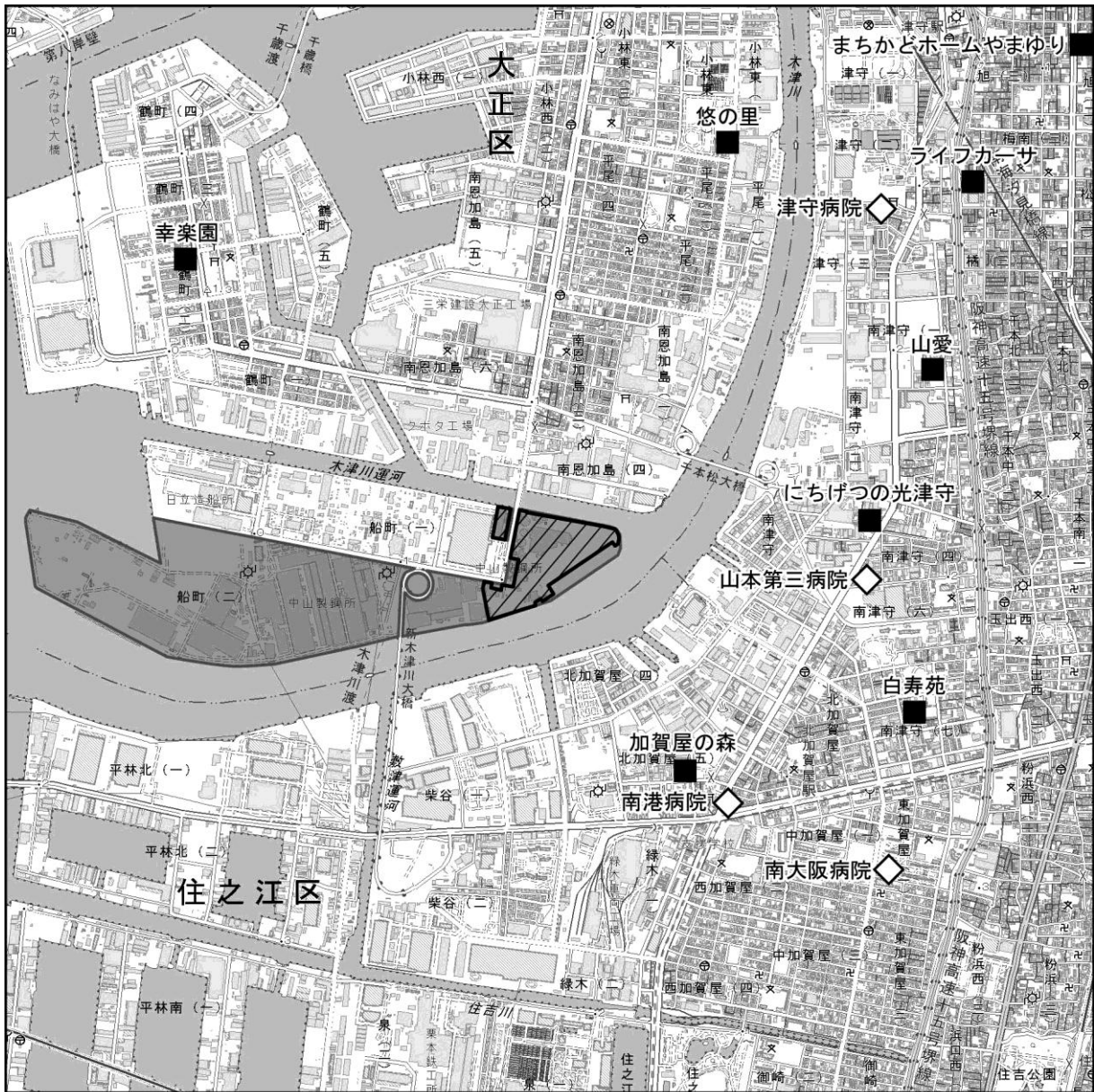


1:25,000







出典：大阪市ホームページ「大阪市立幼稚園紹介」「保育施設等一覧」（令和7年10月閲覧）  
 大阪府ホームページ「私立幼稚園一覧」「大阪市内にある府立高等学校一覧」（令和7年10月閲覧）  
 大阪市教育委員会ホームページ「大阪市立学校園」（令和7年10月閲覧）より作成

図 3.2-5(1) 学校及び病院等の分布（学校）



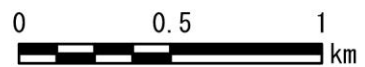
この地図は、国土地理院の電子地形図25000をもとに作成した。

凡例

-  事業計画地
-  中山製鋼所船町工場
-  病院
-  特別養護老人ホーム



1:25,000



出典：大阪市ホームページ「地図情報サイト マップナビおおさか」（令和7年10月閲覧）  
 厚生労働省ホームページ「医療情報ネット（ナビイ）」（令和7年10月閲覧）より作成  
 図3.2-5(2) 学校及び病院等の分布（病院及び特別養護老人ホーム）

## 5. 水域

### (1) 上水道

大阪市における上水道の給水及び取水状況は、表 3. 2-11 に示すとおりである。

表 3. 2-11 上水道の給水及び取水状況

項 目	単 位	年 度				
		令和元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年
給水人口	人	2, 746, 983	2, 753, 819	2, 744, 847	2, 760, 091	2, 777, 328
給水世帯数	戸	1, 635, 726	1, 657, 581	1, 668, 742	1, 691, 359	1, 716, 178
給水量	総量	405, 990, 500	397, 962, 300	392, 076, 000	396, 463, 200	396, 398, 000
	1 日最大	1, 190, 900	1, 177, 600	1, 144, 300	1, 183, 500	1, 145, 900
	1 日最小	915, 700	944, 600	925, 100	928, 500	923, 400
	平 均	1, 109, 264	1, 090, 307	1, 074, 203	1, 086, 201	1, 083, 055
取水量	総量	432, 990, 700	417, 540, 500	417, 909, 500	421, 563, 700	418, 353, 500
	1 日最大	1, 302, 700	1, 243, 900	1, 234, 700	1, 255, 500	1, 216, 300
	1 日最小	982, 600	988, 900	987, 100	982, 800	972, 000
	平 均	1, 183, 035	1, 143, 946	1, 144, 920	1, 154, 969	1, 143, 042

出典：大阪市ホームページ「大阪市統計書（令和 6 年版）」（令和 7 年 10 月閲覧）より作成

### (2) 下水道

大阪市における下水道の普及状況は、表 3. 2-12 に示すとおりである。

大阪市における下水道の処理人口普及率は 99. 9%であり、ほとんどの家庭や工場・事業場からの排水は、下水管を経て下水処理場に集められ、処理した後に公共用水域に排水されている。

表 3. 2-12 下水道の普及状況

令和 5 年度末	
処 理 面 積	190. 74km <sup>2</sup>
処理区域面積普及率	97. 7% (市陸地面積 195. 30km <sup>2</sup> )
処理人口普及率	99. 9%
下 水 管 渠 延 長	4, 975km
下 水 処 理 場	12 か所
抽 水 所	58 か所
下 水 処 理 能 力	2, 844 千 m <sup>3</sup> /日

出典：大阪市ホームページ「大阪市環境白書(令和 6 年度版)」  
(令和 7 年 10 月閲覧) より作成

### 3.2.2 生活環境

#### 1. 大気質

事業計画地の周辺区域(大正区、住之江区及び西成区)における測定局データを用いて大気質の状況について整理した。

大阪市における大気汚染常時監視測定局の配置は図 3.2-6 に、事業計画地の周辺区域における令和 6 年度の大気質の測定結果の概要は表 3.2-13 に示すとおりである。



(令和 6 年度)

一般環境大気測定局								自動車排出ガス測定局							
測定局名	二酸化窒素	浮遊粒子状物質	微小粒子状物質	光化学オキシダント	非メタン炭化水素	二酸化硫黄	風向風速	測定局名	二酸化窒素	浮遊粒子状物質	微小粒子状物質	光化学オキシダント	非メタン炭化水素	二酸化硫黄	一酸化炭素
1 此花区役所	○	○	○	○	○	○	○	14 梅田新道	○						○
2 平尾小学校	○	○	○	○				15 出来島小学校	○	○	○	○	○	○	○
3 野中小学校	○	○	○	○	○			16 北粉浜小学校	○	○	○		○		
4 桃谷中学校	○	○	○	○				17 杭全町交差点	○						
5 大宮中学校	○			○				18 新森小路小学校	○	○	○				
6 聖賢小学校	○	○	○	○		○	○	19 海老江西小学校	○						
7 清江小学校	○			○			○	20 今里交差点	○						○
8 摂陽中学校	○			○	○	○	○	21 住之江交差点	○						
9 今宮中学校	○			○			○	22 我孫子中学校		○	○				
10 九条南小学校	○	○	○												
11 茨田北小学校	○			○											
12 南港中央公園	○	○	○	○		○	○								
13 島屋小学校		○	○				○								

出典：大阪市ホームページ「令和 6 年度の大気汚染状況」（令和 7 年 10 月閲覧）より作成

図 3.2-6 大阪市の大気汚染常時監視測定局配置図

#### (1) 二酸化窒素 (NO<sub>2</sub>)

事業計画地から最も近い大正区の平尾小学校測定局の、令和 6 年度における二酸化窒素の日平均値の年間 98%値は 0.031ppm であった。そのほか住之江区では、清江小学校測定局、南港中央公園測定局、北粉浜小学校測定局、住之江交差点測定局で測定が行われており、それぞれ 0.030ppm、0.038ppm、0.030ppm、0.034ppm であった。また、西成区では今宮中学校測定局で 0.029ppm であった。

なお、令和 6 年度の市内における環境基準達成状況は、一般環境大気測定局（以下「一般局」という。）12 局及び自動車排出ガス測定局（以下「自排局」という。）8 局の全局で達成した。

#### (2) 浮遊粒子状物質 (SPM)

事業計画地から最も近い平尾小学校測定局の、令和 6 年度における浮遊粒子状物質の日平均値の 2%除外値は 0.045mg/m<sup>3</sup> であった。そのほか南港中央公園測定局、北粉浜小学校測定局においてそれぞれ 0.034mg/m<sup>3</sup>、0.039mg/m<sup>3</sup> であった。

なお、令和 6 年度の市内における環境基準達成状況は、一般局（8 局）及び自排局（4 局）の全局で達成した。

#### (3) 微小粒子状物質 (PM<sub>2.5</sub>)

事業計画地から最も近い平尾小学校測定局の、令和 6 年度における微小粒子状物質の年平均値及び日平均値の年間 98%値は 10.2μg/m<sup>3</sup> 及び 28.0μg/m<sup>3</sup> であった。そのほか南港中央公園測定局では 11.1μg/m<sup>3</sup> 及び 32.8μg/m<sup>3</sup>、北粉浜小学校測定局では 10.9μg/m<sup>3</sup> 及び 31.7μg/m<sup>3</sup> であった。

なお、令和 6 年度の市内における環境基準達成状況は、一般局（8 局）及び自排局（4 局）の全局で達成した。

#### (4) 光化学オキシダント (O<sub>x</sub>)

事業計画地から最も近い平尾小学校測定局の、令和 6 年度における光化学オキシダントの昼間（午前 6 時から午後 8 時）の 1 時間値の年平均値は、0.032ppm であった。そのほか清江小学校測定局、南港中央公園測定局においてそれぞれ 0.036ppm、0.029ppm であった。また、今宮中学校測定局で 0.033ppm であった。

なお、令和 6 年度の市内における環境基準達成状況（短期的評価）は、前年度に引き続き一般局（11 局）及び自排局（1 局）の全局で達成しなかった。

#### (5) 二酸化硫黄 (SO<sub>2</sub>)

南港中央公園測定局で測定が行われており、令和 6 年度における二酸化硫黄の日平均値の 2%除外値は 0.006ppm であった。

なお、令和 6 年度の市内における環境基準達成状況は、一般局（4 局）及び自排局（1 局）の全局で達成した。

(6) 一酸化炭素 (CO)

大正区、住之江区、西成区では、一酸化炭素の測定は行われていない。

なお、令和6年度の市内における環境基準達成状況は、自排局(3局)の全局で達成した。

表 3.2-13(1) 大気質の測定結果の概要 (令和6年度 一般局)

番号	測定局名	二酸化窒素 (NO <sub>2</sub> )			浮遊粒子状物質 (SPM)				微小粒子状物質 (PM <sub>2.5</sub> )		
		年平均値	日平均値の年間98%値	環境基準達成状況	年平均値	日平均値の2%除外値	基準超過が2日以上連続の有無	環境基準達成状況	年平均値	日平均値の年間98%値	環境基準達成状況
		ppm	ppm		mg/m <sup>3</sup>	mg/m <sup>3</sup>			μg/m <sup>3</sup>	μg/m <sup>3</sup>	
2	平尾小学校(大正区)	0.014	0.031	○	0.018	0.045	無	○	10.2	28.0	○
7	清江小学校(住之江区)	0.013	0.030	○	—	—	—	—	—	—	—
9	今宮中学校(西成区)	0.013	0.029	○	—	—	—	—	—	—	—
12	南港中央公園(住之江区)	0.017	0.038	○	0.013	0.034	無	○	11.1	32.8	○
市内平均		0.013	—	12 — 12	0.015	—	—	8 — 8	10.1	—	8 — 8
環境基準		日平均値の年間98%値が0.06ppm以下であること。			日平均値の2%除外値が0.10mg/m <sup>3</sup> 以下であり、基準超過が2日以上連続しないこと。				1年平均値が15μg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ日平均値の年間98%値が35μg/m <sup>3</sup> 以下であること。		

番号	測定局名	光化学オキシダント (O <sub>x</sub> )				二酸化硫黄 (SO <sub>2</sub> )			
		昼間の1時間値の年平均値	昼間の1時間値が0.06ppmを超えた日数	昼間の1時間値が0.06ppmを超えた時間数	環境基準達成状況	年平均値	日平均値の2%除外値	基準超過が2日以上連続の有無	環境基準達成状況
		ppm	日	時間		ppm	ppm		
2	平尾小学校(大正区)	0.032	56	212	×	—	—	—	—
7	清江小学校(住之江区)	0.036	88	384	×	—	—	—	—
9	今宮中学校(西成区)	0.033	52	232	×	—	—	—	—
12	南港中央公園(住之江区)	0.029	49	176	×	0.003	0.006	無	○
市内平均		0.034	76	338	0 — 11	0.004	—	—	4 — 4
環境基準		1時間値が0.06ppm以下であること。				日平均値の2%除外値が0.04ppm以下であり、基準超過が2日以上連続しないこと。			

- 注：1. 各項目の市内平均の年平均値欄の数字は、各測定局の年平均値の平均を示す。  
 2. 各項目の市内平均の環境基準達成状況欄の数字は、(環境基準達成局数) / (有効測定局数) を示す。  
 3. 環境基準達成状況については、光化学オキシダントを除き長期的評価による。  
 4. 番号は図3.2-6に対応している。

出典：大阪市ホームページ「令和6年度の大気汚染状況」(令和7年10月閲覧)より作成

表 3.2-13(2) 大気質の測定結果の概要（令和6年度 自排局）

番号	測定局名	二酸化窒素 (NO <sub>2</sub> )			浮遊粒子状物質 (SPM)				微小粒子状物質 (PM2.5)		
		年平均値	日平均値の年間98%値	環境基準達成状況	年平均値	日平均値の2%除外値	基準超過が2日以上連続の有無	環境基準達成状況	年平均値	日平均値の年間98%値	環境基準達成状況
		ppm	ppm		mg/m <sup>3</sup>	mg/m <sup>3</sup>			μg/m <sup>3</sup>	μg/m <sup>3</sup>	
16	北粉浜小学校 (住之江区)	0.016	0.030	○	0.016	0.039	無	○	10.9	31.7	○
21	住之江交差点 (住之江区)	0.018	0.034	○	—	—	—	—	—	—	—
	市内平均	0.017	—	8 — 8	0.015	—	—	4 — 4	10.7	—	4 — 4
	環境基準	日平均値の年間98%値が0.06ppm以下であること。			日平均値の2%除外値が0.10mg/m <sup>3</sup> 以下であり、基準超過が2日以上連続しないこと。				1年平均値が15μg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ日平均値の年間98%値が35μg/m <sup>3</sup> 以下であること。		

番号	測定局名	光化学オキシダント (O <sub>x</sub> )				二酸化硫黄 (SO <sub>2</sub> )				一酸化炭素 (CO)			
		昼間の1時間値の年平均値	昼間の1時間値が0.06ppmを超えた日数	昼間の1時間値が0.06ppmを超えた時間数	環境基準達成状況	年平均値	日平均値の2%除外値	基準超過が2日以上連続の有無	環境基準達成状況	年平均値	日平均値の2%除外値	基準超過が2日以上連続の有無	環境基準達成状況
		ppm	日	時間		ppm	ppm			ppm	ppm		
16	北粉浜小学校 (住之江区)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
21	住之江交差点 (住之江区)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	市内平均	0.028	28	107	0 — 1	0.004	—	—	1 — 1	0.3	—	—	3 — 3
	環境基準	1時間値が0.06ppm以下であること。				日平均値の2%除外値が0.04ppm以下であり、基準超過が2日以上連続しないこと。				日平均値の2%除外値が10ppm以下であり、基準超過が2日以上連続しないこと。			

- 注：1. 各項目の市内平均の年平均値欄の数字は、各測定局の年平均値の平均を示す。  
 2. 各項目の市内平均の環境基準達成状況欄の数字は、（環境基準達成局数）／（有効測定局数）を示す。  
 3. 環境基準達成状況については、光化学オキシダントを除き長期的評価による。  
 4. 番号は図 3.2-6 に対応している。

出典：大阪市ホームページ「令和6年度の大気汚染状況」（令和7年10月閲覧）より作成

(7) ダイオキシン類

ダイオキシン類の測定結果は、表 3. 2-14 に示すとおりであり、令和 6 年度の環境基準達成状況は、平尾小学校で達成している。

表 3. 2-14 ダイオキシン類の調査結果（令和 6 年度）

（単位：pg-TEQ/m<sup>3</sup>）

測定局名	年平均値	測定結果の最小値～最大値	年間測定回数
平尾小学校（大正区）	0.025	0.024 ～ 0.025	2

注：環境基準：年平均値0.6pg-TEQ/m<sup>3</sup>以下

試料採取日：夏：令和6年 8月22日～ 8月29日

冬：令和7年 1月16日～ 1月23日

出典：大阪市ホームページ「令和 6 年度のダイオキシン類環境調査結果の詳細について」（令和 7 年 10 月閲覧）より作成

(8) 有害大気汚染物質

環境基準が定められている有害大気汚染物質（ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン）のうち、令和 5 年度の平尾小学校でのジクロロメタンの測定結果は、表 3. 2-15 に示すとおりであり、環境基準を達成している。

なお、事業計画地周辺では、ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレンの測定は行われていない。

表 3. 2-15 有害大気汚染物質の調査結果（令和 5 年度）

（単位：μg/m<sup>3</sup>（重金属：ng/m<sup>3</sup>））

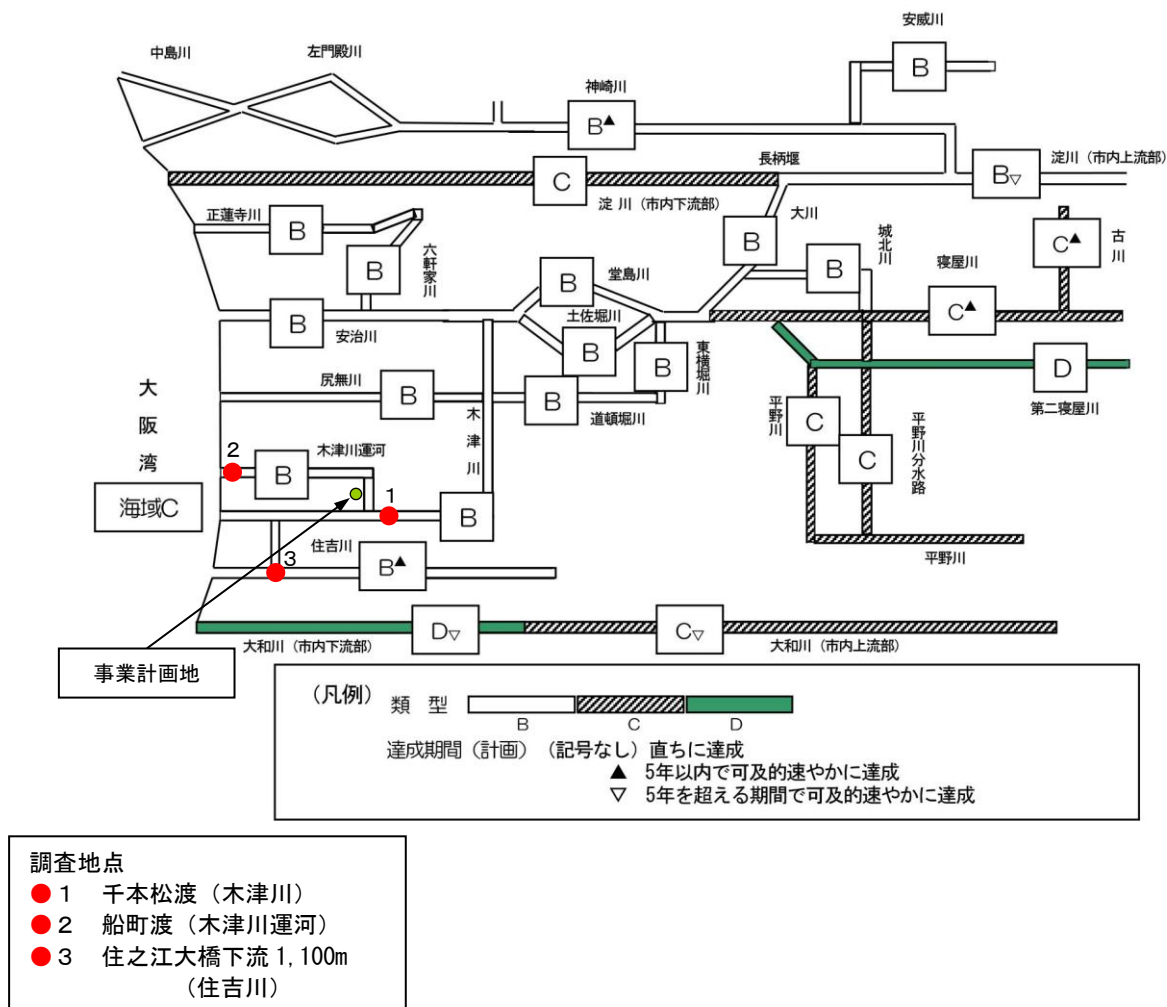
測定物質		測定局名	平尾小学校 （大正区）	大阪市内平均	環境基準 【指針値】
環境基準設定項目	ベンゼン	-	-	0.68	3 μg/m <sup>3</sup> 以下
	トリクロロエチレン	-	-	0.72	130 μg/m <sup>3</sup> 以下
	テトラクロロエチレン	-	-	0.25	200 μg/m <sup>3</sup> 以下
	ジクロロメタン	2.1	2.6	2.6	150 μg/m <sup>3</sup> 以下
指針値設定項目	アクリロニトリル	-	-	0.060	【2 μg/m <sup>3</sup> 以下】
	塩化ビニルモノマー	-	-	0.020	【10 μg/m <sup>3</sup> 以下】
	水銀及びその化合物	-	-	1.9	【40ngHg/m <sup>3</sup> 以下】
	ニッケル化合物	4.3	4.2	4.2	【25ngNi/m <sup>3</sup> 以下】
	クロロホルム	-	-	0.26	【18 μg/m <sup>3</sup> 以下】
	1,2-ジクロロエタン	-	-	0.13	【1.6 μg/m <sup>3</sup> 以下】
	1,3-ブタジエン	-	-	0.17	【2.5 μg/m <sup>3</sup> 以下】
	ヒ素及びその化合物	-	-	1.0	【6ngAs/m <sup>3</sup> 以下】
	マンガン及びその化合物	-	-	17	【140ngMn/m <sup>3</sup> 以下】
	アセトアルデヒド	-	-	4.3	【120 μg/m <sup>3</sup> 以下】
塩化メチル	-	-	1.3	【94 μg/m <sup>3</sup> 以下】	

注：表中の「-」は、測定していないことを示す。

出典：大阪市ホームページ「大阪市環境白書(令和 6 年度版)」(令和 7 年 10 月閲覧)より作成

## 2. 水質

事業計画地周辺における水質の調査地点は、図 3.2-7 に示すとおりである。事業計画地周辺の川は、大阪市内河川水域（木津川、木津川運河及び住吉川）に当たり、環境基準類型として B 類型が指定されている。水質の測定結果を大阪市ホームページ「大阪市環境白書(令和 6 年度版)」(令和 7 年 10 月閲覧) から収集整理し、環境基準の達成状況を整理した。



出典：大阪市ホームページ「大阪市環境白書(令和 6 年度版)」(令和 7 年 10 月閲覧) より作成

図 3.2-7 大阪市河川水質環境基準類型図

これらの調査地点における水質調査結果は、表 3.2-16 に示すとおりである。

令和 5 年度的生活環境項目に関する環境基準達成状況をみると、船町渡(木津川運河)の pH が達成していないが、それ以外については環境基準を達成している。また、健康項目についても調査が行われており、令和 5 年度の調査結果は、全地点において環境基準を達成した。

表 3.2-16 水質調査結果（生活環境項目 令和 5 年度）

調査地点 \ 項目	類型	pH	DO (mg/L)	BOD (mg/L)	SS (mg/L)
千本松渡(木津川)	B	7.1~7.5	7.2	1.7(1.8)	4
船町渡(木津川運河)	B	7.2~8.9	12	1.9(2.7)	4
住之江大橋下流 1,100m (住吉川)	B	6.8~7.7	8.3	2.3(2.6)	3
環境基準		6.5 以上 8.5 以下	5mg/L 以上	3mg/L 以下	25mg/L 以下

注：1. 数値は年平均値である。(但し、pH は最小～最大を示す。)

2. BOD の ( ) 内の数値は日間平均値の 75% 値を示す。

出典：大阪市ホームページ「大阪市環境白書(令和 6 年度版)」(令和 7 年 10 月閲覧)より作成

同地点では、ダイオキシン類の調査も行われており、これらの調査結果は、表 3.2-17 に示すとおりである。

令和 6 年度の環境基準達成状況をみると、水質・底質ともに全地点で環境基準を達成している。

表 3.2-17 ダイオキシン類の調査結果（令和 6 年度）

調査地点 \ 項目	水質 (pg-TEQ/L)		底質 (pg-TEQ/g)	
	年間平均値	年間測定回数	年間平均値	年間測定回数
千本松渡(木津川)	0.24	1	83	1
船町渡(木津川運河)	0.28	2	150	1
住之江大橋下流 1,100m (住吉川)	0.098	1	53	1
環境基準	1pg-TEQ/L 以下		150pg-TEQ/g 以下	

注：1. 試料採取日：水質：令和 6 年 4 月 23 日～12 月 18 日

底質：令和 6 年 5 月 29 日～31 日

2. 水質の年間測定回数は、過去の環境基準の達成状況等を考慮して設定している。

出典：大阪市ホームページ「令和 6 年度のダイオキシン類環境調査結果の詳細について」(令和 7 年 10 月閲覧)より作成

### 3. 地下水

大阪市ホームページ「令和6年度地下水汚染調査結果」（令和7年10月閲覧）によると、事業計画地周辺では、住之江区粉浜にて地下水の概況調査が行われており、調査結果は表3.2-18、測定地点は図3.2-8に示すとおりである。

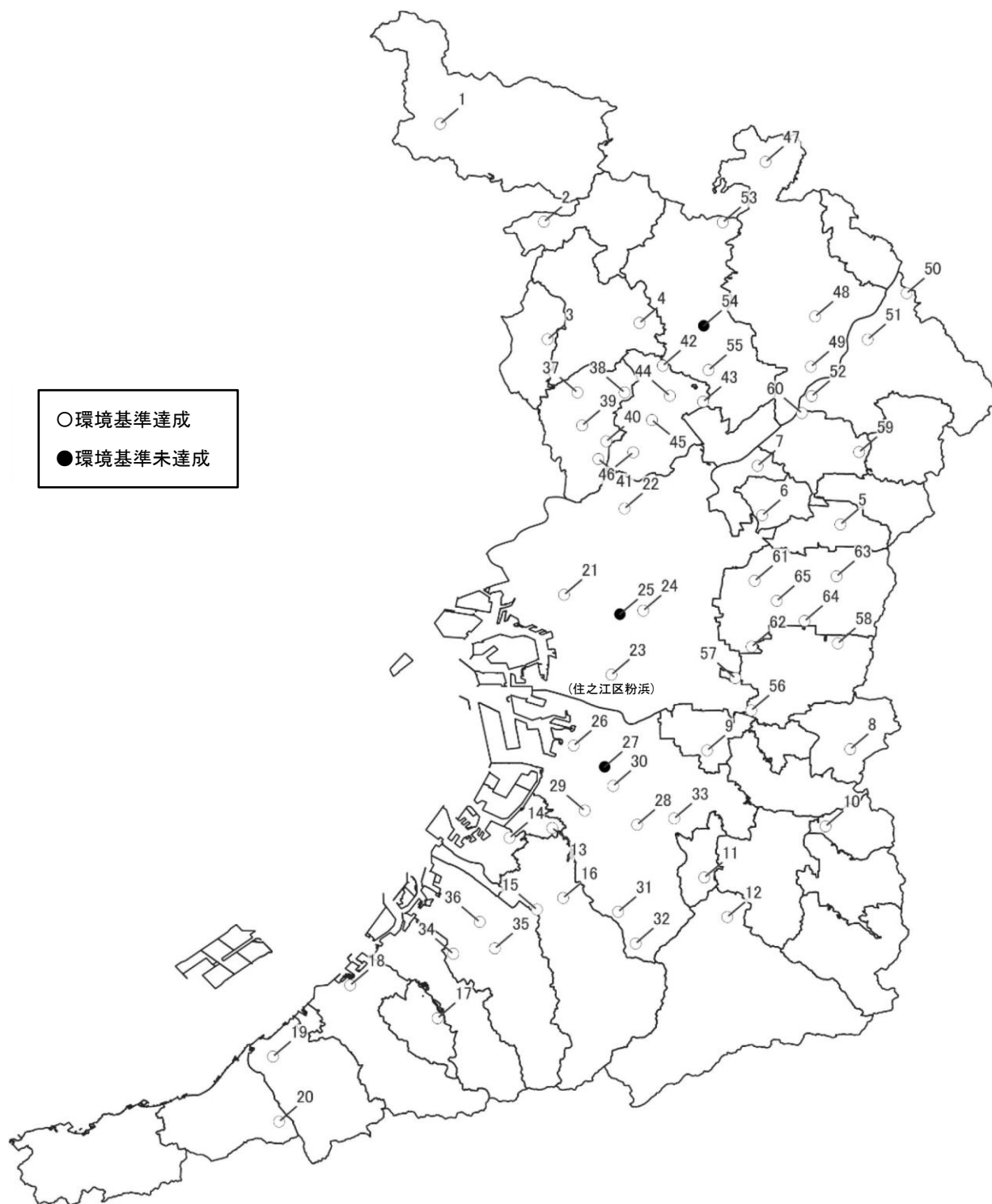
大阪市ホームページ「令和5年度のダイオキシン類環境調査結果の詳細について」（令和8年1月閲覧）によると、事業計画地周辺では大正区北村にて調査が実施されている。調査結果は0.048pg-TEQ/Lであり、環境基準（1pg-TEQ/L以下）を達成している。

表 3.2-18 地下水の概況調査結果（令和6年度）

（単位：mg/L）

測定項目	環境基準値	住之江区粉浜
カドミウム	0.003	<0.0003
全シアン	検出されないこと	検出せず
鉛	0.01	<0.005
六価クロム	0.02	<0.01
砒素	0.01	<0.005
総水銀	0.0005	<0.0005
PCB	検出されないこと	検出せず
ジクロロメタン	0.02	<0.002
四塩化炭素	0.002	<0.0002
クロロエチレン（塩化ビニルモノマー）	0.002	<0.0002
1,2-ジクロロエタン	0.004	<0.0004
1,1-ジクロロエチレン	0.1	<0.002
1,2-ジクロロエチレン	0.04	<0.004
1,1,1-トリクロロエタン	1	<0.0005
1,1,2-トリクロロエタン	0.006	<0.0006
トリクロロエチレン	0.01	<0.001
テトラクロロエチレン	0.01	0.0005
1,3-ジクロロプロペン	0.002	<0.0002
チウラム	0.006	<0.0006
シマジン	0.003	<0.0003
チオベンカルブ	0.02	<0.002
ベンゼン	0.01	<0.001
セレン	0.01	<0.002
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10	7.7
ふっ素	0.8	0.15
ほう素	1	0.05
1,4-ジオキサソ	0.05	<0.005

出典：大阪市ホームページ「令和6年度地下水汚染調査結果」（令和7年10月閲覧）より作成



注：図中番号 23 が、住之江区粉浜である。

出典：大阪府ホームページ「地下水質調査結果(令和 6 年度)」(令和 8 年 1 月閲覧)より作成

図 3.2-8 地下水質概況調査測定地点図

#### 4. 土壌

大阪市ホームページ「大阪市環境白書（令和6年度版）」（令和7年10月閲覧）によると、令和5年度に報告書等の提出があった土壌調査件数は52件であり、そのうち指定基準を超過する物質が検出された事例は43件であった。

事業計画地周辺における「土壌汚染対策法」に基づく形質変更時要届出区域は表3.2-19及び図3.2-9に示すとおりである。なお、届指-465号は、本事業計画地である。また、「大阪府生活環境の保全等に関する条例」に基づく要届出管理区域は表3.2-20及び図3.2-9に示すとおりである。

大阪市ホームページ「令和6年度のダイオキシン類環境調査結果の詳細について」（令和7年10月閲覧）によると、事業計画地周辺では西成区の千本小学校で調査が実施されている。調査結果は0.033pg-TEQ/gであり、環境基準（1,000pg-TEQ/g以下）を達成している。調査地点は図3.2-10に示すとおりである。

表3.2-19(1) 事業計画地周辺の土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域

指定番号	所在地	面積 (m <sup>2</sup> )	指定基準に適合しない 特定有害物質の種類	区域の分類
指-18号	西成区潮路一丁目4番10の一部及び4番11	225.9	六価クロム化合物 シアン化合物	一般管理区域
届指-35号	大正区鶴町二丁目20番15、20番16、23番9の各一部	320	ふっ素及びその化合物	一般管理区域
届指-41号	大正区船町二丁目15番9、15番13の各一部	13,451	ジクロロメタン トリクロロエチレン テトラクロロエチレン 1,1-ジクロロエチレン シス-1,2-ジクロロエチレン 有機りん化合物 カドミウム及びその化合物 六価クロム化合物 シアン化合物 水銀及びその化合物 セレン及びその化合物 鉛及びその化合物 砒素及びその化合物 ふっ素及びその化合物 ほう素及びその化合物	一般管理区域
届指-42号	西成区南開一丁目6番14	991.44	鉛及びその化合物 砒素及びその化合物	一般管理区域
届指-62号	西成区北津守四丁目227番13、255番2、256番2、津守一丁目262番3	255.64	鉛及びその化合物 ほう素及びその化合物	一般管理区域
届指-80号	西成区出城三丁目67番3の一部	706.6	鉛及びその化合物 砒素及びその化合物	一般管理区域
届指-81号	住之江区東加賀屋一丁目60番3、60番8の各一部	1,200	六価クロム化合物 水銀及びその化合物 鉛及びその化合物	一般管理区域
届指-86号	西成区北津守四丁目94番1の一部	690.89	鉛及びその化合物	一般管理区域
届指-125号	西成区旭一丁目7番39の一部、旭二丁目3番5の一部、梅南一丁目1番49、1番79	461.83	水銀及びその化合物 鉛及びその化合物 砒素及びその化合物	一般管理区域

出典：大阪市ホームページ「土壌汚染対策法に基づく要措置区域・形質変更時要届出区域」（令和7年12月閲覧）より作成

表 3.2-19(2) 事業計画地周辺の土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域

指定番号	所在地	面積 (m <sup>2</sup> )	指定基準に適合しない 特定有害物質の種類	区域の分類
届指-139号	住之江区北加賀屋三丁目5番1の一部	2,354.52	鉛及びその化合物	一般管理区域
届指-153号	西成区千本中一丁目56番3、56番7	255.02	鉛及びその化合物	一般管理区域
届指-164号	西成区中開三丁目15番1の一部	389.5	砒素及びその化合物	一般管理区域
届指-165号	西成区中開三丁目15番7の一部	1,177.7	鉛及びその化合物	一般管理区域
届指-179号	西成区北津守四丁目1番6の一部、 52番5の一部、53番14の一部	1,581.82	鉛及びその化合物 ふっ素及びその化合物	一般管理区域
届指-185号	西成区長橋一丁目37番1の一部	1,272.6	シス-1,2-ジクロロエチレン テトラクロロエチレン トリクロロエチレン カドミウム及びその化合物 六価クロム化合物 シアン化合物 水銀及びその化合物 鉛及びその化合物 砒素及びその化合物 ふっ素及びその化合物	一般管理区域
届指-191号	大正区船町一丁目5番4の一部、7番8	55,929.6	四塩化炭素 ジクロロメタン 1,1,1-トリクロロエタン トリクロロエチレン ベンゼン カドミウム及びその化合物 六価クロム化合物 シアン化合物 水銀及びその化合物 鉛及びその化合物 砒素及びその化合物 ふっ素及びその化合物 ほう素及びその化合物	一般管理区域
届指-218号	大正区鶴町四丁目12番6の一部	195	砒素及びその化合物	一般管理区域
届指-232号	西成区北津守三丁目89番、89番4の各一部	6,030.75	鉛及びその化合物 ふっ素及びその化合物	一般管理区域
届指-244号	住之江区北加賀屋五丁目27番1の一部	498.8	ふっ素及びその化合物	一般管理区域
届指-249号	大正区船町二丁目22番、23番1の各一部、23番2、24番7	20,921.94	カドミウム及びその化合物 六価クロム化合物 シアン化合物 水銀及びその化合物 セレン及びその化合物 鉛及びその化合物 砒素及びその化合物 ふっ素及びその化合物 ほう素及びその化合物	一般管理区域
届指-254号	西成区南津守二丁目3番1、13番1、 13番2の各一部	2,144.6	六価クロム化合物 鉛及びその化合物	一般管理区域
届指-258号	西成区南津守二丁目51番、53番5の各一部	173.7	鉛及びその化合物 砒素及びその化合物	一般管理区域
届指-259号	西成区南津守二丁目53番3、53番13の各一部	566.1	鉛及びその化合物	一般管理区域

出典：大阪市ホームページ「土壤汚染対策法に基づく要措置区域・形質変更時要届出区域」（令和7年12月閲覧）より作成

表 3.2-19(3) 事業計画地周辺の土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域

指定番号	所在地	面積 (m <sup>2</sup> )	指定基準に適合しない 特定有害物質の種類	区域の分類
届指-261号	大正区南恩加島六丁目1番1の一部、 1番19の一部、1番34の一部、1番 81、1番82、1番84の一部、1番86、 1番133、1番173、1番328の一部、 1番330、1番331の一部、1番337、 1番353、1番417の一部、1番418、 1番420の一部、1番422、1番548、 1番549、1番550、1番551、1番618 の一部、1番619、1番657、1番658 の一部、1番705、1番706、1番674、 1番676、2番1の一部、2番3の一 部	8,578.1	鉛及びその化合物 砒素及びその化合物 ふっ素及びその化合物	一般管理区域
届指-284号	西成区花園北一丁目2番14	554.26	鉛及びその化合物 砒素及びその化合物	一般管理区域
届指-288号	西成区北津守四丁目58番11の一部	136.4	鉛及びその化合物	一般管理区域
届指-295号	住之江区南港南一丁目15番1の一部	12,656.3	カドミウム及びその化合物 六価クロム化合物 水銀及びその化合物 セレン及びその化合物 鉛及びその化合物 砒素及びその化合物 ふっ素及びその化合物 ほう素及びその化合物	一般管理区域
届指-302号	西成区南津守五丁目22番22	169.81	六価クロム化合物 シアン化合物 鉛及びその化合物 ふっ素及びその化合物 ほう素及びその化合物	一般管理区域
届指-306号	大正区南恩加島四丁目463番18の一 部	405	鉛及びその化合物 砒素及びその化合物	一般管理区域
届指-308号	西成区長橋二丁目2番1、2番53の 各一部	3,519.21	鉛及びその化合物 砒素及びその化合物	一般管理区域
届指-311号	大正区泉尾七丁目13番3の一部	1,143.6	鉛及びその化合物 砒素及びその化合物	一般管理区域
届指-312号	住之江区東加賀屋一丁目9番1の一 部	963.8	水銀及びその化合物	一般管理区域
届指-316号	住之江区平林南一丁目6番12、6番 13の各一部	1,131.27	ふっ素及びその化合物	一般管理区域
届指-317号	住之江区平林北一丁目2番43の一部	1,243.3	砒素及びその化合物 ふっ素及びその化合物	一般管理区域
届指-319号	西成区北津守一丁目10番1、10番3、 10番4、13番1の各一部	1,465.04	鉛及びその化合物	一般管理区域
届指-334号	西成区出城三丁目4番1の一部	459.87	鉛及びその化合物	一般管理区域
届指-335号	住之江区柴谷一丁目10番1、10番24	23,872.30	鉛及びその化合物 砒素及びその化合物 ふっ素及びその化合物	一般管理区域
届指-351号	西成区中開三丁目2番11の一部	374.56	鉛及びその化合物	一般管理区域
届指-352号	西成区鶴見橋三丁目10番18の一部	536.86	鉛及びその化合物	一般管理区域
届指-355号	西成区北津守三丁目27番4、27番5 の各一部	786.01	鉛及びその化合物	一般管理区域
届指-360号	西成区北津守三丁目90番6、90番7、 92番1、93番、97番1、224番4の 各一部	1,647.16	水銀及びその化合物 鉛及びその化合物 砒素及びその化合物 ふっ素及びその化合物	一般管理区域

出典：大阪市ホームページ「土壤汚染対策法に基づく要措置区域・形質変更時要届出区域」（令和7年12月閲覧）より作成

表 3.2-19(4) 事業計画地周辺の土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域

指定番号	所在地	面積 (m <sup>2</sup> )	指定基準に適合しない 特定有害物質の種類	区域の分類
届指-368号	住之江区南港南二丁目22番の一部	24.76	ふっ素及びその化合物	一般管理区域
届指-370号	大正区南恩加島七丁目1番3、1番5、 1番58、1番94、1番95、1番108、 1版109の各一部	9,435.57	六価クロム化合物 鉛及びその化合物 ふっ素及びその化合物	一般管理区域
届指-373号	住之江区北加賀屋四丁目1番1の一 部、1番地先の一部	2,449.27	六価クロム化合物 セレン及びその化合物 鉛及びその化合物 砒素及びその化合物 ふっ素及びその化合物 ほう素及びその化合物	一般管理区域
届指-396号	住之江区平林北一丁目2番43の一部	126.25	鉛及びその化合物 ふっ素及びその化合物	一般管理区域
届指-419号	大正区鶴町一丁目1番2、1番12、1 番17	33,184.56	テトラクロロエチレン 六価クロム化合物 シアン化合物 鉛及びその化合物 砒素及びその化合物 ふっ素及びその化合物	一般管理区域
届指-428号	西成区津守三丁目117番75、117番 76	4,874.99	クロロエチレン 四塩化炭素 1,2-ジクロロエタン 1,1-ジクロロエチレン 1,2-ジクロロエチレン 1,3-ジクロロプロペン ジクロロメタン テトラクロロエチレン 1,1,1-トリクロロエタン 1,1,2-トリクロロエタン トリクロロエチレン ベンゼン カドミウム及びその化合物 六価クロム化合物 シアン化合物 水銀及びその化合物 セレン及びその化合物 鉛及びその化合物 砒素及びその化合物 ふっ素及びその化合物 ほう素及びその化合物 シマジン チオベンカルブ チウラム ポリ塩化ビフェニル 有機りん化合物	一般管理区域
届指-430号	大正区小林東一丁目259番5の一部、 290番6の一部、290番7、302番3の 一部、302番7	5,980.20	六価クロム化合物 鉛及びその化合物 ふっ素及びその化合物	一般管理区域
届指-432号	西成区南開二丁目42番5の一部	1,281.41	鉛及びその化合物 ふっ素及びその化合物	一般管理区域
届指-437号	大正区南恩加島七丁目1番99、12番 5、14番4、14番5、14番6、14番7 の各一部	944.87	六価クロム化合物 鉛及びその化合物 ふっ素及びその化合物	一般管理区域
届指-441号	西成区長橋三丁目8番7の一部	1,965.52	六価クロム化合物 鉛及びその化合物	一般管理区域
届指-449号	西成区南津守四丁目216番12	99.17	ふっ素及びその化合物	一般管理区域

出典：大阪市ホームページ「土壤汚染対策法に基づく要措置区域・形質変更時要届出区域」（令和7年12月閲覧）より作成

表 3.2-19(5) 事業計画地周辺の土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域

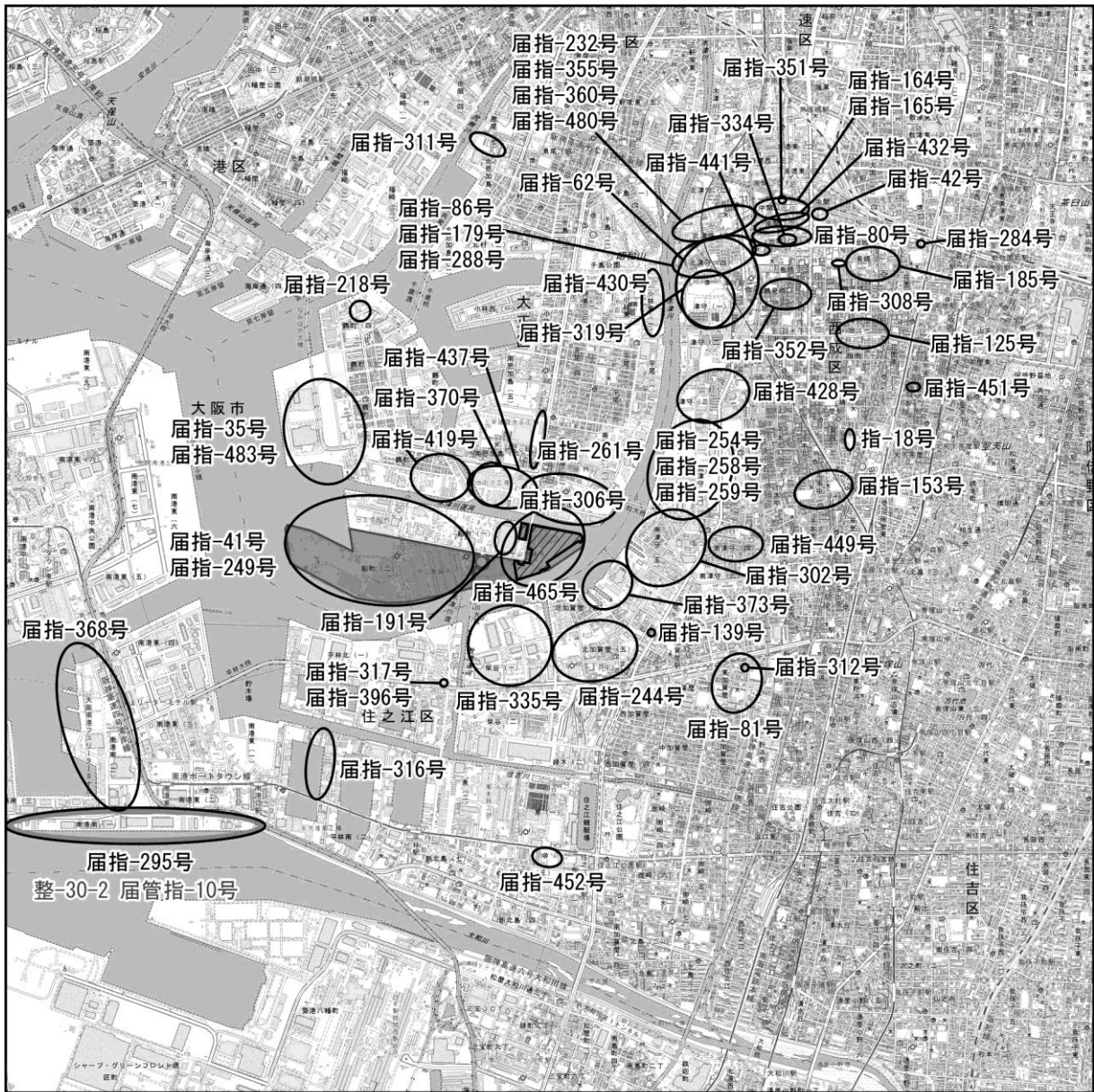
指定番号	所在地	面積 (m <sup>2</sup> )	指定基準に適合しない 特定有害物質の種類	区域の分類
届指-451号	西成区天下茶屋一丁目25番5の一部	122.37	六価クロム化合物 シアン化合物 鉛及びその化合物 ほう素及びその化合物	一般管理区域
届指-452号	住之江区新北島三丁目1番18の一部	752.41	鉛及びその化合物 砒素及びその化合物	一般管理区域
届指-465号	大正区船町一丁目1番1、1番3、2番、2番1、3番、4番、4番1、5番3、5番5、16番、17番の各一部、17番1	82,984.95	ベンゼン 六価クロム化合物 シアン化合物 セレン及びその化合物 鉛及びその化合物 ふっ素及びその化合物	一般管理区域
届指-480号	西成区北津守三丁目64番2の一部	615.15	鉛及びその化合物 ふっ素及びその化合物	一般管理区域
届指-483号	大正区鶴町二丁目20番6、20番9、20番14、23番2、23番8の各一部	2,553.94	鉛及びその化合物 ふっ素及びその化合物	一般管理区域

出典：大阪市ホームページ「土壤汚染対策法に基づく要措置区域・形質変更時要届出区域」（令和7年12月閲覧）より作成

表 3.2-20 事業計画地周辺の大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づく要届出管理区域





整理番号	所在地	面積 (m <sup>2</sup> )	指定基準に適合しない 管理有害物質の種類
整-30-2 届管指-10号	大阪市住之江区南港南一丁目15番1の一部	3,160	ダイオキシン類

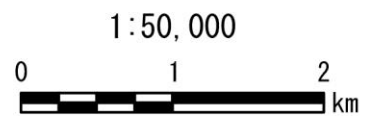
出典：大阪市ホームページ「大阪府生活環境の保全等に関する条例（土壤関連）に基づく要措置管理区域・要届出管理区域」（令和7年10月閲覧）より作成



この地図は、国土地理院の電子地形図25000をもとに作成した。

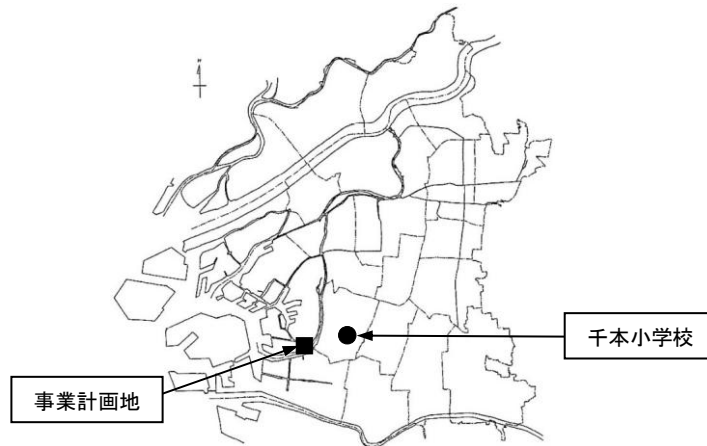
凡例

-  事業計画地
-  中山製鋼所船町工場
-  形質変更時要届出区域（土壤汚染対策法）
-  要届出管理区域（大阪府生活環境の保全等に関する条例）



出典：大阪市ホームページ「土壤汚染対策法に基づく要措置区域・形質変更時要届出区域」「大阪府生活環境の保全等に関する条例（土壤関連）に基づく要措置管理区域・要届出管理区域」（令和7年12月閲覧）より作成

図 3.2-9 事業計画地周辺の法令・条例に基づく区域の指定状況



出典：大阪市ホームページ「令和6年度のダイオキシン類環境調査結果の詳細について」（令和8年1月閲覧）より作成

図 3.2-10 ダイオキシン類調査地点図

## 5. 騒音・振動

大阪市ホームページ「大阪市環境白書（令和6年度版）」（令和7年10月閲覧）によると、事業計画地周辺における令和5年度の道路交通騒音・振動結果は表3.2-21、測定地点は図3.2-11に示すとおりである。

事業計画地周辺における測定地点5地点のうち、騒音についての環境基準を昼夜間ともに達成したのは3地点、昼間のみ達成したのは浜口南港線（住之江区御崎4-6-10）、の1地点であった。一般国道43号（大正区泉尾3-9-16）については、昼間、夜間ともに達成しなかった。

振動については環境基準がないため、道路交通振動の要請限度と比較すると、全地点で要請限度以下の値であった。

表 3.2-21 令和5年度の事業計画地周辺における道路交通騒音・振動結果

（単位：デシベル）

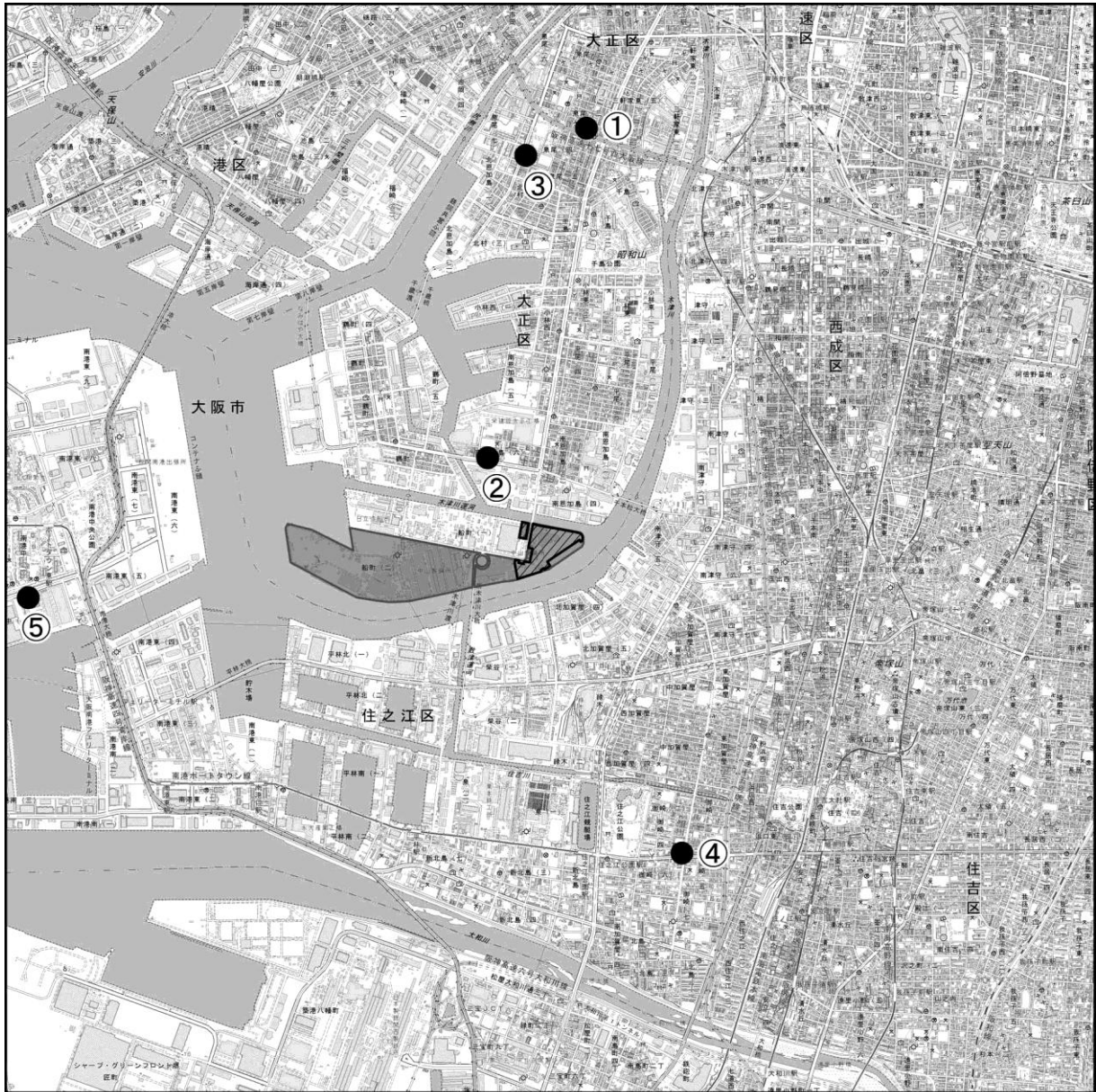
番号	対象道路	測定地点	測定結果			
			騒音 (L <sub>eq</sub> )		振動 (L <sub>10</sub> )	
			昼間	夜間	昼間	夜間
①	一般国道43号	大正区泉尾3-9-16	72	71	48	48
②	大阪港八尾線	大正区南恩加島6-17-9	70	64	50	42
③	浪速鶴町線	大正区泉尾5-16-7	64	57	40	26
④	浜口南港線	住之江区御崎4-6-10	69	66	42	36
⑤	環状南線	住之江区南港中1-3-99	70	65	42	37

注：1. 騒音についての環境基準（幹線道路に近接する空間）は、昼間（6時～22時）が70デシベル、夜間（22時～翌朝6時）が65デシベルである。

2. 振動についての要請限度は、第一種区域で昼間（6時～21時）が65デシベル、夜間（21時～翌朝6時）が60デシベル、第二種区域で昼間が70デシベル、夜間が65デシベルである。

3. 番号は図3.2-11に対応している。

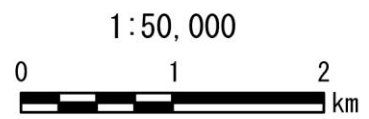
出典：大阪市ホームページ「大阪市環境白書（令和6年度版）」（令和7年10月閲覧）より作成



この地図は、国土地理院の電子地形図25000をもとに作成した。

凡例

- 事業計画地    中山製鋼所船町工場
- 騒音・振動測定地点



注：図中の番号は、表 3.2-21 に対応している。

出典：大阪市ホームページ「大阪市環境白書(令和6年度版)」(令和7年10月閲覧)より作成

図 3.2-11 騒音・振動測定地点

## 6. 地盤沈下

大阪市ホームページ「大阪市環境白書（令和6年度版）」（令和7年10月閲覧）によると、令和3年度における大正区、住之江区、西成区の水準点高さの平成30年度との変動量分布及び最大変動量は表3.2-22、調査地点は図3.2-12に示すとおりである。

大正区では、すべての地点で沈下が観測された。最も変動が大きかったのは、鶴町2-20〔西72〕で-1.09cmであった。また、住之江区では観測水準点6地点のうち4地点、西成区では観測水準点6地点のうち5地点で沈下が観測された。

表3.2-22 各区における水準点高さの変動量分布及び最大変動量(平成30年度調査比)

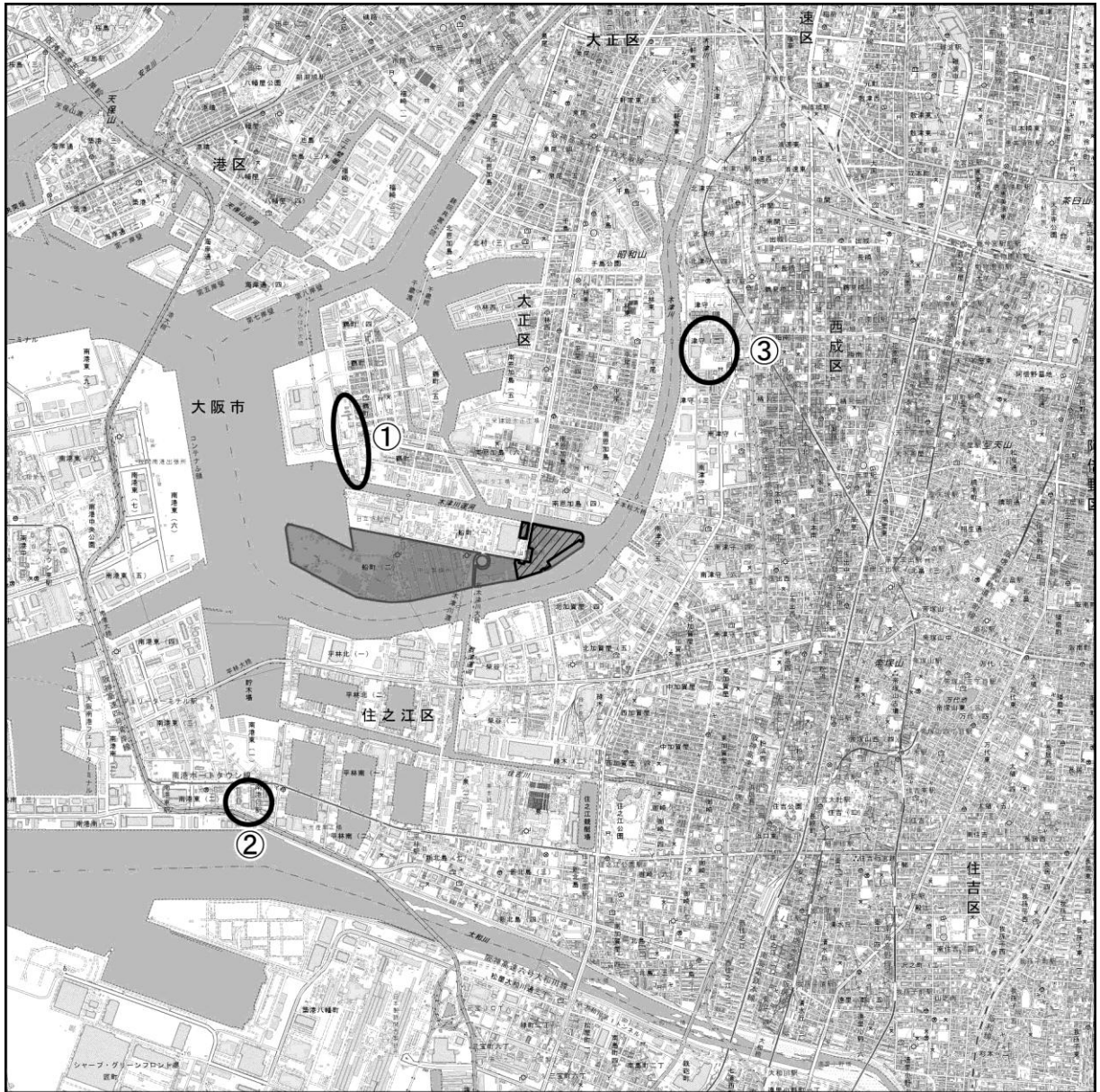
(令和3年度調査実施)

番号	区分	観測水準点数	変動量分布			最大変動量	
			沈下		±0.0 cm	変動量 (cm)	所在地〔水準点番号〕
			1cm 以上	1cm 未満			
①	大正区	10	1	9	0	-1.09	鶴町2-20〔西72〕
②	住之江区	6	0	4	0	-0.95	南港東1-6〔南66〕
③	西成区	6	0	5	0	-0.44	津守2-7〔南68(Ⅱ)〕

注：1. 最大変動量について、マイナス表記は前回（平成30年度）調査時よりも地盤が沈下していることを意味する。

2. 番号は図3.2-12に対応している。

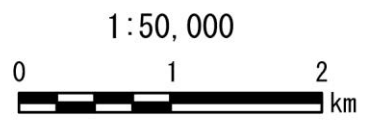
出典：大阪市ホームページ「大阪市環境白書(令和6年度版)」（令和7年10月閲覧）より作成



この地図は、国土地理院の電子地形図25000をもとに作成した。

凡例

-  事業計画地
-  中山製鋼所船町工場
-  地盤沈下調査地点



注：図中の番号は、表 3.2-22 に対応している。  
 出典：大阪市ホームページ「大阪市環境白書(令和6年度版)」(令和7年10月閲覧)より作成

図 3.2-12 地盤沈下調査地点

## 7. 悪臭

大阪市ホームページ「大阪市環境白書（令和6年度版）」（令和7年10月閲覧）によると、令和5年度における苦情件数は145件（うち大正区3件、住之江区5件、西成区8件）であり、苦情件数の内訳（表3.2-24参照）は、飲食店営業によるものが最も多くなっている。

また、「工場・事業場」における悪臭の苦情件数は17件で、悪臭に係る苦情件数145件の12%を占めている。

## 8. 日照障害

事業計画地は、工業専用地域及び臨港地区に指定されている。事業計画地周辺は準工業地域や工業専用地域が多く、第1種住居地域に指定されている住宅は、事業計画地から木津川及び木津川運河を挟んだ北側及び東側にある。

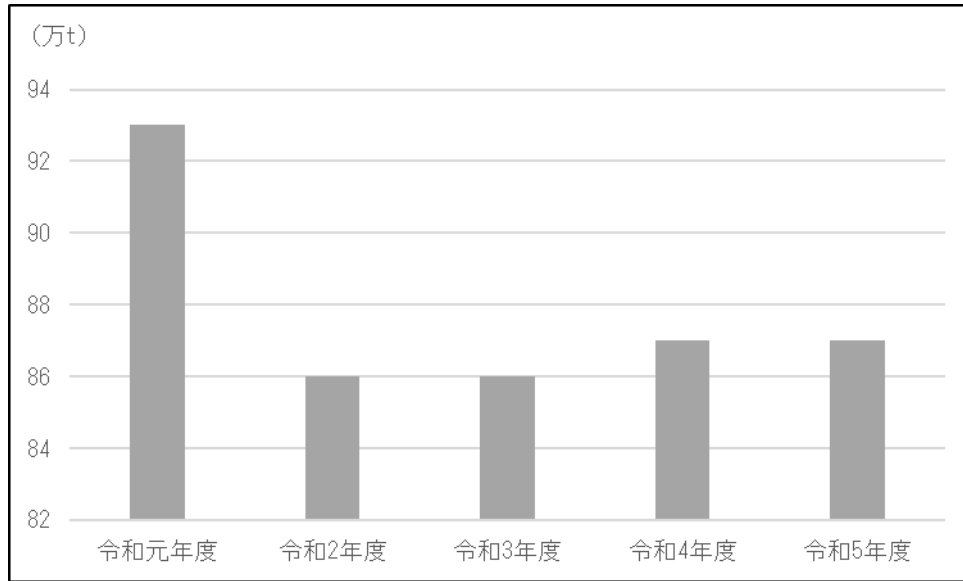
事業計画地は、「建築基準法」（昭和25年法律第201号）及び「大阪市建築基準法施行条例」（平成12年大阪市条例第62号）で定められている日影に関する規制の適用は受けない。

## 9. 廃棄物

### (1) 一般廃棄物

大阪市ホームページ「大阪市環境白書（令和6年度版）」（令和7年10月閲覧）によると、大阪市では、令和2年3月に一般廃棄物処理基本計画を改定し、前計画において将来目標としていた「令和7年度のごみ処理量：84万トン」を引き続き目指して、これまでの減量施策に加え、市民・事業者・大阪市の連携のもと、更なるごみの発生抑制や再使用の取り組み（2R）を進め、ごみ減量に向けた取り組みを行うこととしている。

ごみ処理（焼却）量の推移は図3.2-13に示すとおりである。大阪市の令和5年度のごみ処理量は87万トンとなっており、新型コロナウイルス感染症の影響により大きく減少があった令和2年度以降、同水準で推移している。



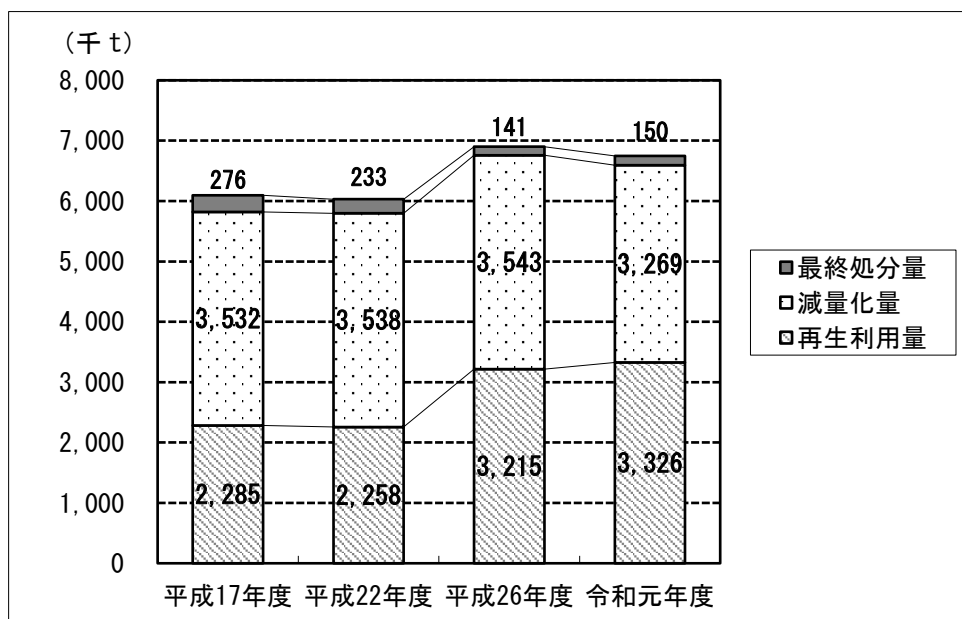
出典：大阪市ホームページ「大阪市環境白書（令和6年度版）」（令和7年10月閲覧）より作成

図 3.2-13 ごみ処理（焼却）量の推移

## (2) 産業廃棄物

大阪市から排出される産業廃棄物の処理処分状況の推移及び令和元年度の処理状況は、図 3.2-14 及び図 3.2-15 に示すとおりである。

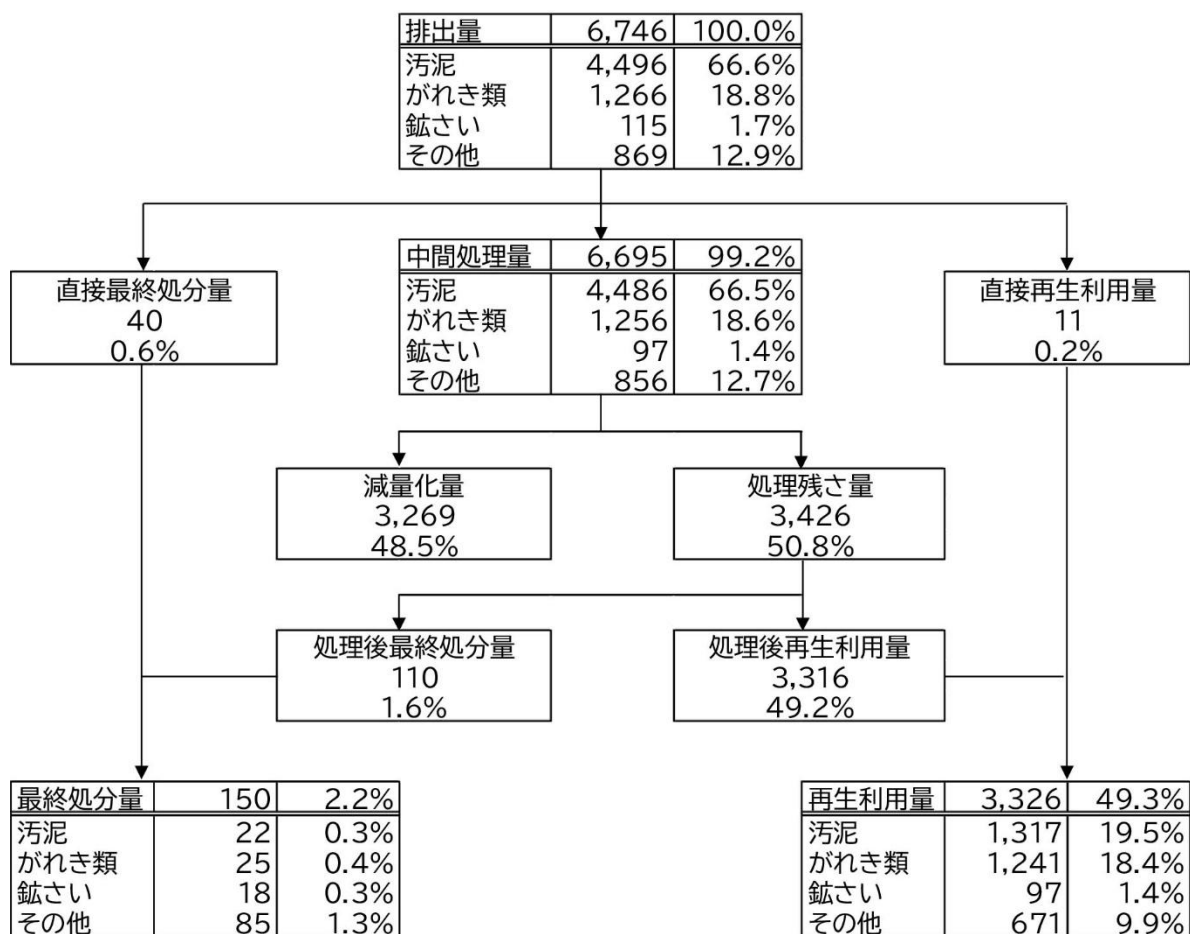
令和元年度に排出された産業廃棄物約 6,746 千トンのうち 6,695 千トン（99.2%）が中間処理され、3,426 千トン（50.8%）の処理残さが生じ、3,269 千トン（48.5%）が減量化された。再生利用量は 3,326 千トンで、最終処分量は 150 千トンである。



出典：大阪市ホームページ「大阪市環境白書（令和6年度版）」（令和7年10月閲覧）より作成

図 3.2-14 産業廃棄物処理処分状況の推移

(単位:千トン)



注：1. 令和2年度実態調査結果

2. 公共都市施設分を含む

3. 四捨五入の関係で各欄の値の合計と、合計値が一致しないものがある

出典：大阪市ホームページ「大阪市環境白書（令和6年度版）」（令和7年10月閲覧）より作成

図 3.2-15 産業廃棄物の排出量及び処理状況（令和元年度）

## 10. 景観

大阪市景観計画では、市域全域を景観計画区域として定め、景観計画区域は、「基本届出区域」、「重点届出区域」及び「まちなみ創造区域」により構成し、基本届出区域はさらに3つの区域に区分して地域特性に応じたきめ細やかな景観形成を図るとしている。事業計画地は、基本届出区域内の「臨海景観形成区域」に位置している。

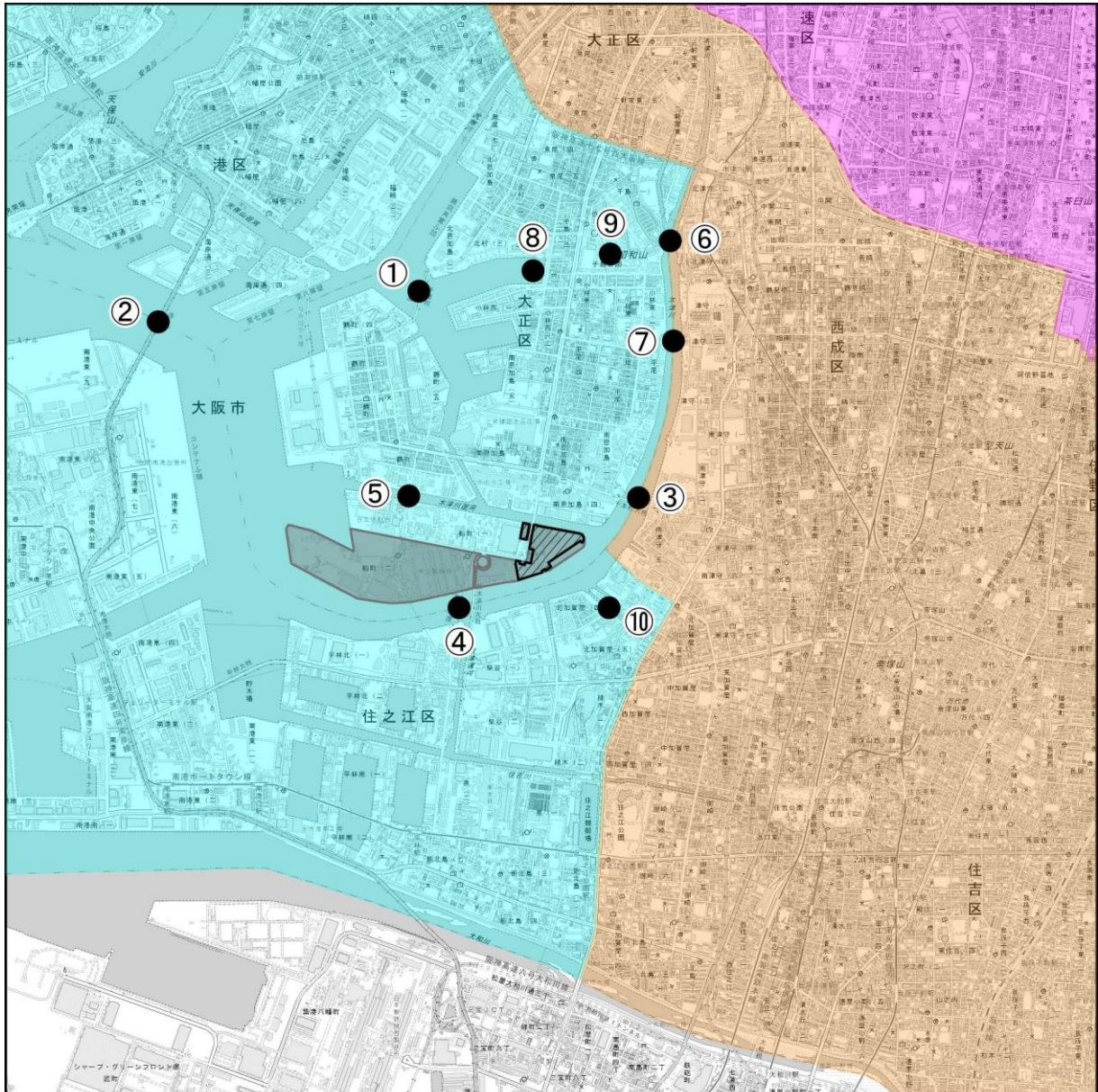
事業計画地周辺の景観の主要な構成要素は表 3.2-23、景観計画区域及び都市景観資源は図 3.2-16 に示すとおりである。

渡船場は、周囲を水に囲まれた大正区の地域特性を反映した貴重な景観資源である。

事業計画地周辺は、一帯に工場が並んでいる。

表 3.2-23 景観の主要な構成要素

事業計画地からの向き	景観の主要構成要素
東側	木津川、住宅、工場等
南側	木津川、住宅、工場等
西側	コンテナ埠頭、工場等
北側	木津川運河、住宅、工場等



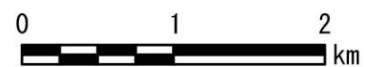
この地図は、国土地理院の電子地形図25000をもとに作成した。

- 凡例
- 事業計画地
  - 中山製鋼所船町工場
  - 都心景観形成区域
  - 臨海景観形成区域
  - 一般区域
  - 都市景観資源

①千歳橋と千歳渡船場	⑥落合上渡船場（大正区の渡船場の景観）
②港大橋	⑦落合下渡船場（大正区の渡船場の景観）
③千本松大橋と千本松渡船場	⑧大正内港のはしけ棧橋
④新木津川大橋と木津川渡船場	⑨千島公園（昭和山）
⑤船町渡船場（大正区の渡船場の景観）	⑩名村造船所大阪工場跡地



1:50,000



出典：大阪市ホームページ「地図情報サイト マップナビおおさか」（令和8年1月閲覧）より作成

図 3.2-16 景観計画区域及び事業計画地周辺の都市景観資源

## 11. 地球環境

大阪市域からの温室効果ガス排出量の推移は図 3.2-17 に示すとおりである。2022 年度における大阪市域からの温室効果ガスの排出量は、1,726 万トン-CO<sub>2</sub> であり、基準年度である 2013 年度の 2,076 万トン-CO<sub>2</sub> と比較して約 17% 減となっている。



注：2022 年度排出量は、算定に用いた各種統計等の年報値が未公表のものに、直近年度の値を代用しているため、暫定値である。

出典：大阪市ホームページ「大阪市環境白書（令和 6 年度版）」（令和 7 年 10 月閲覧）より作成

図 3.2-17 大阪市域からの温室効果ガス排出量の推移

## 12. 公害苦情

令和5年度の大阪市域の発生源別公害苦情件数は、表3.2-24に示すとおりである。

大気汚染、騒音、振動については工事・建設作業から、悪臭については飲食店営業からが最も多く、水質汚濁についての苦情はなかった。

また、事業計画地周辺の公害苦情件数は、表3.2-25に示すとおりである。大正区、住之江区、西成区ともに、騒音の苦情件数が最も多かった。

表3.2-24 令和5年度の大阪市域の発生源別公害苦情件数

区分 発生源	大気汚染	水質汚濁	騒音 <sup>1)</sup>	振動	悪臭	その他 <sup>2)</sup>	合計
工場・事業場 <sup>3)</sup>	13	0	119	4	17	1	154
工事・建設作業	179	0	447	80	7	2	715
飲食店営業	3	0	80	1	48	3	135
カラオケ	0	0	129	0	0	0	129
移動発生源 <sup>4)</sup>	1	0	28	15	0	0	44
家庭生活 <sup>5)</sup>	0	0	3	0	2	1	6
野焼き	0	0	0	0	1	0	1
その他 <sup>6)</sup>	18	0	132	1	40	13	204
不明	1	0	28	3	30	1	63
合計	215	0	966	104	145	21	1,451

注：1. 低周波音を含む。

2. 土壌汚染、廃棄物投棄、地盤沈下、光害を含む。

3. 焼却(施設)、産業用機械作動、産業排水を含む。

4. 自動車運行、鉄道運行、航空機運航を含む。

5. 機器、ペット、その他を含む。

6. 漏出・漏洩、廃棄物投棄、自然系を含む。

出典：大阪市ホームページ「大阪市環境白書（令和6年度版）」（令和7年10月閲覧）より作成

表3.2-25 令和5年度の事業計画地周辺の公害苦情件数

地区 区分	大気汚染	水質汚濁	騒音 <sup>1)</sup>	振動	悪臭	その他 <sup>2)</sup>	合計	
周辺 地域	大正区	7	0	21	4	3	0	35
	住之江区	9	0	21	1	5	3	39
	西成区	17	0	99	3	8	0	127
大阪市	215	0	966	104	145	21	1,451	

注：1. 低周波音を含む。

2. 土壌汚染、廃棄物投棄、地盤沈下、光害を含む。

出典：大阪市ホームページ「大阪市環境白書（令和6年度版）」（令和7年10月閲覧）より作成

### 3.2.3 自然環境

#### 1. 位置

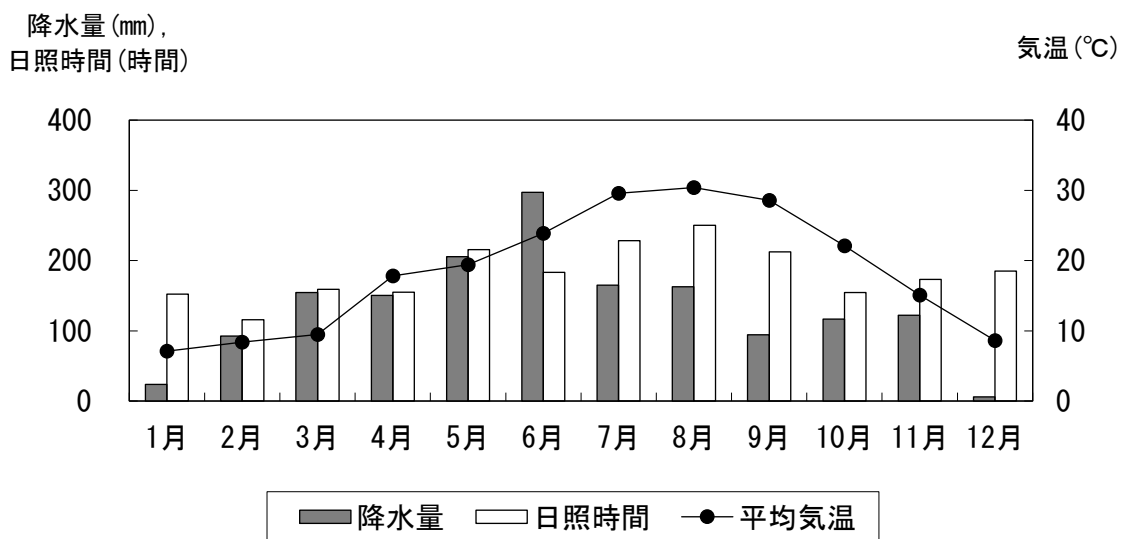
大阪市は、東経 135 度 23 分から 135 度 36 分、北緯 34 度 35 分から 34 度 46 分に位置し、わが国のほぼ中央部にある。西は大阪湾に面し、南は大和川を隔てて堺市・松原市に続き、北は神崎川を隔てて尼崎市・豊中市・吹田市・摂津市に連なり、東は守口市・門真市・大東市・東大阪市・八尾市に接し、大阪平野の要地を占め、海陸交通の要衝をなしている。

事業計画地がある大正区は、大阪市南西部に位置し、大阪湾に面し、区の三方を木津川、尻無川、岩崎運河に囲まれている。

#### 2. 気象

大阪市の気候は、温暖で降水量の少ない瀬戸内海気候区に属している。

令和 6 年の大阪の気象概況は図 3.2-18 に示すとおりである。大阪市の年平均気温は 18.4℃、年間降水量は 1,590.0mm、年間日照時間は 2,184.6 時間であった。なお、平年値（1991 年～2020 年までの 30 年間の平均値）は、平均気温が 17.1℃、降水量が 1,338.3mm、日照時間が 2,048.6 時間である。



出典：気象庁ホームページ「過去の気象データ検索」（令和 7 年 10 月閲覧）より作成

図 3.2-18 大阪市の気象の概況（令和 6 年）

### 3. 地象

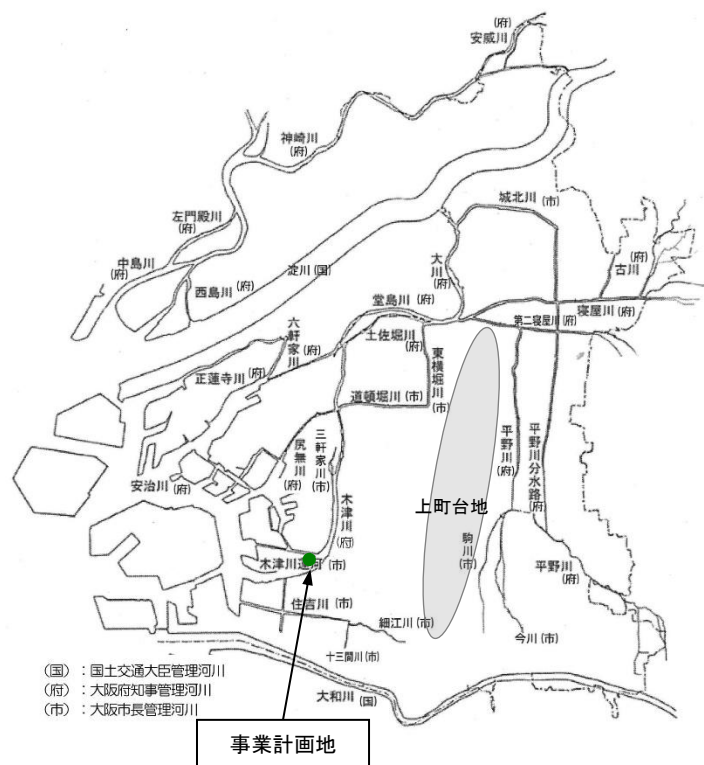
大阪市の地形は、市の中央部からやや東寄りに、南北に縦貫する上町台地(南北 9km、東西 2km にわたる台地)があり、東側にゆるく、西側に急傾斜をなしている。このため、大阪市の東部は概して地盤が高く、西部に行くにしたがって低くなり、やがて海に連なっている。市街はおおむね平地で、海拔 3m 前後の土地が大部分を占めている。

事業計画地の属する大正区は、江戸時代以前から続いてきた三軒家、難波島と、江戸時代以後に木津川、尻無川の河口に開発された新田と、さらに明治、大正、平成時代に造成された埋立地によって形成されている。

### 4. 水象

大阪市は、「水の都」の名にふさわしく、大小多数の河川が市内を縦横に貫流しているが、その根幹をなす淀川は琵琶湖に源を発し、宇治川、桂川、木津川の三川が合流して、水量が豊かである。

また、事業計画地が属する大正区内には木津川に通じる三軒家川が流れ、区周辺も、東側を木津川、北側を尻無川などが流れている。(図 3. 2-19 参照)。



出典 : 大阪市ホームページ「大阪市環境白書 (令和 5 年度版)」(令和 7 年 10 月閲覧) より作成

図 3. 2-19 大阪市域の河川図

## 5. 動物・植物・水生生物

「大阪府レッドリスト 2014」（大阪府環境農林水産部、平成 26 年）によると、事業計画地周辺では、「南港野鳥園・夢洲」が希少な野生生物が生息し、種の多様性が高い地域として生物多様性ホットスポットの A ランクに指定されている。

「大阪の生物多様性ホットスポットー 多様な生き物たちに会える場所 -」（大阪府環境農林水産部、平成 28 年）によると南港野鳥園・夢洲周辺には、貴重な生態系として、干潟・河川汽水域と代替裸地・草地（埋立地）があり、貴重な生物としては、水鳥のコアジサシやシロチドリ等、猛禽類のチュウヒやハイイロチュウヒ等、干潟生物としてウスコミミガイ、ウチワゴカイ、フジテガニ等の記録がある。

大阪市では概ね 5 年ごとに市内河川 19 地点において、年 4 回（四季）魚類生息状況調査が実施されている。大阪市ホームページ「令和 4 年度大阪市内河川魚類生息状況調査」（令和 7 年 10 月閲覧）によると、事業計画地周辺では木津川河口で調査が行われている。令和 4 年度の調査結果では、春季にスズキ、夏季にサッパ、コノシロ、サヨリ、キチヌ、マハゼ、アイゴ、秋季にスズキ、冬季にボラ、スズキが確認されており、最も個体数が多かったのはボラであった。

なお、事業計画地及びその周辺は国及び大阪府による自然環境保全地域や鳥獣保護区の指定を受けていない。

## 6. レクリエーション資源

事業計画地周辺の主なレクリエーション施設は表 3. 2-26 に示すとおりである。

事業計画地の属する大正区内には、街区・近隣公園として鶴町南公園、三軒家公園等、地区公園として小林公園、泉尾公園があり、また、総合公園としては千島公園があり、園内の昭和山山頂からは優れた眺望を見渡すことができ、緑に囲まれながら運動できる区民の憩いの場となっている。

表 3.2-26 公園及び野外レクリエーション施設

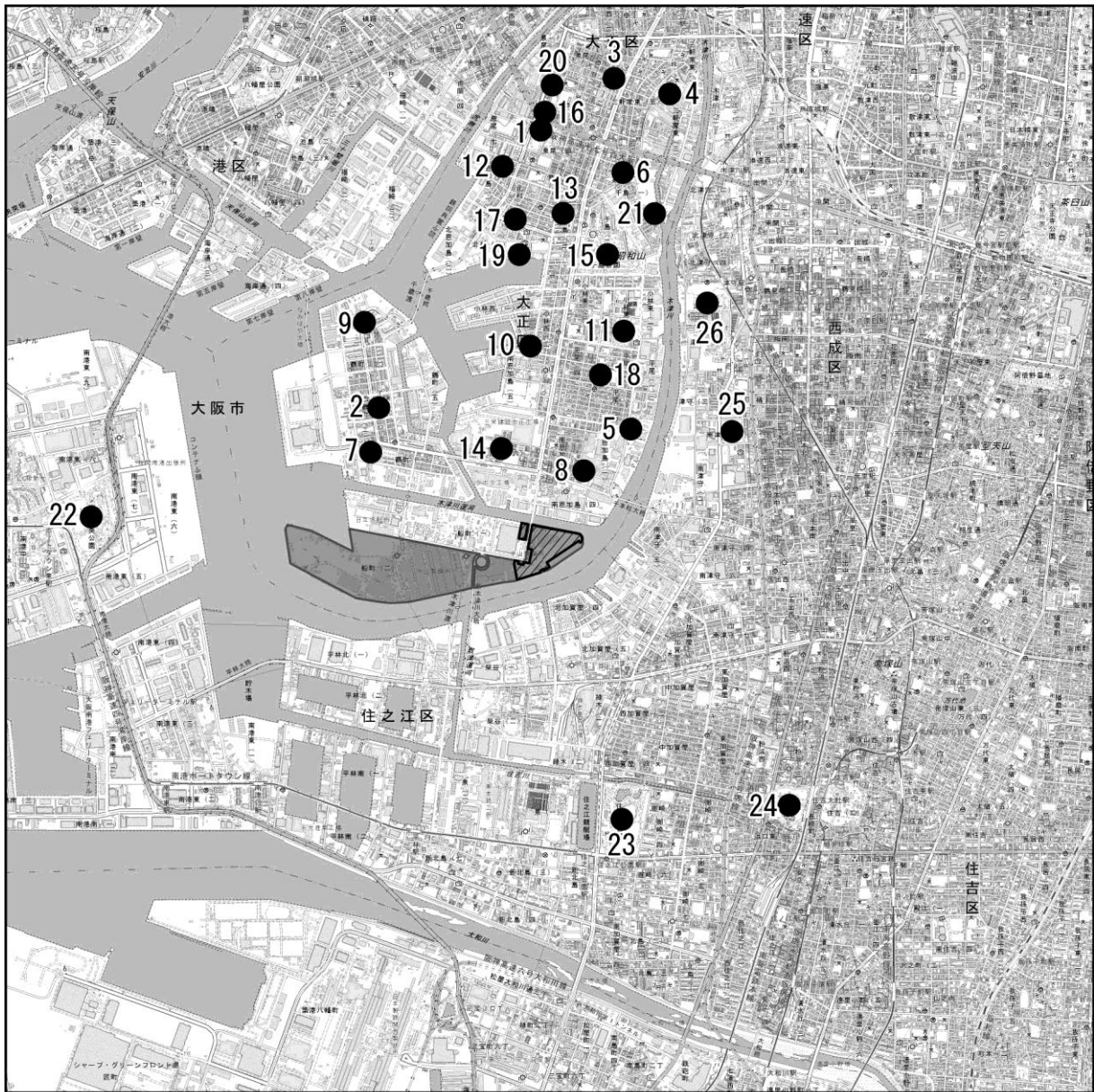
番号	公園種別	公園・施設名	所在地
1	地区公園	泉尾公園	大正区泉尾4丁目
2	街区公園	鶴町中央公園	大正区鶴町2丁目
3	街区公園	泉尾上公園	大正区泉尾1丁目
4	近隣公園	三軒家公園	大正区三軒家東2丁目
5	街区公園	平尾亥開公園	大正区平尾1丁目、大正区南恩加島1丁目
6	街区公園	南泉尾公園	大正区千島1丁目
7	近隣公園	鶴町南公園	大正区鶴町1丁目
8	街区公園	南恩加島公園	大正区南恩加島1丁目
9	街区公園	鶴町北公園	大正区鶴町4丁目
10	街区公園	小林南公園	大正区小林西2丁目
11	地区公園	小林公園	大正区小林東2丁目
12	街区公園	泉尾浜公園	大正区泉尾7丁目
13	街区公園	千林橋公園	大正区千島3丁目
14	街区公園	南恩加島西公園	大正区南恩加島6丁目
15	総合公園	千島公園	大正区千島2丁目
16	街区公園	泉尾中公園	大正区泉尾3丁目
17	街区公園	北村公園	大正区北村2丁目
18	近隣公園	平尾公園	大正区平尾2丁目
19	街区公園	北村南公園	大正区北村3丁目
20	街区公園	泉尾2公園	大正区泉尾2丁目
21	街区公園	泉尾東公園	大正区千島1丁目
22	総合公園	南港中央公園	住之江区南港東8丁目
23	総合公園	住之江公園	住之江区南加賀屋1丁目
24	総合公園	住吉公園	住之江区浜口東1丁目、浜口西1丁目地内
25	地区公園	南津守さくら公園	西成区南津守1丁目
26	地区公園	西成公園	西成区津守1丁目

注：表中の番号は、図3.2-20の公園及び野外レクリエーション施設位置に対応している。

出典：大阪市ホームページ「令和7年度都市公園一覧表」（令和7年10月閲覧）

大阪市ホームページ「大阪市都市計画公園の変更（市決定）」（令和8年1月閲覧）

大阪府都市整備部公園課「大阪府都市公園一覧表 令和6年3月31日現在」より作成



この地図は、国土地理院の電子地形図25000をもとに作成した。

凡例

- 事業計画地
- 中山製鋼所船町工場
- 公園



1:50,000



注：図中の番号は、表 3.2-26 の公園及び野外レクリエーション施設に対応している。  
 出典：大阪市ホームページ「令和7年度都市公園一覧表」（令和7年10月閲覧）より作成

図 3.2-20 公園及び野外レクリエーション施設位置

### 3.2.4 社会的文化的環境

#### 1. 文化財

大正区、住之江区及び西成区の指定文化財、大阪市顕彰碑及び埋蔵文化財包蔵地は表 3.2-27～表 3.2-29 に示すとおりである。事業計画地周辺には大阪市顕彰碑及び市指定文化財の了照寺真宗関係史料がある。

また、大正区内には周知の埋蔵文化財包蔵地は存在しないが、周辺の住之江区及び西成区には、岸ノ里遺跡、玉出遺跡、浜口遺跡等がある（図 3.2-21 参照）。

表 3.2-27 事業計画地周辺の指定文化財

行政区	指定	分野（種別）	番号	名称	所有者	文化財所在地（管理者）
大正区	市	有形文化財（美工）	A	了照寺真宗関係史料	了照寺	大正区 三軒家東
	市	有形文化財（歴史）	B	木造北村六右衛門夫妻坐像	北村彰英	大正区泉尾
住之江区	市	有形文化財（建造物）	C	旧加賀屋新田会所 鳳凰亭、書院、居宅	大阪市 （建設局）	住之江区 南加賀屋
	市	有形文化財（美工）	D	木造 一字金輪三尊坐像	西願寺	住之江区粉浜
	市	有形文化財（美工）	E	市電散水車 25 号車輛	大阪市高速 電気軌道（株）	住之江区緑木
	市	有形文化財（美工）	F	市電 1601 型 1644 号車輛	大阪市高速 電気軌道（株）	住之江区緑木
	市	有形文化財（美工）	G	地下鉄 100 型 105 号車輛	大阪市高速 電気軌道（株）	住之江区緑木
	市	有形文化財（美工）	H	市電 501 型 528 号車輛	大阪市高速 電気軌道（株）	住之江区緑木
	市	有形文化財（美工）	I	市電 11 型 30 号車輛	大阪市高速 電気軌道（株）	住之江区緑木
	市	有形文化財（美工）	J	市電 801 型 801 号車他	大阪市高速 電気軌道（株）	住之江区緑木 ほか
	市	有形文化財（美工）	K	祐貞寺真宗関係史料	祐貞寺	住之江区北島
	市	記念物（史跡）	L	加賀屋新田会所跡	大阪市 （建設局）	住之江区 南加賀屋
西成区	国	登録文化財（建造物）	M	梅谷歯科医院	個人	西成区 天下茶屋
	国	登録文化財（建造物）	N	綱よし百番	個人	西成区山王
	国	登録文化財（建造物）	O	久金属工業 工場事務所 工場旧社長室 品質管理室、技術室 守衛室、旧第一工場 旧倉庫、旧防空壕、正門	個人	西成区北津守
	府	有形文化財（美工）	P	阿倍寺塔刹柱礎石	大阪市 （建設局）	西成区岸里東
	府	民俗文化財（有形民俗）	Q	玉出のだいがく（1 基） 附；2 面	生根神社	西成区玉出西
市	有形文化財（美工）	R	木造阿弥陀如来立像	光福寺	西成区玉出西	

注：表中の番号は、図 3.2-21 に記載の番号である。

出典：大阪府ホームページ「大阪府内指定文化財一覧表」（令和 7 年 10 月閲覧）より作成

大阪市ホームページ「報道発表資料 新たに大阪市指定有形文化財及び有形民俗文化財を指定しました」（令和 7 年 12 月閲覧）より作成

表 3.2-28 事業計画地周辺の大阪市顕彰碑

行政区	番号	名称	所在地
大正区	1	近代紡績工業発祥の地	三軒家東 2-12 (三軒家公園内)
	2	尻無川樋堤跡	泉尾 7-17 (泉尾浜公園内)
	3	木津川飛行場跡	船町 1-3 (新木津川大橋北詰)
住之江区	4	加賀屋新田会所跡	南加賀屋 4-8 (加賀屋緑地内)
	5	霰松原	安立 2-11 (霰松原公園内)
	6	住吉高灯籠	浜口西 1-6
	7	名村造船所船渠跡	北加賀屋 4-1 (クリエイティブセンター大阪)
西成区	8	津守新田会所跡	津守 3-1 (津守小学校内)
	9	天下茶屋跡	岸里東 2-10
	10	佐藤魚丸墓所	岸里東 1-7 (安養寺前)
	11	木津川口千本松跡	南津守 2-4 (千本松渡船場)

注：表中の番号は、図 3.2-21 に記載の番号である。

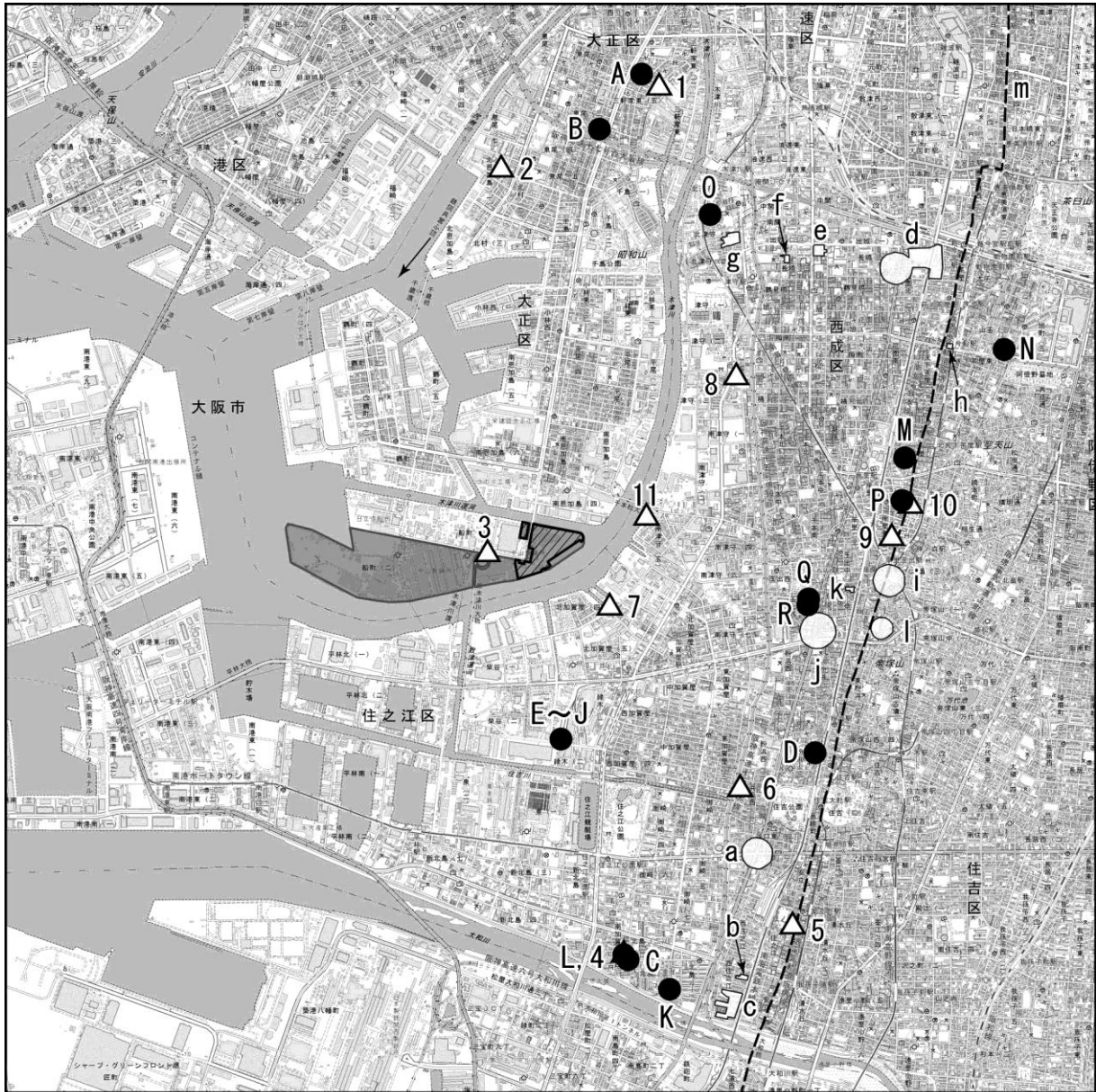
出典：大阪市ホームページ「大阪市顕彰史跡」(令和 7 年 10 月閲覧)より作成

表 3.2-29 事業計画地周辺の埋蔵文化財包蔵地

行政区	番号	名称	時代	種類
住之江区	a	浜口遺跡	その他(不明)	集落跡
	b	西住之江遺跡	中世、近世、その他(不明)	集落跡
	c	西住之江遺跡 B 地点	中世、近世	集落跡
西成区	d	長橋遺跡	中世、古墳、奈良、平安	集落跡、散布地
	e	長橋遺跡 B 地点	中世	集落跡
	f	長橋遺跡 C 地点	中世	集落跡
	g	北津守 4 丁目所在遺跡	近世、中世	集落跡
	h	天下茶屋遺跡	古墳、奈良、平安、中世、近世	集落跡
	i	岸ノ里遺跡	縄文	散布地
	j	玉出遺跡	弥生、古墳、奈良	散布地
	k	玉出遺跡 B 地点	古墳、奈良、平安、中世	集落跡
	l	松原遺跡	弥生	散布地
	m	紀州街道	近世	その他






注：表中の番号は、図 3.2-21 に記載の番号である。

出典：大阪府ホームページ「埋蔵文化財包蔵地分布図(大阪府地図情報システム)」(令和 7 年 10 月閲覧)より作成



この地図は、国土地理院の電子地形図25000をもとに作成した。

凡例

-  事業計画地
-  中山製鋼所船町工場
-  埋蔵文化財包蔵地
-  文化財
-  大阪市顕彰碑



1:50,000



注：図中の番号は、表 3.2-27～表 3.2-29 に記載の番号である。

出典：大阪府ホームページ「大阪府内指定文化財一覧表」、「埋蔵文化財包蔵地分布図（大阪府地図情報システム）」

大阪市ホームページ「大阪市顕彰史跡」（いずれも令和7年10月閲覧）、「報道発表資料 新たに大阪市指定有形文化財及び有形民俗文化財を指定しました」（令和7年12月閲覧）より作成

図 3.2-21 事業計画地周辺の文化財の分布状況

### 3.2.5 環境基準等

#### 1. 環境基本法に基づく環境基準

「環境基本法」(平成5年法律第91号)第16条の規定に基づき、大気汚染、水質汚濁、騒音及び土壌の汚染に係る環境基準が定められている。

##### (1) 大気汚染に係る環境基準

「大気の汚染に係る環境基準について」(昭和48年環境庁告示第25号)、「二酸化窒素に係る環境基準について」(昭和53年環境庁告示第38号)、「ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準について」(平成9年環境庁告示第4号)、「微小粒子状物質による大気の汚染に係る環境基準について」(平成21年環境省告示第33号)により定められている、大気汚染に係る環境基準は表3.2-30に示すとおりである。

表 3.2-30 大気汚染に係る環境基準

物質	環境上の条件
二酸化硫黄	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。
一酸化炭素	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が0.10mg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m <sup>3</sup> 以下であること。
光化学オキシダント	1時間値が0.06ppm以下であること。
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内またはそれ以下であること。
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m <sup>3</sup> 以下であること。
トリクロロエチレン	1年平均値が0.13mg/m <sup>3</sup> 以下であること。
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m <sup>3</sup> 以下であること。
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m <sup>3</sup> 以下であること。
微小粒子状物質 (PM2.5)	1年平均値が15μg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m <sup>3</sup> 以下であること。

- (備考) 1. 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。
2. 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が10μm以下のものをいう。
3. 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。）をいう。
4. 二酸化窒素について、1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内にある地域にあっては、原則として、このゾーン内において、現状程度の水準を維持し、又はこれを大きく上回ることをとらないよう努めるものとする。
5. ベンゼン等による大気汚染に係る環境基準は、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質に係るものであることにかんがみ、将来にわたって人の健康に係る被害が未然に防止されるようにすることを旨として、その維持又は早期達成に努めるものとする。
6. 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が2.5μmの粒子を50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。

(2) 公共用水域の水質汚濁に係る環境基準

「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和46年環境庁告示第59号)により定められている、公共用水域の水質汚濁に係る環境基準は、表3.2-31及び表3.2-32に示すとおりである。

表3.2-31 人の健康の保護に関する環境基準

項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.003mg/L以下	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下
全シアン	検出されないこと。	トリクロロエチレン	0.01mg/L以下
鉛	0.01mg/L以下	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下
六価クロム	0.02mg/L以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下
砒素	0.01mg/L以下	チウラム	0.006mg/L以下
総水銀	0.0005mg/L以下	シマジン	0.003mg/L以下
アルキル水銀	検出されないこと。	チオベンカルブ	0.02mg/L以下
PCB	検出されないこと。	ベンゼン	0.01mg/L以下
ジクロロメタン	0.02mg/L以下	セレン	0.01mg/L以下
四塩化炭素	0.002mg/L以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下	ふっ素	0.8mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下	ほう素	1mg/L以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L以下		

- (備考) 1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。  
 2. 「検出されないこと」とは、項目ごとに定められた方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。  
 3. 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。  
 4. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 K0102-2 15.3、15.4、15.6、15.7又は15.8により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格 K0102-2 14.2、14.3又は14.4により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。

表 3.2-32(1) 生活環境の保全に関する環境基準（河川）

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数
AA	水道1級 自然環境保全及び A以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	20CFU/100mL 以下
A	水道2級 水産1級及び B以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	300CFU/100mL 以下
B	水道3級 水産2級及び C以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L 以下	25mg/L 以下	5mg/L 以上	1,000CFU/100mL 以下
C	水産3級 工業用水1級及び D以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L 以下	50mg/L 以下	5mg/L 以上	-
D	工業用水2級 農業用水及び Eの欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/L 以下	100mg/L 以下	2mg/L 以上	-
E	工業用水3級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/L 以下	ごみ等の浮遊 が認められな いこと。	2mg/L 以上	-

- (備考) 1. 基準値は、日間平均値とする。ただし、大腸菌数に係る基準値については、90%水質値（年間の日間平均値の全データをその値の小さいものから順に並べた際の $0.9 \times n$ 番目（ $n$ は日間平均値のデータ数）のデータ値（ $0.9 \times n$ が整数でない場合は端数を切り上げた整数番目の値をとる。))とする。
2. 農業用利水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5mg/L以上とする。
3. 水道1級を利用目的としている測定点（自然環境保全を利用目的としている測定点を除く。）については、大腸菌数100CFU/100mL以下とする。
4. いずれの類型においても、水浴を利用目的としている測定点（自然環境保全及び水道1級を利用目的としている測定点を除く。）については、大腸菌数300CFU/100mL以下とする。
5. 水産1級、水産2級及び水産3級のみを利用目的とする場合については、当分の間、大腸菌数の項目の基準値は適用しない。
6. 大腸菌数に用いる単位はCFU（コロニー形成単位 (Colony Forming Unit)）/100mLとし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。

- 注：1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
2. 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの  
水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの  
水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
3. 水産1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用  
水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用  
水産3級：コイ、フナ等、 $\beta$ -中腐水性水域の水産生物用
4. 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの  
工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの  
工業用水3級：特殊の浄水操作を行うもの
5. 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

表 3.2-32(2) 生活環境の保全に関する環境基準（河川）

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全垂鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼン スルホン酸及びその塩
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下
生物特 B	生物 A 又は生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下

（備考）基準値は、年間平均値とする。

### (3) 地下水の水質汚濁に係る環境基準

「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」（平成 9 年環境庁告示第 10 号）により定められている水質汚濁に係る環境基準は、表 3.2-33 に示すとおりである。

表 3.2-33 地下水の水質汚濁に係る環境基準

項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.003mg/L 以下	1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下
全シアン	検出されないこと。	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
鉛	0.01mg/L 以下	トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.02mg/L 以下	テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
砒素	0.01mg/L 以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下	チウラム	0.006mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと。	シマジン	0.003mg/L 以下
PCB	検出されないこと。	チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下	ベンゼン	0.01mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下	セレン	0.01mg/L 以下
クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）	0.002mg/L 以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下	ふっ素	0.8mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下	ほう素	1mg/L 以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下	1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下

（備考）1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。

- 「検出されないこと」とは、項目ごとに定められた方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 K0102-2 15.3、15.4、15.6、15.7 又は 15.8 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 K0102-2 14.2、14.3 又は 14.4 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。
- 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、規格 K0125 5.1、5.2 又は 5.3.2 により測定されたシス体の濃度と規格 K0125 5.1、5.2 又は 5.3.1 により測定されたトランス体の濃度の和とする。

#### (4) 騒音に係る環境基準

「騒音に係る環境基準について」（平成 10 年環境庁告示第 64 号）により定められている、騒音に係る環境基準は表 3. 2-34～表 3. 2-36 に示すとおりである。

表 3. 2-34 騒音に係る環境基準

地域の 類型	基準値(等価騒音レベル)		該当地域 平成 22 年 10 月 1 日 大阪市告示第 1124 号
	昼間 午前 6 時から 午後 10 時まで	夜間 午後 10 時から翌日 の午前 6 時まで	
AA	50 デシベル以下	40 デシベル以下	(大阪に該当なし)
A	55 デシベル以下	45 デシベル以下	都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 2 章の規定により定められた第一種・第二種中高層住居専用地域
B			都市計画法第 2 章の規定により定められた第一種・第二種住居地域及び準住居地域
C	60 デシベル以下	50 デシベル以下	都市計画法第 2 章の規定により定められた近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域

但し、道路に面する地域については、上表によらず、次表の基準値の欄に掲げるとおりである。

表 3. 2-35 騒音に係る環境基準(道路に面する地域)

地域の区分	基準値(等価騒音レベル)	
	昼間 午前 6 時から 午後 10 時まで	夜間 午後 10 時から翌日 の午前 6 時まで
A 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 デシベル以下	55 デシベル以下
B 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域及び C 地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 デシベル以下	60 デシベル以下

また、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表によらず、特例として次表の基準値に掲げるとおりである。

表 3. 2-36 騒音に係る環境基準(幹線交通を担う道路に近接する空間)

基準値(等価騒音レベル)	
昼間 午前 6 時から午後 10 時まで	夜間 午後 10 時から翌日の午前 6 時まで
70 デシベル以下	65 デシベル以下
備考 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準(昼間にあっては 45 デシベル以下、夜間にあっては 40 デシベル以下)によることができる。	

(5) 土壌の汚染に係る環境基準

「土壌の汚染に係る環境基準について」（平成3年環境庁告示第46号）により定められている、土壌の汚染に係る環境基準は、表3.2-37に示すとおりである。

表3.2-37 土壌の汚染に係る環境基準

項目	環境上の条件
カドミウム	検液 1L につき 0.003mg 以下であり、かつ、農用地においては、米 1kg につき 0.4mg 以下であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐（りん）	検液中に検出されないこと。
鉛	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
六価クロム	検液 1L につき 0.05mg 以下であること。
砒素	検液 1L につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地（田に限る。）においては、土壌 1kg につき 15mg 未満であること。
総水銀	検液 1L につき 0.0005mg 以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
PCB	検液中に検出されないこと。
銅	農用地（田に限る。）において、土壌 1kg につき 125mg 未満であること。
ジクロロメタン	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
四塩化炭素	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液 1L につき 0.004mg 以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.1mg 以下であること。
1,2-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.04mg 以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1L につき 1mg 以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
トリクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
チウラム	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
シマジン	検液 1L につき 0.003mg 以下であること。
チオベンカルブ	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
ベンゼン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
セレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
ふっ素	検液 1L につき 0.8mg 以下であること。
ほう素	検液 1L につき 1mg 以下であること。
1,4-ジオキサン	検液 1L につき 0.05mg 以下であること。

- （備考）1. 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあつては定められた方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。
2. カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあつては、汚染土壌が地下水から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水 1L につき 0.003mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg 及び 1mg を超えていない場合には、それぞれ検液 1L につき 0.009mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg 及び 3mg とする。
3. 「検液中に検出されないこと」とは、項目ごとに定められた方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
4. 有機燐とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN をいう。
5. 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、日本産業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 より測定されたシス体の濃度と日本産業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 により測定されたトランス体の濃度の和とする。

(6) ダイオキシン類に係る環境基準

「ダイオキシン類対策特別措置法」(平成 11 年法律第 105 号) 第 7 条の規定に基づく、「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁(水底の底質汚染を含む。)及び土壌汚染に係る環境基準について」(平成 11 年環境庁告示第 68 号)により定められている、ダイオキシン類に係る環境基準は表 3.2-38 に示すとおりである。

表 3.2-38 ダイオキシン類に係る環境基準

媒体	基準値
大気	0.6pg-TEQ/m <sup>3</sup> 以下
水質(水底の底質を除く)	1pg-TEQ/L 以下
水底の底質	150pg-TEQ/g 以下
土壌	1,000pg-TEQ/g 以下

(備考) 1. 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。  
2. 大気及び水質(水底の底質を除く。)の基準値は、年間平均値とする。

## 2. 規制基準等

### (1) 「大気汚染防止法」(昭和 43 年法律第 97 号) 等による規制基準等

#### 硫黄酸化物

##### 排出基準 (K 値規制)

$$q = K \times 10^{-3} \times H e^2$$

q : 硫黄酸化物量(Nm<sup>3</sup>/h)

K : 当該地域に定められたK値(大阪市 : 1.17)

He : 補正された排出口の高さ(m)

##### 総量規制基準

$$Q = 2.0 \times W^{0.85} + 0.3 \times 2.0 \times \{(W + W_i)^{0.85} - W^{0.85}\}$$

Q : 排出が許容される硫黄酸化物の量(Nm<sup>3</sup>/h)

W : 原料及び燃料使用量(kL/h)

W<sub>i</sub> : 新增設されたばい煙発生施設に使用される原料及び燃料使用量(kL/h)

#### 窒素酸化物

##### 総量規制基準

$$Q = 0.6 \{ \Sigma (C \cdot V) + \Sigma (C_i \cdot V_i) \}^{0.95}$$

Q : 排出が許容される窒素酸化物の量(Nm<sup>3</sup>/h)

C : 工場及び事業場に基準日(昭和 57 年 11 月 1 日)前から設置されている施設について、その種類ごとに定める施設係数(電気炉の場合 19.0)

C<sub>i</sub> : 工場及び事業場に基準日以後に設置される施設について、その種類ごとに定める施設係数(電気炉の場合 13.3)

V : 工場及び事業場に基準日前から設置されている施設ごとの排出ガス量(10<sup>4</sup>Nm<sup>3</sup>/h)

V<sub>i</sub> : 工場及び事業場に基準日以後に設置される施設ごとの排出ガス量(10<sup>4</sup>Nm<sup>3</sup>/h)

排出ガス量は、施設(予備の施設(専ら他の施設の使用が停止されている間に、これに替えて使用されるものに限る。))を除く。)を定格能力で運転する場合の乾き排出ガス量を、排出ガス中の酸素濃度が0%の状態に換算したものとする。

一の工場又は事業場において、新たに施設が設置され、それに伴い基準日前に設置された施設が廃止される場合における指導基準の適用については、当該設置に係るすべての施設において算出されるΣ(C・V<sub>i</sub>)が当該廃止に係るすべての施設において算出されるΣ(C・V)を超えない範囲については、当該設置に係るすべての施設の施設係数C<sub>i</sub>をCとみなす。

## ばいじん

0.05g/Nm<sup>3</sup>以下（標準酸素濃度 O<sub>n</sub> : O<sub>s</sub>）

ばいじんの濃度は次の式により換算（標準酸素濃度補正方式による補正）された値とする。

$$C = C_s \times (21 - O_n) / (21 - O_s)$$

C : ばいじんの濃度 (g/Nm<sup>3</sup>)

C<sub>s</sub> : JIS Z 8808 により測定されたばいじんの値 (g/Nm<sup>3</sup>)

O<sub>n</sub> : 標準酸素濃度（施設種類ごとに定める値）（%）

O<sub>s</sub> : 排出ガス中の酸素濃度（20%を超える場合は20%とする）（%）

熱源として電気を使用する施設の標準酸素濃度は、O<sub>n</sub> = O<sub>s</sub> すなわち C = C<sub>s</sub> とする。

## ダイオキシン類（大気）

「ダイオキシン類対策特別措置法」によるダイオキシン類（大気）の排出基準は表 3.2-39 に示すとおりである。

表 3.2-39 ダイオキシン類（大気）に係る排出基準

（単位：ng-TEQ/Nm<sup>3</sup>）

特定施設の種類	排出基準	標準酸素濃度 O <sub>n</sub>
製鋼用電気炉	0.5	O <sub>s</sub>

注：標準酸素濃度補正方式による補正

ダイオキシン類の濃度は以下の式により算出された値とする。

$$C = C_s \cdot (21 - O_n) / (21 - O_s)$$

C : O<sub>n</sub>における濃度（0℃, 101.32 キロパスカル）（単位 ng/Nm<sup>3</sup>）

C<sub>s</sub> : 排ガス中の実測濃度（0℃, 101.32 キロパスカル）（単位 ng/Nm<sup>3</sup>）

O<sub>n</sub> : 酸素換算する酸素の濃度（%）

O<sub>s</sub> : 排出ガス中の酸素濃度（%）（ガス中の濃度が20%を超える場合は O<sub>s</sub>=20%とする）

## アスベスト

「大気汚染防止法」及び「大阪府生活環境の保全等に関する条例」において規定する、全ての石綿含有建材が規制対象である。解体等作業を伴う建設工事については、石綿含有建材の有無にかかわらず事前調査結果の自治体への報告が義務付けられている。「建築物の解体作業で、工事の対象となる床面積の合計が80m<sup>2</sup>以上であるもの」、「建築物の改造・補修作業で、工事の請負代金の合計が100万円以上であるもの」、「工作物の解体等作業で、工事の請負代金の合計が100万円以上であるもの」が報告対象となる。

「大気汚染防止法」では、建築物等に、吹付け石綿、石綿含有断熱材、石綿含有保温材、石綿含有耐火被覆材が使用されている場合、「大阪府生活環境の保全等に関する条例」では、「石綿含有仕上塗材」又は「石綿含有成形板等」のいずれかの使用面積が1,000m<sup>2</sup>以上の場合、届出書の提出が必要となる。

また、「大阪府生活環境の保全等に関する条例」（平成6年大阪府条例第6号）により、指定有害物質（2物質）及び有害物質（21物質）について、以下に示す規制基準が適用される。

### 指定有害物質（2物質）

指定有害物質の規制基準は、表3.2-40に示すとおりである。

表3.2-40 大阪府生活環境の保全等に関する条例による指定有害物質の規制基準

有害物質の種類	規制基準
エチレンオキシド	大気中への排出を抑制するのに適した汚染防止措置として、次のいずれかに該当すること。 1. 燃焼式処理装置又は薬液による吸収式処理装置を設け、適正に稼働させること。 2. 1と同等以上の性能を有する処理装置を設け、適正に稼働させること。 3. 1と同等以上の排出抑制のできる構造とし、適正に管理すること。
六価クロム化合物	大気中への排出を抑制するのに適した汚染防止措置として、次のいずれかに該当すること。 1. ろ過式集じん装置、洗浄集じん装置又は電気集じん装置を設け、適正に稼働させること。 2. 1と同等以上の性能を有する処理装置を設け、適正に稼働させること。 3. 1と同等以上の排出抑制のできる構造とし、適正に管理すること。

### 有害物質（21物質）

有害物質の排出口における規制基準は表3.2-41に示すとおりである。

表3.2-41 大阪府生活環境の保全等に関する条例による有害物質の規制基準

有害物質の種類	Kの値	有害物質の種類	Kの値
アクリロニトリル	2.72	トリクロロエチレン	177
アセトアルデヒド	163	鉛及びその化合物	0.0680 (鉛として)
塩化水素	5.54	ニッケル化合物	0.0340 (ニッケルとして)
塩化メチル	128	砒素及びその化合物	0.00816 (砒素として)
塩素	3.23	1,3-ブタジエン	3.40
カドミウム及びその化合物	0.0170 (カドミウムとして)	ベリリウム及びその化合物	0.00340 (ベリリウムとして)
クロロエチレン	13.6	ベンゼン	4.08
クロホルム	24.5	ホルムアルデヒド	0.456
1,2-ジクロロエタン	2.18	マンガン及びその化合物	0.136 (マンガンとして)
ジクロロメタン	204		
水銀及びその化合物	0.0340 (水銀として)		
テトラクロロエチレン	272		

注：1. 有害物質の量は、次式により算出される。

$$C = K \cdot S / Q$$

- C : 有害物質の種類ごとの量 (mg)  
 K : 有害物質の種類ごとに定められた値  
 S : 排出口高さ等により算出した値  
 Q : 乾き排出ガス量 (Nm<sup>3</sup>/分)

ただしSは周辺建築物の立地状況が変わった場合、それに応じて変更するものとする。

2. 塩化水素は、法対象未満の廃棄物焼却炉から排出されるものに限る。

## (2) 水質汚濁に係る規制

「水質汚濁防止法」（昭和 45 年法律第 138 号）では、特定施設について、排水基準とともに、施設の設置の際の届出について定められている。

「瀬戸内海環境保全特別措置法」（昭和 48 年法律第 110 号）では、特定施設を設置する工場・事業場から公共用水域に排出される排出水の 1 日当たりの最大量が 50m<sup>3</sup> 以上である場合、施設の設置、構造等の変更を行う際に許可が必要となることが定められている。

「水質汚濁防止法」及び「瀬戸内海環境保全特別措置法」では、「水質汚濁防止法」において規定している指定項目（化学的酸素要求量等）で表示した汚濁負荷量に係る総量規制基準が適用される。

「大阪府生活環境の保全等に関する条例」では、届出施設を設置する工場・事業場について、排水基準とともに、施設の設置の際の届出について定められている。

## (3) 地下水の水質に係る規制

「水質汚濁防止法」では、有害物質使用特定施設を設置する工場・事業場に対して、有害物質を含む汚水の地下浸透を禁止している。

「大阪府生活環境の保全等に関する条例」では、届出施設を設置する工場・事業場に対して、有害物質を含む汚水の地下浸透を禁止している。

## (4) 土壌汚染に係る規制

「土壌汚染対策法」（平成 14 年法律第 53 号）では、特定有害物質（鉛、砒素等 26 物質）による汚染状態が基準に適合しない土地を所有する者等に対して、当該汚染により人の健康に係る被害が生じ、又は生ずるおそれがある場合には、汚染の除去、拡散の防止、その他必要な措置を講じることとしている。

大阪府では、「土壌汚染対策法」に加えて府域の土壌汚染に対応し、土壌汚染による府民の健康影響を防止するため、土壌汚染に関する規制等の規定を追加した「大阪府生活環境の保全等に関する条例」を平成 16 年 1 月に施行している。調査対象物質として土壌汚染対策法の特定有害物質にダイオキシン類を追加し、これらを合わせて管理有害物質としている。

管理有害物質及び基準値は、表 3.2-42 に示すとおりである。

表 3.2-42 管理有害物質及び基準値

分類		項目	含有量基準 (指定基準) [mg/kg]	溶出量基準 (指定基準) [mg/L]	第二溶出量 基準 [mg/L]	
管理有害物質（大阪府生活環境の保全等に関する条例）	特定有害物質（土壌汚染対策法）	揮発性有機化合物（第1種特定有害物質）				
		クロロエチレン（塩化ビニルモノマー）	-	0.002 以下	0.02 以下	
		四塩化炭素	-	0.002 以下	0.02 以下	
		1,2-ジクロロエタン	-	0.004 以下	0.04 以下	
		1,1-ジクロロエチレン（塩化ビニリデン）	-	0.1 以下	1 以下	
		1,2-ジクロロエチレン	-	0.04 以下	0.4 以下	
		1,3-ジクロロプロペン（D-D）	-	0.002 以下	0.02 以下	
		ジクロロメタン（塩化メチレン）	-	0.02 以下	0.2 以下	
		テトラクロロエチレン（パークロロエチレン）	-	0.01 以下	0.1 以下	
		1,1,1-トリクロロエタン	-	1 以下	3 以下	
		1,1,2-トリクロロエタン	-	0.006 以下	0.06 以下	
		トリクロロエチレン	-	0.01 以下	0.1 以下	
		ベンゼン	-	0.01 以下	0.1 以下	
	重金属等（第2種特定有害物質）	カドミウム及びその化合物	カドミウム 45 以下	カドミウム 0.003 以下	カドミウム 0.09 以下	
		六価クロム化合物	六価クロム 250 以下	六価クロム 0.05 以下	六価クロム 1.5 以下	
		シアン化合物	遊離シアン 50 以下	シアンが検出 されないこと	シアン 1 以下	
		水銀およびその化合物 うちアルキル水銀	水銀 15 以下	水銀 0.0005 以下 検出されないこと	水銀 0.005 以下 検出されないこと	
		セレン及びその化合物	セレン 150 以下	セレン 0.01 以下	セレン 0.3 以下	
		鉛及びその化合物	鉛 150 以下	鉛 0.01 以下	鉛 0.3 以下	
		砒素及びその化合物	砒素 150 以下	砒素 0.01 以下	砒素 0.3 以下	
		ふっ素及びその化合物	ふっ素 4000 以下	ふっ素 0.8 以下	ふっ素 24 以下	
		ほう素及びその化合物	ほう素 4000 以下	ほう素 1 以下	ほう素 30 以下	
	農薬等（第3種特定有害物質）	シマジン（CAT）	-	0.003 以下	0.03 以下	
		チオベンカルブ（ベンチオカーブ）	-	0.02 以下	0.2 以下	
		チウラム	-	0.006 以下	0.06 以下	
		PCB（ポリ塩化ビフェニル）	-	検出されないこと	0.003 以下	
		有機りん化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN に限る。）	-	検出されないこと	1 以下	
	ダイオキシン類			1000pg-TEQ/g 以下	-	-

注：mg/kg（土壌 1 キログラムにつきミリグラム）、mg/L（検液 1 リットルにつきミリグラム）、  
pg-TEQ/g（土壌 1g につきピコグラム [2, 3, 7, 8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン毒性換算値]）

(5) 騒音規制法等による規制基準等

**工場・事業場に係る規制基準**

「騒音規制法」(昭和43年法律第98号)、「大阪府生活環境の保全等に関する条例」による規制基準は表3.2-43に示すとおりである。事業計画地は、工業専用地域であり、また、府知事が告示した地域ではないため、規制基準は適用されない。

表 3.2-43 工場・事業場に係る規制基準

(単位：デシベル)

区域の区分	用途地域	朝 (午前6時～ 午前8時)	昼 (午前8時～ 午後6時)	夕 (午後6時～ 午後9時)	夜間 (午後9時～ 翌日 午前6時)
第1種区域	(大阪市該当なし)	45	50	45	40
第2種区域	第1種・第2種中高層住居専用地域、第1種・第2種住居地域、準住居地域、市街化調整区域など	50	55	50	45
第3種区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域	60	65	60	55
第4種区域	工業地域 工業専用地域の一部	65	70	65	60

注：1. 第4種区域のうち、既設の学校・保育所等の敷地の周囲50mの区域及び第2種区域の境界線から15m以内の区域は5デシベルを減じた値とする。

2. 工業専用地域の一部とは、大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則第53条第2号の規定に基づき、府知事が告示した地域

出典：「特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準」(昭和43年11月27日、厚・農・通・運告示第1号)

「大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則」(平成6年10月26日、大阪府規則第81号)

「騒音規制法第3条第1項の規定に基づく規制地域」(昭和61年4月1日、大阪市告示第246号)

「騒音規制法第4条第1項の規定に基づく規制基準」(昭和61年4月1日、大阪市告示第247号)

**特定建設作業に係る規制基準**

「騒音規制法」、「大阪府生活環境の保全等に関する条例」による規制基準は表 3. 2-44 に示すとおりである。事業計画地は、工業専用地域であり、また、府知事が告示した地域ではないため、規制基準は適用されない。

表 3. 2-44 特定建設作業に係る規制基準

特定建設作業の種類	基準値	作業可能時刻		1日当たりの作業時間		作業期間	作業日
		1号区域	2号区域	1号区域	2号区域		
1. くい打機（もんけんを除く）、くい抜機又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く）を使用する作業（くい打機をアースガードと併用する作業を除く）	85 デシベル	19 ～ 7 時の 時間 内で ない こと	22 ～ 6 時の 時間 内で ない こと	10 時間 を 越 え な い こ と	14 時間 を 越 え な い こ と	連 続 6 日 を 越 え な い こ と	日 曜 日 そ の 他 の 休 日 で は な い こ と
2. びょう打機を使用する作業							
3. さく岩機を使用する作業							
4. 空気圧縮機（電動機以外の原動機を用いるものであって、その原動機の定格出力が15キロワット以上のものに限る）を使用する作業（さく岩機の動力として使用する作業を除く）							
5. コンクリートプラント（混練機の混練容量が0.45m <sup>3</sup> 以上のものに限る）又はアスファルトプラント（混練機の混練重量が200kg以上のものに限る）を設けて行う作業（モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く）							
6. パック杓（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が80キロワット以上のものに限る）を使用する作業							
7. トラクターショベル（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が70キロワット以上のものに限る）を使用する作業							
8. ブルトザー（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が40キロワット以上のものに限る）を使用する作業							
9. 6、7、又は8に規定する作業以外のショベル系掘削機械（アタッチメントをスケルトンバケットに換装したものを含み、原動機の定格出力が20キロワットを超えるものに限る）、トラクターショベル又はブルトザーを使用する作業							
10. コンクリートカッターを使用する作業							
11. 鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業							

注：1号区域：第1種・第2種中高層住居専用地域、第1種・第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び用途地域の指定のない地域のうち2号区域に該当する地域以外の地域並びに工業地域及び知事が公示して指定する地域のうち学校、保育所、病院、入院施設を有する診療所、図書館、特別養護老人ホーム及び幼保連携型認定こども園の敷地の周囲80mの区域内の地域

2号区域：工業地域及び知事が公示して指定する地域のうち、1号区域に該当する地域以外の地域

出典：「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」（昭和43年11月27日、厚・建告示第1号）

「大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則」（平成6年10月26日、大阪府規則第81号）

「騒音規制法第3条第1項の規定に基づく規制地域」（昭和61年4月1日、大阪市告示第246号）

「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準別表第1号の規定に基づく区域」（昭和61年4月1日、大阪市告示第248号）

**自動車騒音の限度（要請限度）**

「騒音規制法」による自動車騒音の限度は表 3.2-45 に示すとおりである。

表 3.2-45 自動車騒音の限度（要請限度）

（等価騒音レベル、単位：デシベル）

区域の区分	基準値	
	昼間 （午前 6 時～ 午後 10 時まで）	夜間 （午後 10 時～翌日 の午前 6 時まで）
a 区域及び b 区域のうち一車線を有する道路に面する区域	65	55
a 区域のうち二車線以上の車線を有する道路に面する区域	70	65
b 区域のうち二車線以上の車線を有する道路に面する区域及び c 区域のうち車線を有する道路に面する区域	75	70

上表に掲げる区域のうち幹線交通を担う道路に近接する区域に係る限度は、次表のとおりとする。

（等価騒音レベル、単位：デシベル）

基準値	
昼間 （午前 6 時～午後 10 時まで）	夜間 （午後 10 時～翌日の午前 6 時まで）
75	70

注 1：「幹線交通を担う道路」とは、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 3 条に規定する、高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道にあつては、4 車線以上の車線を有する区間に限る。）並びに道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）第 2 条第 8 項に規定する一般自動車道であつて都市計画法施行規則（昭和 44 年建設省令第 49 号）第 7 条第 1 号に規定する自動車専用道路をいう。

2：「幹線交通を担う道路に近接する区域」とは、次の範囲をいう。

- ① 2 車線以下の車線を有する道路の敷地の境界線から 15 メートルの範囲
- ② 2 車線を超える車線を有する道路の敷地の境界線から 20 メートルの範囲

地域の類型	該 当 地 域
a	第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域
b	第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、用途地域の指定のない地域
c	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

出典：「騒音規制法第 17 条第 1 項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令」

（平成 12 年 3 月 2 日、総理府令第 15 号）

「騒音規制法第 17 条第 1 項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令別表備考に基づく区域」（平成 12 年 3 月 24 日、大阪市告示第 277 号）

## (6) 振動規制法等による規制基準等

### 工場・事業場に係る規制基準

「振動規制法」(昭和51年法律第64号)、「大阪府生活環境の保全等に関する条例」による規制基準は表3.2-46に示すとおりである。事業計画地は、工業専用地域であり、また、府知事が告示した地域ではないため、規制基準は適用されない。

表 3.2-46 工場・事業場に係る規制基準

(単位：デシベル)

区域の区分	用途地域	昼間 (午前6時～ 午後9時)	夜間 (午後9時～ 翌日午前6時)
第1種区域	第1種・第2種中高層住居専用地域、 第1種・第2種住居地域、準住居地域、 用途地域の指定のない地域	60	55
第2種区域(I)	近隣商業地域、商業地域、準工業地域	65	60
第2種区域(II)	工業地域 工業専用地域の一部(知事が告示した地域)	70	65

注：1. 第2種区域(II)のうち、既設の学校・保育所等の敷地の周囲50mの区域及び第1種区域の境界線から15m以内の区域は5デシベルを減じた値とする。

2. 工業専用地域の一部とは、大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則第53条第2号の規定に基づき、府知事が告示した地域

出典：「特定工場等において発生する振動の規制に関する基準」(昭和51年11月10日、環境庁告示第90号)

「大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則」(平成6年10月26日、大阪府規則第81号)

「振動規制法第4条第1項の規定に基づく規制基準」(昭和61年4月1日、大阪市告示第251号)

### 特定建設作業に係る規制基準

「振動規制法」、「大阪府生活環境の保全等に関する条例」による規制基準は表3.2-47に示すとおりである。事業計画地は、工業専用地域であり、また、府知事が告示した地域ではないため、規制基準は適用されない。

表 3.2-47 特定建設作業に係る規制基準

特定建設作業の種類	敷地境界における振動の大きさ	作業時刻		1日当たりの作業時間		作業期間	作業日
		1号区域	2号区域	1号区域	2号区域		
1. くい打機(もんけん及び圧入式くい打機を除く)、くい抜機(油圧式くい抜機を除く)又はくい打くい抜機(圧入式くい打くい抜機を除く)を使用する作業	75デシベルを超えるものでないこと	19時～7時の時間内でないこと	22時～6時の時間内でないこと	10時間を越えないこと	14時間を越えないこと	連続6日を超えないこと	日曜日その他の休日 ではないこと
2. 鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業							
3. 舗装版破砕機を使用する作業							
4. プレカ- (手持式のものを除く)を使用する作業							
5. プルト-サー、トラクタ-ショベル又はショベル系掘削機械(原動機の定格出力が20キロワットを超えるものに限る)を使用する作業							

注：1号区域：第1種・第2種中高層住居専用地域、第1種・第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び用途地域の指定のない地域のうち2号区域に該当する地域以外の地域並びに工業地域及び知事が公示して指定する地域のうち学校、保育所、病院、入院施設を有する診療所、図書館、特別養護老人ホーム及び幼保連携型認定こども園の敷地の周囲80mの区域内の地域

2号区域：工業地域及び工業専用地域の一部のうち、1号区域に該当する地域以外の地域

出典：「振動規制法施行規則」(昭和51年11月10日、総理府令第58号)

「大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則」(平成6年10月26日、大阪府規則第81号)

「振動規制法第3条第1項の規定に基づく地域」(昭和61年4月1日、大阪市告示第250号)

「振動規制法施行規則別表第1付表第1号の規定に基づく区域」(昭和61年4月1日、大阪市告示第252号)

**道路交通振動の限度(要請限度)**

「振動規制法」による限度は表3.2-48に示すとおりである。

表 3.2-48 道路交通振動の限度(要請限度)

(80%レンジの上端値、単位：デシベル)

区域の区分	用途地域	昼間 (午前6時～午後9時)	夜間 (午後9時～翌日午前6時)
第一種区域	第一・第二種中高層住居専用地域 第一・第二種住居地域、準住居地域 用途地域の指定のない地域	65	60
第二種区域	近隣商業地域、商業地域 準工業地域、工業地域	70	65

出典：「振動規制法施行規則」(昭和51年11月10日、総理府令第58号)

「振動規制法施行規則別表第2備考1及び2に基づく区域及び時間」

(昭和61年4月1日、大阪市告示第253号)

(7) 地下水採取に係る規制

「工業用水法」(昭和 31 年法律第 146 号)では、工業用水としての地下水の採取について許可等を必要としている。「建築物用地下水の採取の規制に関する法律」(昭和 37 年法律第 100 号)では、冷暖房設備、水洗便所、洗車設備及び公衆浴場の用に供される建築物用の地下水の採取について許可等を必要としている。

(8) 悪臭防止法等による規制基準等

大阪市では、「悪臭防止法」(昭和 46 年法律第 91 号)に基づく「臭気指数規制」を導入している。市域全域を規制地域として、「敷地境界線(第 1 号)」、「気体排出口(第 2 号)」、及び「排水(第 3 号)」の各排出形態により、規制基準を定めている。規制基準は表 3.2-49 に示すとおりである。

なお、臭気指数とは、悪臭を臭いが感じられなくなるまで無臭空気で希釈したときの希釈倍数(臭気濃度)を求め、その常用対数に 10 を乗じた数値をいい、算出式は下記に示すとおりである。

$$\text{臭気指数} = 10 \times \log(\text{臭気濃度})$$

表 3.2-49 悪臭防止法に基づく規制の概要

法・指導要綱別		悪臭防止法
規制対象地域		大阪市域全域
規制手法		臭気指数
測定方法		嗅覚測定法 (三点比較式臭袋法及び三点比較式フラスコ法)
規制基準	敷地境界線(第 1 号)	臭気指数「10」
	気体排出口(第 2 号)	[排出口高さ 15m 以上] ・指標：臭気排出強度 ・建物の影響による拡散場の乱れ(ダウンドラフト)を考慮した大気拡散式を用いる [排出口高さ 15m 未満] ・指標：臭気指数 ・流量を測定しない簡易な方法
	排水(第 3 号)	臭気指数「26」

出典：大阪市ホームページ「悪臭防止に関する規制」(令和 7 年 10 月閲覧)より作成

#### (9) 自然環境保全に関する規制

自然環境保全については、「自然公園法」(昭和 32 年法律第 161 号)、「近畿圏の保全区域の整備に関する法律」(昭和 42 年法律第 103 号)、「都市緑地法」(昭和 48 年法律第 72 号)、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」(平成 14 年法律第 88 号)、「大阪府自然環境保全条例」(昭和 48 年大阪府条例第 2 号)等の関係法令に基づき、各種開発行為等が規制されている。

大阪市では「大阪市みどりのまちづくり条例」に基づき、敷地面積 1,000m<sup>2</sup>以上の新築又は増改築を行う場合、敷地面積の 3%以上にあたる緑化を接道部の敷地、外壁などにし、あわせて、緑化等計画書、内容変更、及び緑化等完了の届出をするよう定められている。

また敷地面積が 1,000m<sup>2</sup>未満の建築物の場合は、「建築物に付属する緑化等に関する指導要綱」によるものとする。

#### (10) 日照障害

大阪市域では、「大阪市建築基準法施行条例」(平成 12 年大阪市条例第 62 号)に基づき、住居系地域及び準工業地域が日影規制の対象地域として指定されている。

事業計画地は工業専用地域であり、日影規制の対象地域に指定されていない。

#### (11) 景観

事業計画地は、「都市計画法」(昭和 43 年法律第 100 号)による風致地区に指定されていない。

都市景観については、「景観法」(平成 16 年法律第 110 号)及び「大阪市都市景観条例」(平成 10 年大阪市条例第 50 号)に基づき、「大阪市景観計画」が策定されている。市域全域(市域内の地先公有水面を含む。)を景観計画区域として定め、基本届出区域、重点届出区域及びまちなみ創造区域を設定し、地域特性に応じたきめ細やかな景観形成を図ることとしている。

事業計画地は臨海景観形成区域に位置しており、一定規模以上の建築物の建築等や工作物の建設等を行う場合は、あらかじめ届出を行い、景観形成方針や景観形成基準に適合する必要がある。

### 3. 環境保全計画等

環境の保全に係る計画のうち、主なものは以下に示すとおりである。

- 大阪市環境基本計画
- 大阪市景観計画
- 大阪ブルー・オーシャン・ビジョン実行計画（大阪府・大阪市）
- 新・大阪市緑の基本計画
- おおさかスマートエネルギープラン（大阪府・大阪市）
- 大阪市地球温暖化対策実行計画〔区域施策編〕
- おおさかヒートアイランド対策推進計画（大阪府・大阪市）
- 2030 大阪府環境総合計画
- 大阪府自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質総量削減計画〔第4次〕
- 窒素酸化物総量削減計画（大阪府）
- 硫黄酸化物総量削減計画（大阪府）

これらの環境保全計画のうち、大阪市環境基本計画及び 2030 大阪府環境総合計画の目標は、それぞれ以下に示すとおりである。

#### (1) 大阪市環境基本計画

大阪市では、令和7年3月に「大阪市環境基本計画（改定計画）」を策定している。

令和元年12月に策定した「大阪市環境基本計画」のSDGsの考え方を活かした戦略などを引き継いだもので、「すべての主体の参加と協働」のもと、環境施策の3本柱として「脱炭素社会の構築」「循環型社会の形成」「快適な都市環境の確保」に取り組み、「地球環境への貢献」を果たすことに加え、SDGs達成の目標年である2030年（令和12年）に向けて、国内外の動向や前計画の進捗状況などを踏まえ、環境・経済・社会の調和のとれた持続可能な発展をめざしていくことによって、引き続き、「SDGs達成に貢献する環境先進都市」の実現をめざしている。

SDGsの考え方を活かした戦略として、以下の5点をあげている。

- 地域、市民、事業者との連携強化
- 環境、経済、社会の統合的な向上
- 持続可能な新しい技術、イノベーションの創出・活用
- 国際展開の強化
- 持続可能で効率的な行政運営

環境施策の目標は、以下のとおりである。

- 脱炭素社会の構築  
2030年度の大阪市域からの温室効果ガス排出量を2013年度比で50%削減。
- 循環型社会の形成  
2025年度の大阪市のごみ処理量を84万トンに削減。  
2025年度のワンウェイのプラスチック（容器包装等）を2005年度比で25%排出抑

制（リデュース）する。

○快適な都市環境の確保

2030年度に自然や生き物を身近に感じる市民の割合を50%以上とする。

2025年度末の緑被率約10.4%（2012年度値）を維持もしくはそれ以上を達成。

2025年の地球温暖化の影響を除外した熱帯夜日数を2000年より3割減らす。

大気環境、水環境、ダイオキシン類、騒音にかかる国の環境基準を達成。

二酸化窒素及び非メタン炭化水素については、大阪市環境保全目標を達成。

土壌については、土壌汚染による人への健康影響がないこと。

## (2) 2030 大阪府環境総合計画

大阪府においては、「大阪府環境基本条例」（平成6年大阪府条例第5号）に基づき、現在及び将来にわたり府民の健康で文化的な生活を確保することを目的として、豊かな環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために令和3年3月に「2030大阪府環境総合計画～いのち輝くSDGs未来都市・大阪をめざして～」を策定している。

この計画では、持続可能な社会に向けて2050年のめざすべき将来像と、それを見据えた2030年の実現すべき姿、及びその実現に向けた施策の基本的な方向性を明確化し、環境施策を総合的に推進・展開するものである。

環境施策として、以下の5点をあげている。

○脱炭素・省エネルギー

○資源循環

○全てのいのちの共生

○健康で安心な暮らし

○魅力と活力ある快適な地域づくり

また、2050年のめざすべき将来像と、2030年の実現すべき姿は以下のとおりである。

○2050年のめざすべき将来像

「大阪から世界へ、現在から未来へ 府民がつくる暮らしやすい持続可能な社会」

○2030年の実現すべき姿

「いのち輝くSDGs未来都市・大阪 ー環境施策を通じてー」

## 第4章 事業計画に反映した環境配慮の内容

現時点において事業計画に反映した、もしくは今後反映することを計画している環境配慮の内容は、表 4-1 に示すとおりである。

表 4-1(1) 事業計画に反映した配慮事項の内容

### 1 周辺との調和

環境配慮項目及び環境配慮事項	選定の有無	環境配慮の内容 (選定しない場合はその理由)
1-1 周辺土地利用との調和		
脱炭素社会の実現に向けたまちづくりなど、地域の環境計画の方針・目標等との整合を図ること。	○	ゼロカーボンおおさかの実現に向け、最新の製鋼設備を導入しエネルギー単位の低減ならびにCO <sub>2</sub> の発生が少ない電気炉鋼へのシフトや、太陽光発電設備の設置を行い、サプライチェーンを含めたCO <sub>2</sub> 排出量削減を図る。
事業の規模・形状及び施設の配置・構造等の検討にあたっては、周辺地域の環境や土地利用との調和を図り、環境への影響を回避又は低減するよう努めること。	○	現状屋外施設となっているスクラップヤード、スラグ処理場を含め事業計画で必要となる施設は可能な限り建屋内に配置するものとし、周辺地域への環境影響が最小限となるよう努める。
事業計画地の下流域及び周辺地域において、地下水利用等がある場合は、これらの利水への影響の回避又は低減に努めること。	—	地下水利用は無いので環境配慮事項として選定しない。
1-2 変更区域の位置・規模・形状の適正化		
土地の変更や樹木の伐採等を行う場合には、その変更区域の位置・規模・形状の選定にあたって環境への影響の回避又は低減に努めること。	—	事業計画地は既存の埋立地であり、樹木は存在せず、自然変更に繋がる土地の変更はないため、環境配慮事項として選定しない。
事業計画地内での土工量バランスに配慮するよう努めること。	○	建設工事の実施にあたっては、計画段階で建屋内のレイアウトを見直すなど建設面積の縮小化を図り、工事範囲をできるだけ縮小することで掘削土量を最小限にし、搬出土量の抑制に努める。

表 4-1 (2) 事業計画に反映した配慮事項の内容

2 循環

環境配慮項目及び環境配慮事項	選定の有無	環境配慮の内容 (選定しない場合はその理由)
2-1 資源循環		
プラスチックごみや食品ロスの削減など、供用中における廃棄物の発生抑制や循環資源のリユース・リサイクルに努めること。	○	解体ならびに工事業者へ給食会社の利用を幹旋し、プラスチックごみの抑制を図る。また発生した廃棄物は分別をしっかりと行いリユース・リサイクルに努める。
再生利用等が容易にできるよう適切な資材や工法を選定するなど、工事の実施や将来の解体により生じる廃棄物の発生抑制や循環資源のリユース・リサイクルに努めること。また、残土の発生抑制及び有効利用に努めること。	○	解体工事については建設リサイクル法に基づいた廃棄物の分別を行いリユース・リサイクルに努めるよう元請業者を指導し、適正な処理を実施する。建設工事については長期使用が可能でリユース・リサイクルに配慮した建設資材を選定する。掘削土は可能な範囲で事業計画地内で利用することを検討し、搬出土量抑制に努める。
2-2 水循環		
雨水の有効利用、水の回収・再利用を図るなど、水の効率的利用に努めること。	○	製造工程で使用した水は回収し、水処理設備にて再使用できるよう処理を行い、工業用水の使用量低減を図る。
雨水の地下浸透システムの導入、保水機能に配慮した土地利用を図るなど、雨水の貯留浸透・地下水涵養能力の保全・回復に努めること。	-	事業計画地は海面埋立地であることから、環境配慮事項として選定しない。

表 4-1 (3) 事業計画に反映した配慮事項の内容

3 生活環境

環境配慮項目及び環境配慮事項	選定の有無	環境配慮の内容 (選定しない場合はその理由)
3-1 大気質、水質・底質、地下水、騒音、振動、低周波音、悪臭		
自動車交通による環境影響を低減するため、供用時における道路、鉄道等の交通網を考慮して、適切な交通アクセスを確保するよう努めること。	○	従業員は公共交通機関の利用を推奨する。施設関連車両及び工事関連車両については幹線道路や高速道路の利用に努めていく。
公共交通機関の利用促進、物流の効率化などにより、施設供用時に発生する自動車交通量の抑制に努めること。	○	原料の受入については海上輸送をできるだけ組み入れるよう配慮し、自動車交通量低減に努める。
地域のニーズに応じた自転車駐輪対策や自転車通行環境の整備等、自転車の活用推進に努めること。	○	必要な駐輪台数を収容できる駐輪場を整備し、自転車通勤希望者のニーズに対応する。
施設で使用管理する車両については、電気自動車(EV)、燃料電池自動車(FCV)など次世代自動車の導入に努めるとともに、EV用充電施設の設置について検討すること。また、地域のニーズに応じたモビリティの活用推進に努めること。	-	重機、大型車の次世代自動車は現状汎用のレベルではないため、今回の事業計画では環境配慮に選定しない。 インフラ整備が進んでいけば、電気自動車などの次世代自動車の導入を検討していく。
施設の規模、配置及び構造の検討にあたっては、大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭、有害化学物質等による環境影響の回避又は低減に努めること。	○	大気については使用する燃料は都市ガスを採用、窒素酸化物の排出低減やダイオキシンの発生を抑制できる設備導入を行い、汚染防止に努める。スクラップ予熱時に悪臭を発生する可能性があるため、燃焼による臭気発生を防止する設備を設置する。 水質については製造工程で使用する工業用水は水処理設備を設置し循環利用する計画としている。 スクラップヤード、スラグ処理場は建屋内に設置し、粉じんの飛散防止や騒音抑制に努める。敷地境界に防音壁を設置し周囲への騒音抑制を図る。
工事計画の策定にあたっては、周辺環境への影響の少ない工法の採用、低公害型機械の使用、散水の実施等により、大気汚染、騒音、振動、粉じん、濁水等による環境影響の回避又は低減に努めること。	○	工事期間中の周辺地域への影響を配慮し、国土交通省指定の排出ガス対策型建設機械、低騒音・低振動型建設機械の採用に努める。また必要に応じて養生壁設置や散水を行い、環境影響の低減に努める。 湧水については、処理タンクを設置し、pH、SS、油分等を監視し、公共用水域に放流する。 上記の環境影響を工事関係者へ周知させることで周辺地域への影響を最小限に抑える。
3-2 地盤沈下		
地下水位の低下や地盤の変形が生じないように配慮するなど、地盤沈下の防止に努めること。	-	工事中含め地下水の取水は計画していないため、環境配慮事項として選定しない。

表 4-1(4) 事業計画に反映した配慮事項の内容

3 生活環境 (続き)

3-3 土壌		
土壌汚染の発生及び拡散防止に努めること。	○	事業計画地の土壌汚染状況調査を実施した結果、揮発性有機化合物(ベンゼン)が検出、重金属類(シアン、鉛、ふっ素、六価クロム、セレン)の基準不適合が確認され、形質変更時要届出区域に指定されている。今後、追加調査を実施し、汚染状況に応じて適切な対策を実施する。
3-4 日照障害、電波障害		
建物・構造物の配置・形状の検討にあたっては、日照障害、電波障害に関する周辺環境への影響の回避又は低減に努めること。	-	日照障害や電波障害が生じるおそれのある高層建築物や工作物は計画していないため、環境配慮事項に選定しない。
3-5 都市景観		
建物・構造物の配置・デザイン・色彩等については、周辺景観との調和や地域性に配慮した工夫を施すとともに、必要に応じて植栽等で修景することにより、眺望景観・夜間景観を含めた地域の特性に応じた良好な都市景観の形成に努めること。	○	事業計画地と周辺は工業専用地域であるため、近隣企業の建物と調和のとれた景観が形成できるようにする。 事業計画地外周の公道沿いに緑地を設置し、景観の良化に配慮する。
3-6 ヒートアイランド		
人工排熱の低減、放熱の抑制、緑化の推進、水の活用や、クールスポットの創出など施設供用時における効果的な暑熱対策に努めること。	○	製鋼工程で発生する熱を原料予熱に活用し排熱利用に努める。また製鋼所敷地内の緑地を増加させ、ヒートアイランド現象の抑制に努める。
一体的なオープンスペースを確保するなど海風の誘導に配慮すること。また、市街地での適度な通風の確保のために、細やかな風通しへの配慮に努めること。	○	設備レイアウトとのバランスを取りながらスペースが作れる所は風通しの配慮に努める。
3-7 風害		
事業計画地周辺の風環境特性を把握し、風害の発生を抑制する建物配置等について検討すること。	○	風害の発生を抑制するよう剛性を高め、開口部を小さくするなど、設計時に検討を行い、強風時に破損物が周辺地域へ飛散することや工場内からの飛散物が発生することを防止する。
3-8 交通安全		
事業から発生する自動車交通に起因する交通渋滞の防止を図るとともに、高齢者や障がいのある人を含めた歩行者の安全を確保し、利便性・快適性の向上に努めること。	○	製鋼原料となるスクラップの搬入場所が変わるため、事業計画地搬入時の渋滞や搬出入時の交通事故を防止する対応を実施する。 工事関係車両は乗り合いの徹底や公共交通機関の利用を推奨する。また資材搬入では海上輸送を組み入れ、車両台数の低減を行い交通事故防止を図る。

表 4-1 (5) 事業計画に反映した配慮事項の内容

4 自然環境

環境配慮項目及び環境配慮事項	選定の有無	環境配慮の内容 (選定しない場合はその理由)
4-1 地象、水象		
土地の改変にあたっては、事業計画地及びその周辺における地形、地質、土質、河川の水量・水位、海域の潮流・波浪への影響の回避又は低減に努めること。	○	事業計画地は土壌汚染状況調査を実施した結果、形質変更時要届出区域に指定されているため、土地の改変にあたっては計画段階で建屋内のレイアウトを見直すなど建設面積の縮小化を図り、できるだけ工事範囲の縮小に努めることと、適切な工法での工事を実施し土地改変の影響を最小限にする。
地下構造物の建設や地下水採取にあたっては、地下水脈への影響の回避又は低減に努めること。	-	事業計画地は海面埋立地であり、地下水の採取は行わないため、環境配慮事項として選定しない。
4-2 動物、植物、生態系		
土地利用や施設配置の検討にあたっては、動物、植物の生息・生育環境への影響の回避又は低減に努めること。また、動植物の重要な生息・生育地をやむを得ず改変する場合には、改変地の修復、移植・代替生息地の確保など適切な措置を講じるよう努めること。	○	事業計画地には緑地を整備し、在来の動物や植物の生息・生育環境の配慮に努める。
<p>良好な緑地、水辺、藻場、干潟の保全に努めること。</p> <p>緑地等の保全にあたっては、事業計画地周辺の良好な環境との連続性に配慮するとともに、まとまりのある面積の確保に努めること。また、緑地帯における植栽樹種の選定にあたっては、自然植生への配慮に努めること。</p>	○	緑地の造成については、まとまりのある面積確保に努める。
土地利用や施設の検討にあたっては、生物多様性の保全に配慮し、事業計画地及びその周辺地域における生態系ネットワークの維持・形成に寄与する自然環境を保全・創出するとともに、普及啓発活動にも努めること。	○	事業計画地は埋立地である上に工業専用地域であるため、自然環境は少ないが、船町事業所内・事業計画地に連続した緑地面積を確保し、自然環境の保全・創出に努める。
工事における粉じん、騒音、振動、濁水等が動植物の生息・生育環境に及ぼす影響の低減に配慮した工事計画の策定に努めること。	○	工事中は散水による粉じん発生の抑制、低騒音・低振動型の建設機械の採用、湧水は、pH、SS、油分等を監視し、排水管理を徹底し公共用水域の汚染防止に努めることにより、事業計画地及びその周辺に生息する動植物に影響を及ぼさないようにする。
4-3 自然景観		
人工物の位置、規模、形状等については、周辺景観との調和に配慮し、良好な自然景観の保全に努めること。	-	事業計画地は埋立地の工業専用地域であり自然景観はないので、環境配慮事項に選定しない。

表 4-1 (6) 事業計画に反映した配慮事項の内容

4 自然環境 (続き)

4-4 自然とのふれあい活動の場		
緑地空間、親水空間等を保全するなど、自然とのふれあい活動への影響の回避又は低減に努めること。また、事業計画地内においては、人々が自然とふれあうことのできる緑地空間、親水空間等の創出に努め、自然を体験・学習できる場としての活用に努めること。	○	事業計画地内の緑化については、芝生や高木を植樹するなどし、できるだけ自然を感じることができるような空間の形成に努める。

表 4-1 (7) 事業計画に反映した配慮事項の内容

5 歴史的・文化的環境

環境配慮項目及び環境配慮事項	選定の有無	環境配慮の内容 (選定しない場合はその理由)
5-1 歴史的・文化的景観		
建物・構造物の配置・デザイン・色彩等については、周辺の伝統的景観との調和に配慮し、必要に応じて植栽等で修景することにより、歴史的・文化的景観の保全に努めること。	—	事業計画地に文化財がない。また事業計画地周囲に大阪市顕彰碑(木津川飛行場跡)が存在するが事業計画地境界から 200m 以上離れた地点であるため、環境配慮事項として選定しない。
5-2 文化財		
土地の改変や建物・構造物の設置にあたっては、文化財の保全に努めること。	—	事業計画地に文化財がない。また事業計画地周囲に大阪市顕彰碑(木津川飛行場跡)が存在するが事業計画地境界から 200m 以上離れた地点であるため、環境配慮事項として選定しない。

表 4-1 (8) 事業計画に反映した配慮事項の内容

6 地球環境

環境配慮項目及び環境配慮事項	選定の有無	環境配慮の内容 (選定しない場合はその理由)
6-1 温室効果ガス、オゾン層破壊物質		
省エネルギー型機器、余熱利用、地域冷暖房の採用などエネルギーの効率的な利用に努めること。また、自然光や自然通風の活用、地中熱・下水熱の利用、太陽光発電の導入など再生可能エネルギーの利用に努めるとともに、水素などの新たなエネルギーの活用について検討すること。さらに、再生可能エネルギーの調達により、エネルギーの脱炭素化を図ること。その他オゾン層破壊物質の排出抑制に努めること。	○	製鋼工程で発生する熱を原料予熱に活用できる設備導入を行いエネルギー消費原単位の低減を推進する。電気炉で生産した鋳片の置場を次工程である圧延設備の前面に配置し熱を有したまま供給させ圧延工程における加熱エネルギーの省エネを図る。また、太陽光発電設備の導入や、鋼材生産に使用する素材を高転炉鋼から電気炉鋼にシフトすることでサプライチェーンを含めた CO <sub>2</sub> 発生量低減に努める。 建設機械は低燃費型を優先使用し、使用時は無駄な空転時間削減の徹底を行い、燃料消費量低減に努める。
建築物の向きや室の配置等の配慮や断熱性・日射遮蔽性の高い部材の採用等による熱負荷の抑制に努めること。	○	建屋の屋根部には日射遮断性の高い部材や塗料の活用の検討を行い、熱負荷の抑制に努める。
建築物への国産木材の利用を図ること。	—	建築物への木材の利用は計画していないため、環境配慮事項として選定しない。
最新のデジタル技術を用いたエネルギー管理システムの構築や行動科学の知見の活用等により、地域やビルで消費されるエネルギーの合理的・効率的な利用に努めること。	○	エネルギー使用量や設備の運転状況を監視し、自動化できるシステムを導入することでエネルギーの効率的な利用に努める。
6-2 気候変動適応策		
コージェネレーションシステムや再生可能エネルギー、蓄電池など、災害に強い自立・分散型エネルギーシステムの導入に努めること。	○	停電による設備停止により被害の発生が予測されるものについては、蓄電池や発電機により非常電源が確保できる仕組みの検討を行う。
関係機関と連携して避難場所等の提供や地下空間における浸水対策等風水害対策に取り組むこと。	○	地下空間を利用する場合は防水対策を検討するが、浸水した場合に被害が及ばないように設備配置に配慮する。

表 4-1 (9) 事業計画に反映した配慮事項の内容

7 次世代への貢献

環境配慮項目及び環境配慮事項	選定の有無	環境配慮の内容 (選定しない場合はその理由)
7 環境イノベーション		
新たなエネルギー・脱炭素技術など最先端の環境技術のうち、社会実装に向けて開発・実証段階にある革新的な技術について積極的に導入を検討すること。	○	水素ガスなどの脱炭素エネルギーの製鋼設備への活用を検討していく。

## 第5章 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法

### 5.1 環境影響要因

本事業の実施に伴う環境影響要因は表 5.1-1 に示すとおり、施設の存在（建築物の存在）、施設の利用（施設の供用、施設関連車両の走行）、建設・解体工事中（建設機械の稼働、工事関連車両の走行、土地の改変）であると考えられる。

表 5.1-1 本事業の実施に伴う環境影響要因

区 分	環境影響要因の内容
施設の存在	・ 建築物の存在
施設の利用	・ 施設の供用 ・ 施設関連車両の走行
建設・解体工事中	・ 建設機械の稼働 ・ 工事関連車両の走行 ・ 土地の改変

### 5.2 環境影響評価項目並びに調査、予測及び評価の手法

#### 5.2.1 環境影響評価項目と対象区域

##### 1. 環境影響評価項目

本事業の実施に伴う環境影響要因及び事業の実施予定場所周辺の地域特性を考慮し、環境影響評価項目を選定した。環境影響要因と環境影響評価項目の関係は表 5.2-1 に示すとおりである。

表 5.2-1(1) 環境影響要因と環境影響評価項目の関係

環境影響評価項目		環境影響要因						選定する理由・選定しない理由
項 目	細項目	施設 の 存在	施設の 利 用		建設・解体 工 事 中			
		建 築 物 の 存 在	施 設 の 供 用	施 設 関 連 車 両 の 走 行	建 設 機 械 の 稼 働	工 事 関 連 車 両 の 走 行	土 地 の 改 変	
大気質	浮遊粒子状物質		○	○	○	○		<ul style="list-style-type: none"> <li>施設の供用及び施設関連車両の走行に伴い、大気汚染物質が排出され、大気質への影響が考えられるため、項目として選定する。</li> <li>建設機械の稼働及び工事関連車両の走行に伴い、大気汚染物質が排出され、大気質への影響が考えられるため、項目として選定する。</li> </ul>
	二酸化窒素		○	○	○	○		
	水銀		○					
	浮遊粉じん中の重金属		○					
	ダイオキシン類		○					
水質・底質								<ul style="list-style-type: none"> <li>施設の供用に伴う工程水は、水処理設備を設置し工業用水を冷却循環利用する計画としており、公共用水域への排出は行わない。生活排水については、合併処理浄化槽を設置し処理を行う。処理後の生活排水は、既設の排水口から公共用水域に放流する予定である。水質・底質への影響は少ないと考えられるため、項目として選定しない。</li> </ul>
地下水								<ul style="list-style-type: none"> <li>工事中含め地下水利用は計画していないこと、施設の供用に伴い発生する廃棄物等は、適正に処理し、地下水を汚染する行為はないため、項目として選定しない。</li> </ul>
土壌							○	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設の供用に伴い発生する廃棄物等は、適正に処理するため、施設内及び近隣地域における土壌の汚染は発生しないと考えられる。</li> <li>建設・解体工事に伴い掘削工事を行うが、土壌汚染状況調査の結果、事業計画地が形質変更時要届出区域に指定されているため項目として選定する。</li> </ul>
騒音	等価騒音レベル及び騒音レベルの90%レンジ上端値等		○	○	○	○		<ul style="list-style-type: none"> <li>施設内に騒音等の発生源となる機器として電気炉、取鍋精錬設備(LF炉)、連铸機等を設置し、騒音・振動・低周波音の発生が考えられるため、項目として選定する。</li> <li>施設関連車両及び工事関連車両の走行並びに建設機械の稼働に伴い、騒音・振動の発生が考えられるため、項目として選定する。</li> </ul>
振動			○	○	○	○		
低周波音			○					
地盤沈下								
悪臭	臭気指数		○					<ul style="list-style-type: none"> <li>搬入される原材料の予熱時に悪臭の発生が考えられるため、項目として選定する。</li> </ul>

表 5.2-1(2) 環境影響要因と環境影響評価項目の関係

環境影響評価項目		環境影響要因					選定する理由・選定しない理由	
項目	細項目	施設の存在	施設の利用		建設・解体工事中			
		建築物の存在	施設の供用	施設関連車両の走行	建設機械の稼働	工事関連車両の走行		土地の改変
日照障害							・施設は既存工場敷地内に計画されており、また周辺の土地利用状況からみても、日照に影響を及ぼさないと考えられるため、項目として選定しない。	
電波障害							・電波障害が生じるおそれのある高層建築物や工作物が計画されていないことから、項目として選定しない。	
廃棄物・残土	一般廃棄物		○				・施設の供用に伴う、一般廃棄物及び産業廃棄物の発生が考えられるため、項目として選定する。 ・建設・解体工事に伴う、産業廃棄物及び残土の発生が考えられるため、項目として選定する。	
	産業廃棄物		○			○		
	残土					○		
地球環境	温室効果ガス		○				・施設の供用に伴い、温室効果ガスである二酸化炭素を排出するため、項目として選定する。	
	オゾン層破壊物質						・オゾン層破壊物質は排出しないため、項目として選定しない。	
気象							・周辺地域の気象に影響を及ぼすような大規模建築物は建設しないので環境影響評価項目として選定しない。	
地象							・事業計画地は埋立地であり、地形・地質に影響を及ぼすことはないことから環境影響評価項目として選定しない。	
水象							・施設の供用及び工事中に水象に影響を及ぼす行為（海域の流況に影響を及ぼすような埋立地の拡大や海域に新たに施設を建設するような計画）や要因がないことから環境影響評価項目として選定しない。	
動物							・施設は既存工場敷地内に計画されており、新たな土地造成は行わず、周辺地域の動植物への影響は少ないと考えられるため、項目として選定しない。	
植物								
生態系								
景観		○					・事業計画地に隣接する木津川が大阪市景観計画の河川景観配慮ゾーンに位置づけられており、施設、建物による景観の変化が考えられるため、項目として選定する。	
自然とのふれあい活動の場							・施設周辺のレクリエーション施設の消滅や改変をもたらさないため、項目として選定しない。	
文化財							・事業計画地には有形文化財はなく、埋蔵文化財包蔵地にも該当していないため、項目として選定しない。	

## 2. 環境影響評価の対象区域

環境影響評価の実施を予定している区域は、事業の特性、規模、内容及び事業計画地の位置、気象条件、地形条件等を考慮して、大阪市大正区、住之江区及び西成区とした。

### 5.2.2 調査の手法

5.2.1 で選定した環境影響評価項目について、現地調査を実施し、事業計画地周辺における環境の現況を把握した。既存資料調査の内容は表 5.2-2 に、現地調査の内容は表 5.2-3 に示すとおりである。

表 5.2-2 既存資料調査の内容

環境影響評価項目	資料名	調査内容
大気質	・大阪府環境白書 ・大阪市環境白書 等	測定結果 環境基準達成状況等
土壌	・大阪府環境白書 ・大阪市環境白書 等	測定結果
騒音	・大阪府環境白書 ・大阪市環境白書 等	測定結果 環境基準達成状況等 苦情件数等
振動	・大阪府環境白書 ・大阪市環境白書 等	測定結果 苦情件数等
低周波音	・大阪府環境白書 等	測定結果 苦情件数等
悪臭	・大阪府環境白書 ・大阪市環境白書 等	苦情件数等
廃棄物・残土	・大阪府廃棄物処理計画 ・大阪市廃棄物処理計画 等	廃棄物の発生量等
地球環境	・大阪市環境白書 ・大阪市環境基本計画 等	温室効果ガスの排出量等
交通量	・道路交通センサス	主要幹線交通量

表 5.2-3(1) 現地調査の内容

環境項目	調査項目	調査方法	調査時期・頻度	調査地点	
大気質	二酸化窒素 窒素酸化物	「二酸化窒素に係る環境基準について」(昭和53年7月 環境庁告示第38号)に定める方法	通年調査	一般環境 1地点 道路沿道 1地点	
	浮遊粒子状物質	「大気汚染に係る環境基準について」(昭和48年5月 環境庁告示第25号)に定める方法			
	水銀	金アマルガム捕集-冷原子吸光法	4回/年(四季) 各季7日間連続	一般環境 4地点	
	浮遊粉じん中の 重金属*1	ハイボリウムエアサンプラー捕集- 「有害大気汚染物質等測定マニュアル」(平成31年3月(令和6年3月改訂) 環境省 水・大気環境局 環境管理課 環境汚染対策室)に定める方法	4回/年(四季) 各季7日間連続 (重金属:期間平均値)		
	ダイオキシン類	ダイオキシン類に係る 大気環境調査マニュアル	4回/年(四季) 各季7日間連続 (1週間値)		
気象	地上	風向・風速	「地上気象観測指針」に定める方法	通年調査	事業計画地 1地点
		日射量			
		放射収支量			
	高層	高層風	GPSゾンデ観測		
高層気温					
拡散実験	PFC(パーフルオロカーボン)トレーサーを放出し、風下で試料を採取、ガスクロマトグラフィー法で分析	1回(10ケース程度)	事業計画地周辺 2km以内		
土壌	環境基準項目*2	土壌溶出量調査に係る測定の方法 土壌含有量調査に係る測定の方法	1回	事業計画地	
騒音	環境騒音	「騒音に係る環境基準について」(平成10年9月 環境庁告示第64号)に定める測定方法	2回/年(平日、休日) 24時間/回	敷地境界 2地点 周辺地域 4地点	
	道路交通騒音			道路沿道 4地点	
振動	環境振動	「振動規制法施行規則」に定める測定方法	2回/年(平日、休日) 24時間/回	敷地境界 2地点 周辺地域 4地点	
	道路交通振動			道路沿道 4地点	
	地盤卓越振動数	大型車走行時の1/3オクターブバンド周波数分析器を用いて計測	単独走行車 10台/点	道路沿道 4地点	

\*1 浮遊粉じん中の重金属:ニッケル(Ni)、マンガン(Mn)、鉄(Fe)、鉛(Pb)、カドミウム(Cd)、クロム(Cr)、バナジウム(V)、銅(Cu)、スズ(Sn)、亜鉛(Zn)、砒素(As)とした。

\*2 方法書では土壌調査項目としてダイオキシン類についても選定していたが、地歴調査の結果、中山製鋼所船町工場全体では使用履歴はあるものの、事業計画地での使用履歴がなく、過去に実施された土壌調査でも基準不適合が確認されなかったことから調査項目から除外した。

表 5. 2-3(2) 現地調査の内容

環境項目	調査項目	調査方法	調査時期・頻度	調査地点
交通量	交通量	交通量を目視により計数 9車種(特殊車、普通貨物車、バス、小型貨物車、貨客車、乗用車、軽貨物車、軽乗用車、二輪車)	2回/年(平日、休日) 24時間/回	道路沿道 4地点
低周波音	1/3 オクターブバンド周波数別音圧レベル及びG特性音圧レベルのパワー平均値	「低周波音の測定方法に関するマニュアル」(平成12年10月環境庁大気保全局)に定める方法	2回/年(平日、休日) 24時間/回	周辺地域 4地点
悪臭	臭気指数	「臭気指数及び臭気排出強度の算定の方法」(平成7年9月環境庁告示第63号)に定める方法	2日/年(夏季)	敷地境界 2地点 周辺地域 4地点
景観	眺望の状況	眺望地点からの写真撮影による	1回/年(夏~秋)	事業計画地周辺 6地点

### 5.2.3 予測の手法

本事業が環境に及ぼす影響について、予測する項目、方法、対象範囲及び対象時期は、表 5.2-4 及び表 5.2-5 に示すとおりである。なお、影響予測に当たっては、環境保全対策の実施による環境影響の軽減効果も考慮し、定量的な予測を行うことを基本とするが、定量的な予測が困難な場合は、対象事業の種類や規模あるいは現況調査の結果等と予測の対象とする項目の特性から、定性的に予測する。

表 5.2-4 予測の項目、方法、対象範囲及び対象時期（施設の利用時）

環境項目	予測項目	予測事項	予測方法	予測対象範囲	予測対象時期
大気質	施設排出ガス	二酸化窒素	年平均値 1時間値	ブルーム・パフモデルを基本とした大気拡散モデルによる計算	事業計画地周辺
		浮遊粒子状物質			
		水銀	年平均値		
		浮遊粉じん中の重金属			
	ダイオキシン類				
	施設関連車両排出ガス	二酸化窒素	年平均値	JEA 式を基本とした大気拡散モデルによる計算	施設関連車両の主要通行道路沿道
浮遊粒子状物質					
騒音	施設の供用に伴う騒音	騒音レベル(L <sub>5</sub> 等)等価騒音レベル(Leq)	伝搬理論計算式による計算	敷地境界 事業計画地周辺	施設最大稼働時
	施設関連車両の走行に伴う道路交通騒音	等価騒音レベル(Leq)	日本音響学会提案式による計算	施設関連車両の主要通行道路沿道	
振動	施設の供用に伴う振動	振動レベル(L <sub>10</sub> )	伝搬理論計算式による計算	敷地境界 事業計画地周辺	
	施設関連車両の走行に伴う道路交通振動		建設省土木研究所提案式による計算	施設関連車両の主要通行道路沿道	
低周波音	施設の供用に伴う低周波音	低周波音音圧レベル	伝搬理論計算式による計算	事業計画地周辺	
悪臭	施設の供用に伴う悪臭	臭気指数	既存類似例による定性的予測 大気拡散モデルによる計算	敷地境界 事業計画地周辺	
廃棄物	施設の供用に伴い発生する廃棄物	廃棄物の種類、発生量、再生利用量、最終処分量等	既存類似例等を考慮し、原単位等により予測	事業計画地	施設最大稼働時
地球環境	施設の供用に伴い排出される温室効果ガス	温室効果ガスの排出量	既存類似例等を考慮し、原単位等により予測	事業計画地	
景観	工場の存在に伴う景観の変化	代表的な眺望地点からの眺望の変化の程度	カラーフォトモンタージュの作成	事業計画地周辺	施設完成時

表 5.2-5 予測の項目、方法、対象範囲及び対象時期（工事实施時）

環境項目	予測項目		予測事項	予測方法	予測対象範囲	予測対象時期
大気質	建設機械排出ガス	二酸化窒素	年平均値	フルム・パフモデルを基本とした大気拡散モデルによる計算	事業計画地周辺	
		浮遊粒子状物質				
	工事関連車両排出ガス	二酸化窒素		JEA 式を基本とした大気拡散モデルによる計算	工事関連車両の主要通行道路沿道	
		浮遊粒子状物質				
騒音	建設機械の稼働に伴う建設作業騒音		騒音レベル(L <sub>5</sub> 等)等価騒音レベル(Leq)	伝搬理論計算式による計算	敷地境界事業計画地周辺	工事最盛時
	工事関連車両の走行に伴う道路交通騒音		等価騒音レベル(Leq)	日本音響学会提案式による計算	工事関連車両の主要通行道路沿道	
振動	建設機械の稼働に伴う建設作業振動		振動レベル(L <sub>10</sub> )	伝搬理論計算式による計算	敷地境界事業計画地周辺	
	工事関連車両の走行に伴う道路交通振動			建設省土木研究所提案式による計算	工事関連車両の主要通行道路沿道	
土壌	現況調査で汚染が確認された項目		対策後の土壌の状況	土壌汚染対策の効果からの推計	事業計画地	対策完了時
廃棄物 残土	工事の実施に伴い発生する廃棄物、残土		廃棄物の種類、発生量、再生利用量、最終処分量等	既存類似例等を考慮し、原単位等により予測	事業計画地	全工事期間

## 5.2.4 評価の手法

環境影響の予測結果を、生活環境、自然環境の保全等の見地から、客観的に評価するため、表 5.2-6 に示す評価の指針に基づいて評価対象項目ごとに環境保全目標を設定する。

表 5.2-6 評価の指針

環境項目	評価の指針
大気質	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境への影響を最小限にとどめるよう、環境保全について配慮されていること。</li> <li>・環境基本法、ダイオキシン類対策特別措置法に定められた環境基準の達成と維持に支障がないこと。</li> <li>・大気汚染防止法、大阪府生活環境の保全等に関する条例、ダイオキシン類対策特別措置法に定められた排出基準、総量規制基準、規制基準に適合すること。</li> <li>・大阪市環境基本計画に掲げたビジョンの実現及び目標の達成と維持に支障がないこと。</li> </ul>
土 壤	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境への影響を最小限にとどめるよう、環境保全について配慮されていること。</li> <li>・環境基本法、ダイオキシン類対策特別措置法に定められた環境基準の達成と維持に支障がないこと。</li> <li>・土壌汚染対策法や大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づき適切な措置が講じられていること。</li> <li>・事業により、土壌汚染を発生・進行させないこと。</li> <li>・大阪市環境基本計画に掲げたビジョンの実現及び目標の達成と維持に支障がないこと。</li> </ul>
騒 音	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境への影響を最小限にとどめるよう、環境保全について配慮されていること。</li> <li>・環境基本法に定められた環境基準の達成と維持に支障がないこと。</li> <li>・騒音規制法や大阪府生活環境の保全等に関する条例に定められた規制基準に適合すること。</li> <li>・大阪市環境基本計画に掲げたビジョンの実現及び目標の達成と維持に支障がないこと。</li> </ul>
振 動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境への影響を最小限にとどめるよう、環境保全について配慮されていること。</li> <li>・振動規制法や大阪府生活環境の保全等に関する条例に定められた規制基準に適合すること。</li> <li>・大阪市環境基本計画に掲げたビジョンの実現に支障がないこと。</li> </ul>
低周波音	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境への影響を最小限にとどめるよう、環境保全について配慮されていること。</li> <li>・大阪市環境基本計画に掲げたビジョンの実現に支障がないこと。</li> </ul>
悪 臭	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境への影響を最小限にとどめるよう、環境保全について配慮されていること。</li> <li>・悪臭防止法に定められた規制基準に適合すること。</li> <li>・大阪市環境基本計画に掲げたビジョンの実現に支障がないこと。</li> </ul>
廃棄物・ 残 土	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境への影響を最小限にとどめるよう、環境保全について配慮されていること。</li> <li>・廃棄物等の発生量が抑制され、発生する廃棄物等が適正に処理されていること。</li> <li>・廃棄物の処理及び清掃に関する法律に定められた規制基準等に適合すること。</li> <li>・大阪市環境基本計画等に掲げたビジョンの実現及び目標、方針の達成と維持に支障がないこと。</li> </ul>
地球環境	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境への影響を最小限にとどめるよう、環境保全について配慮されていること。</li> <li>・温室効果ガスやオゾン層破壊物質の排出抑制に配慮されていること。</li> <li>・特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律に定める基準等に適合するものであること。</li> <li>・太陽光発電等の再生可能エネルギーの導入やエネルギーの使用の合理化に努めるなど適切な措置が講じられていること。</li> <li>・大阪市環境基本計画に掲げたビジョンの実現及び目標、方針の達成と維持に支障がないこと。</li> </ul>
景 観	<ul style="list-style-type: none"> <li>・魅力ある都市景観の形成及び周辺都市景観との調和に配慮していること。</li> <li>・大阪市景観計画、その他景観法及び大阪市都市景観条例等に基づく計画又は施策等の推進に支障がないこと。</li> </ul>